

第百四十二回国会 院 行政改革に関する特別委員会 議 録 第十三号

平成十年五月十一日(月曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 虎島 和夫君

理事 二田 孝治君

理事 伊藤 忠治君

理事 若松 謙維君

理事 石崎 岳君

小野寺五典君

岡部 英男君

熊谷 市雄君

実川 幸夫君

谷 洋一君

西川 公也君

松本 和那君

宮本 一三君

石井 紘基君

上田 清司君

田中 慶秋君

古川 元久君

富沢 篤紘君

東 祥三君

佐々木洋平君

平賀 高成君

深田 肇君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 下福葉耕吉君

外務大臣 小淵 恵三君

大蔵大臣 松永 光君

文部大臣 町村 信孝君

厚生大臣 小泉純一郎君

農林水産大臣 島村 宜伸君

理事 野呂田芳成君

理事 山口 俊一君

理事 北脇 保之君

理事 中井 洽君

今井 宏君

大野 松茂君

金田 英行君

倉成 正和君

砂田 圭佑君

戸井田 徹君

牧野 隆守君

宮島 大典君

池田 元久君

岩國 哲人君

枝野 幸男君

平野 博文君

大口 善徳君

福島 豊君

石垣 一夫君

佐藤 茂樹君

松本 善明君

出席政府委員

首席内閣参事官

兼内閣総務課長

官房総務課長

兼内閣官房内閣内

政審議室長

兼内閣総務課長

官房内政審議室

長

内閣審議官

内閣審議官

内閣審議官

通商産業大臣 堀内 光雄君

運輸大臣 藤井 孝男君

郵政大臣 自見庄三郎君

労働大臣 伊吹 文明君

建設大臣 瓦 力君

自治大臣 上杉 光弘君

国家公安委員会 委員 村岡 兼造君

内閣官房長官 小里 貞利君

国務大臣 鈴木 宗男君

国務大臣 久間 章生君

国務大臣 尾身 幸次君

国務大臣 谷垣 禎一君

国務大臣 大木 浩君

国務大臣 亀井 久興君

国務大臣 江利川 毅君

国務大臣 竹島 一彦君

国務大臣 島中誠二郎君

国務大臣 坂野 泰治君

国務大臣 堀内 光雄君

国務大臣 藤井 孝男君

国務大臣 自見庄三郎君

国務大臣 伊吹 文明君

国務大臣 瓦 力君

国務大臣 上杉 光弘君

国務大臣 村岡 兼造君

国務大臣 小里 貞利君

国務大臣 鈴木 宗男君

国務大臣 久間 章生君

国務大臣 尾身 幸次君

国務大臣 谷垣 禎一君

国務大臣 大木 浩君

国務大臣 亀井 久興君

国務大臣 江利川 毅君

国務大臣 竹島 一彦君

国務大臣 島中誠二郎君

国務大臣 坂野 泰治君

国務大臣 堀内 光雄君

内閣官房内閣安

全保障・危機管

理室長 江間 清二君

兼内閣総務課長

官房安全保障

危機管理室長

内閣法制局長官

大森 政輔君

内閣法制局第二

部長 宮崎 礼登君

地方分権推進委

員会事務局局長

東田 親司君

総務庁長官官房

菊池 光興君

総務庁長官官房

西村 正紀君

総務庁人事局長

中川 良一君

総務庁行政管理

局局長 河野 昭君

防衛庁防衛局長

佐藤 謙君

科学技術庁長官

沖村 憲樹君

外務省アジア局

阿南 惟茂君

外務省条約局長

竹内 行夫君

大蔵大臣官房総

務審議官 溝口善兵衛君

大蔵省銀行局長

山口 公生君

文部大臣官房長

小野 元之君

厚生省生活衛生

局長 小野 昭雄君

委員外の出席者

建設大臣官房長

小野 邦久君

自治大臣官房長

鳴津 昭君

自治大臣官房総

務審議官 香山 充弘君

自治省行政局長

鈴木 正明君

議員 伊藤 忠治君

議員 枝野 幸男君

議員 北脇 保之君

参考人 速水 優君

(日本銀行総裁)

衆議院調査局第

三特別調査室長

田中 達郎君

委員の異動

五月十一日

辞任

岩永 峯一君

池田 元久君

田中 慶秋君

佐々木洋平君

同日

辞任

西川 公也君

石井 紘基君

枝野 幸男君

佐藤 茂樹君

同日

辞任

岡部 英男君

補欠選任

岩永 峯一君

本日会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

行政改革基本法案(伊藤英成君外三名提出、衆
法第一六号)

中央省庁等改革基本法案(内閣提出第四一号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中央省庁等改革基本法案及び伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案の両案を一括して議題といたします。

この際、伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口俊一君。

○山口(俊)委員 おはようございます。

このたび、民主党さんの方から行政改革の基本法案、対案ということで御提案をいただきました。せっかくの御提案でありますので、自民党を代表して、それでは若干の質疑を行わせていただきますと思います。

御承知のとおり、去る七日に御提案をいただいたわけでありまして、早速読ませていただきました。私も委員会中いろいろと質問のまどめをさせていたわけでありまして、正直申し上げて、これまで随分の時間をかけてこの委員会で行われた行政改革、なかなか政府案について質疑が行われてきたわけでありまして、特に民主党さんのそれだけの質問者の皆さん方、それこそなかなか充実をした質問を、質疑をなさっておられたわけでありまして、そうした議論のこれまでの経過、中身を振り返ったときに、いかにもこの基本法案というものが空虚なんじゃないかと実は若干驚かされたわけでありまして、これまでの議論は非常に中身が充実しておつてよかつたと思うわけでありまして、どうも、何とも寂しい限りというふうな思いがいたすわけでありまして、抽象論というか建前論、これに終始しておるのではないかと。

提案理由の説明で、政府案に関して、伊藤先生の方からは、「必要な改革への道筋が全く見えません」というふうなお話をなさつておられました。ただけれども、これは、そのまま今回の基本法案、民主党案にお返しをした方がいいのではないかな、それほど思うわけでありまして、いわゆる具体的な痛みを伴うものが欠落しておるのではないかと。要するに、結論は賛成だ、しかし各論はどうかというふうなのがほの見えてくるわけでありまして、やる気があるとはなかなか思えない。そうしたことに對して、提案者の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○伊藤(忠)議員 おはようございます。お答えをさせていただきます。山口先生におかれましては、日ごろ御高説を賜つておりまして、感謝をいたしておるわけでございます。

御指摘の点について、私どもの考えておりますことを述べさせていただきますが、今の御質問がございましたけれども、つまり全体像をどう描くかということなんでございますが、政府案そのものがプログラム法でございますから、どうしても、その対案という点になれば、国の仕組みを、国家像をどう描くかという基本的なフレームワークの問題に中心を置いて私どもも対案を提起させていたというところが真意でございます。

何としても改革を行う場合に避けて通れない基本的な問題は、御案内のとおり、国の権限を地方に移す、あるいは市場に移していく、市民の活動分野にもこれを振り分けていくということが基本だと考えているわけでございます。そのように肥大化した今日の行政権限を、国民が主役の、あるいは国民が行政に最大限参画をしていけるという形に改革をすることが必要だ、このように私どもは考えておるわけでございます。

そういう意味では、今日の行政の実態が、先生も恐らく御同意いただけると思いますが、事実上官僚支配の行政であることは間違いないから、それを文字どおり国民主権の行政へと転換を図っていくという、一番基本的な考え方に基づいているわけでございます。そのために民主党案は、まず、中央政府の役割を限定することが大切でございますし、国民の代

表者である政治家が実質的に官僚をコントロールできるように、副大臣制度の導入についても我が党としては積極的に提起をしているわけでございまして、御党のサイドでも、副大臣制度の新設については、これはやはり検討が必要なのではないかと、昨今そういう議論があることも耳にしているような次第でございます。

さらに、行政改革を官僚にゆだねるということであつてはいけないのでございまして、立法府が責任を持つて行うということでございまして、先生もおっしゃいましたように、道筋が見えない、あるいは腰を引いているのではないのかという御懸念でございますが、例えば行革に積極的に取り組むというのは国会の基本的な役割でございます。私どもも国会議員としては、それに対する重大な使命を負つていなければならない、このように考えているわけでございます。したがって、むしろ国会が責任を持つて、あるいは国会がむしろ痛みを感じるようなそういう努力というものをやっていく必要があるのではないかと。こんな立場で対案を提起をさせていただいておりますので、その点についてもぜひとも御理解を賜りたい、こう思つております。

以上でございます。

○山口(俊)委員 お話のとおりであらうかと思いますが、政府案につきましても、確かにプログラム法案というふうなことであります。いわゆる基本的な考え方方も実は昨年私ども非常にいろいろ議論をさせていただいて、さらに踏み込んだのが今回の政府案というふうなことであらうかと私は理解をいたしておるわけでありまして、逐条的に若干質問を続けさせていただきます。

第一条、第二条、第三条、これはもう基本的な考え方でありまして、特に第二条の、行政の公正の確保、透明性、簡素化、効率化、これは政府案とほとんど同じような中身になっておるわけでありまして、第四条についてであります。これは今伊藤先生

の御答弁の中にも若干ありましたが、民主党案では、中央政府の役割を、この四条に書いておりますように、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」、「二に「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務」、三として「全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施に関する事務」というふうなことになるわけでありまして、これがまさに結論ではないかと。どうもよく中身が見えてこないわけでございます。

実は政府案に関しては、若干これ、具体的に踏み込んでおるわけでありまして、結局何が含まれて何が含まれておらないのかというふうなことで政府案との差異を明らかにしていただきたいと思ふわけでありまして、質問も抽象論ではいけませんので具体的に申し上げますが、例えば教育、青少年問題あるいは科学技術、学術、文化振興について、あるいは雇用の安定、健全な社会福祉制度の運営、あるいは食糧、エネルギー、または健全な財政運営と安定的な経済運営、さらには環境保全に関する基準の設定以外の諸施策、こういったものがあるわけでありまして、これらは先生方の案の中にどこに含まれるわけでありましてか。

○校野議員 お答えをさせていただきます。今のようないくつかの御指摘のところが若干私どもの案の御理解をいただいている部分かなと思ひながら質問を聞かせていただいておりますが、私どもは、第四条に掲げました三つの項目、これはかなり具体的な基準を、しかも明確に、この手の法律ができますときには必ず、原則としてとか、努めるものとするとかというふうな書き方をしておるわけでありまして、私どもは明確にこの三つに限定をするという書き方をさせていただいております。

そして、具体的に御質問がありました、例えば教育、青少年問題ということを取り上げましたときに、これが国の事務なのか地方自治体の事務な

のかというような分け方自体が私も発想として基本的にはございませぬ。教育関連の問題のうち、これは特に第二号にかかわると思いますが、全国的に統一して定めることが望ましい準則に関する部分については国の事務だと思っておりますし、それ以外の部分はすべて地方自治体に任せるべきである。

つまり、例えば今六・三・三制がしかれていますが、これがいかにどうかという議論は別といたしまして、この六・三・三制が、地域に任せて、あるところでは五・四・四とかというようにならねば、日本全国で、人口の移動も激しいものでありますから、これは混乱等が生じます。あるいは、例えば義務教育修了時点での程度の学力が必要なのかというような最低基準、これは国の方で定めておくというようなことが必要になるであります。しかし、教育といっても、それ以外の部分は、例えば、具体的に学校の建物のつくり方はどうするのか、一クラスの人数をどうするのか、そういったことなどについては地域の特性に応じてお任せをしないではないか。

同じようなことは、例えば科学技術等の御質問もありました。科学技術について、これは全国的な規模で行わなければならないような、例えば宇宙開発のような話は、これは市町村に宇宙開発についての仕事をしろということ自体が無理でございします。こういった、全国規模でない不可能な仕事は国でやる、しかしそれ以外の、科学技術といつても具体的な産業振興にかかわっていきうような、具体策のようなところについては地域にお任せをしていく。

雇用の安定や社会保障についても、全国で統一基準をつくらなければならない、それに基づいて動かさなければならぬ部分がございます。年金を幾らぐらい掛けて幾らぐらい受け取れるのかという、ミニムスタンダードというような部分については国が決めるべきでありましょうが、例えば介護のサービス、どんなものを提供するのか、老人ホームの基準はどんな基準なのか、こんなこ

とは国がかかわることなく全部自治体に任せていく。

こういったことで、それぞれ御指摘をいただきまして、具体的な例示の中身の、その仕事の内容ごととにこの第四号の三つの事務に当てはまるか当てはまらないかで分けていく、その上で中央省庁などについて見ていく、こういう段取りでなければ中央省庁の仕事が減らしていくことはできないというふうな考え方から、私もはこういって提案をさせていただきます。

○山口(俊)委員 お話はわかるわけでありすが、結局当たり前のことをおっしゃっておるのではないかとと思えませぬ。実は、その次の段階、今御答弁がありましたように、じゃこれはこうでこれは地方なんだというふうな、いわゆる線引きとか、より具体的なところへ踏み込むことが一番大変なわけでありまして、そこら辺を若干お逃げになっておられるのかなというふうな感じが否めないわけでありすが、次に進ませていただきます。

最初に通告させていただいておたつ順番を若干変えさせていただきまして、逐条的にちよと申し上げた方がいかにかなというふうなことで申し上げたいと思ひます。

通告では九番目に予定をしておりますけれども、実は第六条であります。この第六条は、「国と民間とが分担すべき役割の見直し」というふうなことになるわけでありますが、「民間事業への転換、民間への事務の移譲」というふうなことをお書きになっておられるわけでありすが、これは、じゃ具体的に何を想定なさっておられるのか。

これは中身が見えてきませんと論評の仕方もないわけでありまして、そこで、具体的に何を伺いをするわけでありすが、先般、御党の某議員さんの御質疑の中で、堂々と郵政事業の民営化をおっしゃっておられた方がおいてになるわけでありまして、相当厳しく主張しておられたわけでありすが、例えばこの件に関して、これはもう、いわゆる民営化かどうかということで昨年大変な議論を

呼んだわけでありまして、当然民主党さんとしてもそこら辺は頭の中に置かれてのお話であろうと思つております。そこで、果たして郵政事業あるいは林野の事業、造幣とか印刷の事業の改革についてどういふふうな考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

○枝野議員 この仕分けについても、基本的には、先ほど御質問をいただき、御答弁させていただいた第四号の基準で、国が関与すべきかどうかというところで決めていく必要があるだろうと思っております。

なお、先ほど、私の答弁に對しまして、それに対するさらに踏み込みがどうかというのを御指摘いただきましたが、御承知のとおり、政府案におきまして、各省庁が持つ具体的な仕事の事務あるいはその権限については、これから省庁設置法を改正していくという作業の中で具体化をしていく。この省庁設置法そのものを私どもも可能であるならばさわつていきたいというふうな考えておりました。御承知のとおり、膨大な量の仕事を一個一個検証していかなければなりません。具体的に国会の審議が進行している中で、私どもは選抜肢として政府案に対する対策をきちんと示さなければならぬという中で、現段階で明確な基準を示させていただいて、これに基づいて私どもは省庁設置法などの所掌事務、権限について大幅に削っていくというふうな考え方をしているというところで御理解をいただきたいと思っております。

そして、御指摘をいただきました第六条でございますが、今具体的にお示しになりました幾つかの現在国が行っております事業、これらについて今今の基準で仕分けをしていくということになるというふうな考えております。

例えば今郵政事業ということで御指摘をいただきましたが、これらについても、基本的には、郵政事業という大くくりのくくり方を現段階で一気にしてしまつていいのかどうかというところがまず一つはございします。郵政も、三事業、貯金、保険それから郵便事業、この三つを同じ次元で考え

ていいのかどうか。そして、例えば郵便貯金あるいは簡保事業について、これを民間に転換をしていく、民間に移譲していくというようなことを仮に考えた場合は、その貯金を集めていく、保険を集めていくという事業と、それを運用していくという事業、機能というものをしっかりと分けて、あるいは能力を考えたかなければ、現実的な対応にはなつてまいりませぬ。

これは、私ども、それから政府の方の方向性としても、現段階で、まずは郵便貯金で集めたお金、簡保で集めたお金を自主運用していく、つまり政府、公の管理から外した、独立した形で運営をしていく、運営をすることがまず可能であるのかどうか、そしてその能力はしっかりと備えることができるのかどうか。そのことがなければ、その上で、貯金を集めること自体について全体として民営化できるのかどうかというこの議論にはなつていかならうというふうな思っております。

そうした意味では、まずは、例えば郵便貯金については、この貯金で集めたお金を自主運用していくというところについての改革を具体的に、しかも早期にきちんと進めた上で、さらにその状況を見据えながら対応をしていくというふうな現実的なステップが必要ではないか。そして、最終的には、四号の基準の中で、例えば郵便などの話については、全国的な視点に立つて行わなければならない施策、事業に当たるのかどうかということ判断をしていくということにならうかと思っております。

○山口(俊)委員 さきの件に関しては、時間的というか、審議の状況に配慮して設置法まで踏み込まずに基本法を出されたというふうなことでございまして、審議の経過に御協力をいただいておりますが、配慮をいただいておりますが、たゞ、どうしても、今申し上げた郵政事業云々につきまして、やはりどうも民主党さんもお考え方がまと

まっておられないのではないかなという感じがするわけでありまして。

私どもは、この件に関しては、昨年の九月の行政改革会議の中間報告が出て以来、大変な議論を積み重ねてまいりました。それこそ血のにじむような議論をしてまいったわけでありまして、その結果があいまいな形でござったわけでありまして、これからの課題というのでも大変残っております。この件に関しては、やはりそうした御議論というのを、党内の議論というのを十分やっていただいて、お考え方をこれまた早急におまとめをいただきたいな、そんなふうにも思うわけでありまして。

続きまして、第七条にはいわゆる非営利団体のことが書かれておるわけでありまして、これとNPO法との関連はどうか。同時に、国として支援をする以上はやはり何らかのチェックというものがないとではならぬであろう、それこそ暴力団まがいのものに対して税制上の優遇措置云々、これはNPO法案のときにも大変な議論になったわけでありまして、そこら辺についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

○枝野議員 ます、NPO法案と私どもが七条で示しております非営利法人一般法との関係でございまして、残念ながら、今回でございましたNPO法は、大きな前進ではございますが、法人となる要件について少なくとも形式的には限定列挙となっております。その列挙に当たらないければ法人格を得られないという形になっております。

御承知のとおり、営利法人については、つまり株式会社、有限会社等については、これは政府等の認可等なく、単に営利で登記所に登記をすれば法人格を受けられることになっております。営利でございそうといった形で基本的には何の制限もなく、法務局に届け出れば法人格を得られるのに、非営利の法人については、今は役所の関与がなければ法人格が得られない、あるいは列挙事項に該当しなければ法人格を得られないというのはアンバランスであるというふうに考えております。

したがって、株式会社、有限会社並みに届け出等によって法人格を非営利法人が得られる、もちろん構成員の数とかあるいは基本財産の額とかというような制限はその場合にもつくかもしれないが、基本的には、活動の目的その他についてはかわりなく法人格を得たとしても、営利法人との関係で何ら問題はないというふうに考えております。

さらにその上で、その優遇措置、支援措置等との関係でございまして、これは七条の条文もきちんとお読みをいただくと御理解をいただけると思っておりますが、法人格を付与するという話と税制上の措置等の話、必ずしも全部合致をしなければならぬというふうには考えておりません。法人格は一般的に基本的には営利法人並みに無条件で与えていく。しかし、さらにそれについて支援措置を加えるに当たっては、これについては、もちろん当然のことでございますが、税金を使うわけは税金を優遇するという形で他と差がつくわけでありまして、ここに一定の行政の関与があり得るというところは私どもも理解をしております。

ただ、法人格の話と支援の話というのは分けて考えるべきだという考えから、まずは非営利法人の一般法をつくり、さらにその一般的に与えられた法人格のもとで必要な範囲で税制上の措置を含む諸制度の措置を講じて支援をしていく、こういう二段階で考えております。

○山口(俊)委員 お話をお伺いをいたしました。若干危ういものがあるのかなというふうな感じがいたします。同時に、NPO法案のいろいろな審議のときに、ある意味で各党それぞれ納得がいく形に果たしてなつたのかどうかというふうな嫌いが実はある法案はあるわけでありまして、そこら辺の思い入れというのがあるにかなるのか、そんな感じがいたしましたわけでありまして、これは時間の関係もありますので、次に、第八条と第九条についてまとめてお伺いをいたします。第八条について、これは公共事業について自治体には大幅な自主決定権を与えらる

いうふうなお話ですが、現時点で考えた場合に、これは下手をしますとますます地方エゴというか、あるいはまた、実は私もかつて県議会議員を四期やっておりますので大体地方議会の実情というのは知っております。ところが、いわゆる地方議員の利益誘導というものがさらに激化をしようというのではないか、そんな感じがいたします。やはりそこら辺はもう少し慎重に、いわゆる地方分権の議論の中で消化をしようという方いいんではないかというふうな思いがするわけでありまして、そこら辺に対するお考え。

さらには、第九条のいわゆる副大臣であります。これも先ほどの伊藤先生の御答弁の中にありましたけれども、実は確かに私も、いわゆる政治が、国会が内閣をコントロールするというか、そこら辺に感じてなかなかおもしろい考えかなというふうな感じも持っております。これはもう廃止をすることになるんじゃないか。結局そうしますと、看板のかけかえだけじゃないか。あるいは、むしろ何人かの方々をそれぞれ各役所に送り込むというふうなお話でありますので、逆に国民サイドから見ると、結局は国会議員が役職欲しさあるいはポストをつくらただけじゃないかというふうな御批判もあるかと思っております。そこら辺、二点についてお伺いをいたします。

○北嶋議員 ます、公共事業の問題についてお答えをいたします。公共事業の見直しは行政改革の重要なポイントであるというところは言うまでもないことだと思っております。そして、そのときに地方エゴや地方議員の利益誘導の激化を招いてはならない、これもまた言うまでもないことだと思っております。その点について、私どもは三点においてこれを担保していくことができると考えております。まず第一点は、私どもの考えでは、公共事業について、財源まで含めて地方自治体の自己責任を負うという、そういう仕組みにしていきたいという

うことでございます。今は、ともすると補助金とが地方債の許可とかで国頼りというところがあるものですから、財源は後からついてくるというふうな形で、いろいろなエゴが出てくる部分がございます。これを改革をして、財源も自分たちの自治体の中で配分をしていくしかないんだということがはっきりすれば、こうしたエゴを抑えていくことができると思っております。

また、二番目には、身近な自治体で公共事業をやることによりまして、情報公開等と相まってその住民の監視を強めていく、このことによりまして、チェックをしていく必要がある、このことでございます。

そして、三番目は、私どもの提案にございまして、公共事業の国全体の計画について、国会の承認を求めるという形でチェックをしていく。この三点によって今先生御指摘のような問題を克服していく、このように考えているところでございまして。

○枝野議員 副大臣の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、御指摘のとおり、この制度によりまして、政務次官の制度は廃止をいたします。問題は、この副大臣や政務補佐官としての立場から、どういった機能を与えていくかということが重要であるというふうに考えております。私どもは、従来の政務次官の役割以上に、副大臣や政務補佐官がきちんと役所の機構の中に入り込んで、大臣をトップにしながら事務方をしっかりとコントロールできている、こういった仕組みをこの制度のもとでつくろうと思っております。こうしたことによつて、その場合も名前は政務次官でも構わないわけでありまして、その機能、役割、権限というものが従来と変わることによって名前も同時に変える。当然のことながら、人数も一人では到底足りない。当然のことは二人では到底足りないというところで、合わせて八人ということを考えております。もちろん、これが単なるポストをふやすだけと

いろいろと、短い時間でありましたけれども、御議論をさせていただきました。総論としてはいいわけですが、各論に入りますと、さまざまの問題、悩みがあるわけでありまして、この件に関して、実は私どもも昨年来、もうそこそこ大変な議論をしております。しかも、族議員というふうな汚名まで着せられて、大変な苦勞をいたしましたけれども、ただ、やはり十分な議論をする。私ども、国民の代表でありますので、そうした立場から十二分な議論をしなければいけないというふうなことでやってまいったわけでありま

て、それを受けて、政府がこれから執行いたします。具体的な作業は官僚のお役人の皆さんがやられます。それが限度だと思ふのですね。

そうではなくて、これから政治主導というのですか、政治が行政を責任を持って具体的に注文をつけていく形をつくっていくという責任がございいますから、それをまさに決めるところは行政改革調査会、国会の中に置かれたその機関をもって立法作業を行う。具体的にはもちろんお役人の皆さんに、仕事のやり方ですからやっていただくにしまして、基本の部分はやはり国会の場で、法律

るところならば御見解を賜りたい、このように思うところであります。

○伊藤(忠)議員　お答えをいたします。

御指摘の点について、私どもは、この法案の中ではつきりさせておりますことは、まず地方分権をきちつと整理しなければいけないでしよう。とあるいは規制緩和を、あるいは民間にアウトソーシングすることによって中央政府としてやらなければいけない仕事というのは一体何が残るだろう。これは、政府としての機能を強化する立場に立って全国的な視野で政府がやらなければいけな

たことによつて、私は、全体の規制緩和計画が組まれているような気がしてなりません。立場が違えばその見方は変わるかも知れませんが、少なくとも、私はそのように感じているわけでございます。

これらの問題はむしろ前提条件として先行させなければいけないわけでございまして、そのことが後追ひになっておりますから、結局、省庁の再編成という域を出ないのではないかと。それで、問題なのは、今政治主導になつていないからというので、内閣機能の強化を目玉に据えておられると

いうのが政府原案の実態ではなからうか、このように考えているわけでございます。

その点を対比いたしますと、私どもの法案で言うておりますことは非常にオールドソックスであるし、国の形をつくっていく具体的な手法を各条文できっちりと押さえている、このように考えておりますので、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○平野委員 今、具体的な、明確なお答えをちょうだいしたわけですが、改めまして、それでは、民主党案と政府提案との差異というのでしようか、先ほど御質問がありました、ここが違うということを端的に言っていただけでしたが、よりわかりやすいと思うのでありますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○伊藤(忠)議員 お答えをいたします。

先ほど私の方から申し上げてきたんですが、いざいざにしても、抜本的にメスを入れないと、二十一世紀に対応できる我が国の、文字どおり真の行政改革を達成することは不可能ではないのか、このように考えているわけでございます。

そして、具体的に申し上げますならば、つまり、中央の権限あるいは財源を地方に、あるいは仕事を市場に、あるいは市民の皆さんに協力いただいて根づいた地域の行政サービスとしてやっていくようにこれから転換を図らなければいけないと思っております。そのことは、事実上官僚の皆さんが握ってきた現在の行政そのものを、国民が主役になって担えるような国の形に転換を行っていくというのを私たちは目標に据えているわけでございます。そのことができないければ、二十一世紀に向けて対応できる、あるいは社会の仕組みを変えていくような行政組織は達成できないであらうと考えているわけでありまして、

この基本的な理念、立場に立ちまして、国対地方の財源割合の逆転や規制のサンセット化などが具体化していくならば、これは今の行政組織、仕

組みそのものを大きく変えていくことができると考えているわけでございます。

そういう重要な行政改革の時点に今立っているわけでございますから、私たちは、大いなるプライドと責任感を持ってこの改革に取り組んでまいりたいと思っております。それから、少なくとも二年以内にその作業を国会の責任においてやっていくような仕組みを提供いたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○平野委員 今の民主党案の法案の中身にもありますが、やはり地方分権、非常に大事でございます。まず中央の再編ありきということよりも、やはりいかに国民のニーズに合った行政組織をつくっていくか、このことを考えていきますならば、まず国全体の行政の仕組みというのはいくつかからどうあるべきなのか、こういう視点から見れば、先ほどのお答えの中にもありました、やはり地方分権ということが非常に大事な行政の仕組みだ、このように思っております。

我が民主党も従来から重ねて主張してまいっておりますところでございまして、私も分権主義を唱えて国会に参った一人でございます。そこで、改めて地方分権の必要性を国民の皆さんに御説明を賜りたい、特にこの民主党案の中においての地方分権の重要性についての説明をお願いしたいと思っております。

○北嶋議員 地方分権が、ただいまの我が国の置かれた状況に照らして、行政改革の重要な柱であるというところは委員御指摘のとおりでございます。

と申しますのも、戦後、我が国は、経済成長などを目的としたキャッチアップ型の社会を築いてきたわけでございますが、ただいまの段階は、そういうキャッチアップ型の社会から、むしろ、もつと自由で安心できる社会を目指していこう、こういう転換点に来ていることだと思っております。

そこで、やはり何と云っても、身近なことは身近なところで決める、そして自分たちのことは自

分たちで決める、そういう意味の、国民が統治の主体であるという本来の民主主義をもっと発展させていく、こういうことが必要になってきているわけでございます。その点で、地方分権が非常に重要な意義を持っているというふうに思っております。

それに加えて、行政改革の具体的な目標である総合性と透明性の確保、効率性、こういった点から見て、果、自治体はその地域における総合的な行政の主体でございますから、国はどうしても各省縦割りになりがちでございますが、それを自治体において総合化していく。そしてまた、何をやるべきか、何をやるべきでないかという判断も総合的に判断をし、また効率的に進めていく、そういう力を持つていくものが自治体である、そのように考えます。そういう意味で、自治体を重視した地方分権推進を進めていきたいということでございます。

そこで、この法案の中では、私どもは、国の役割を限定する、そして地方分権については、財源も含めてきちんと分権を進めていくんだということとを盛り込んでおりまして、これが私どもの法案の特徴であるというふうに考えております。

○平野委員 今お答えをいただいたわけでありましたが、私も同感でございます。

ただ、地方自治体、このまま分権をしていって今今の自治体に重なるようになっていくわけでございますが、やはり地方自治体も行政改革を進めていく必要があると思っております。特に、今全国では三千三百という自治体がある。そのまの状態で分権をしていきましたと、基礎自治体としての能力が十分あるところとないところと非常にアンバランスが起ころうとするわけでございます。そういう意味で、地方自治体自身の行革が必要である、こういう意見も多いわけでございますが、この点についての御見解はいかがなものでしょうか。

○北嶋議員 地方公務員の数が三百万を超える、そして国家公務員に比べて三倍程度の数を持って、いるという点を見ても、地方自治体の行政

改革、これが重要だということは言うまでもないと思っております。また、国民から見ても、身近に行政がどんなものかと実感するのは、市役所の窓口とかそういうところで接したときに感じているということも大変多いと思っておりますので、その意味からも、地方自治体の行政改革は大変重要だと思っております。

ただ、その場合、一つ注意しておかなければいけないことは、今の仕組みでは、国の地方自治体に対するいろいろな縛りがございますが、そういうものが非常に大きい。例えば職員配置の規制があるとか、また事務事業についても、地方自治体の裁量ではやるやらないというのを決めるにたい部分とか、たくさんございまして、ですから、地方分権を進めて国の役割と地方の役割というものをできるだけはっきり区分けしていく、そういうことが地方行政の推進の環境づくり、前提になってくる、そういう意味でも地方分権の推進が重要だと考えております。

そして、具体的な進め方については、私どもは行革調査会を国会に設定するというのを提案しておりますので、今までの、まさに戦後のシャウプ勧告や神戸委員会の勧告から始まっている皆さんの議論を、この際、国会という場でもう一度集大成をして、立法についての勧告をし、それをもう二年以内の間に実行していこうというものが私どもの提案でございますので、国会という場で強力に進めていきたい、そういうふうに考えております。

○平野委員 それでは、次に参りたいと思っておりますが、この委員会の議論の中にも、多くの議員の皆さんの質問にあったわけでありまして、特に、定数削減という観点では、十年間で一割強云々、こういうこと議論が、この委員会でも相当あったように思いますが、今回の民主党案の中には、具体的な数字は触れておられませんが、そういう意味合いのことも言葉の中に入っておりますが、この点をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

○枝野議員　まず、私どもは、政府案にありますような十年間で一割削減などという程度のものは行政改革であるというふうには全く思っておりません。そして、私ども、まず発想として定数を削減するというのがベースではない。そもそも、国の役割を限定してしまふ、列挙事項三項目に限定をしてしまふわけでありまして、この仕事をするのにどれぐらい必要なのかということと物事を組み立てていくべきだろう。今何人いるから何人減らしますというふうな発想自体がそもそも違っているのではないかとこのように思っております。しかも、私どもの四条五項にありますとおり、財源の配分を、今中央が二地方が一、この二対一をひっくり返そうというふうなことを言っています。少なくとも、国の予算のうちの半分を地方に分配する機能、これにかかわる人員は大幅に減るということもはつきりしております。

例えば数を、今そういったところから概算をして、当然のことながら三割四割減でしようね、という前提ですということと申し上げるのは簡単でございますが、我々はずっと、より大胆なことを考えております。それからある意味では、従来の行政改革の議論の中でもごまかしが実はずっと来ておりまして、中央省庁の定員をふやせなくなつたら、今度は特殊法人をたくさんつくつてそこに人を乗つけていった、特殊法人がつくれなくなつたら、今度は公益法人のところに天下りをしていったりして人を出していった、こういった形でごまかしがなされていきます。今回の政府案の中でも、いろいろな仕組みをつくつて、それは総定員法の枠外にするような話でごまかしをしようとしていきます。

こうしたごまかしの、そして目標数値を出すよりは、私どもの中身を見ていただければ、大胆に三割四割は当然の前提ということはお理解いただけたらと思います。

○平野委員　今枝野議員のお話は、非常に大胆にやっています、まず削減数字ありきではない、結果としてそういうことになっていくんだ、こういう

うことでございますから、プロセスとしては本来はそのとおりでなければならぬ、このように思っております。そういう意味では、非常に大胆に切り込んでいく、こういうことだろうと思ひますし、結果的にはそうなっていくんだ、こういうことだと私、理解をいたします。

さて、先ほどもお話ございましたが、この法案の中にもありますが、民主党案では二年以内に行政改革を実行する、こういうふうにしておられるわけでございます。政府提案から見ますと、二年という非常に短い期間にやり遂げようということでございますが、これは、対案を出すかゆえに二年というところで余りにも短く限定したのではないのか、こういうふうな声もあります。この点については、どんな意気込みで二年というふうな提案されたのか、お答えいただきたいと思ひます。

○枝野議員　御承知のとおり、現在の社会の変化のスピードというものを考えれば、いろいろなこととの改革をちやうちよして進めることはできません。そして、特に大きな改革ほど実は一気に物事を進めないと進んでいかないというのは、歴史がさまざま物語っていることだというふうな思ひしております。

そうした意味で、私どもは、政府案の五年後に移行を開始するというようなやり方では十分ではない、できることから始めていって、遅くとも二年後には最終的なでき上りの絵というものが国民の前にすべて明らかにする必要があるというスパンというのは決して早過ぎるものではない、むしろ、これでももっと早くできないだろうかというぐらゐに考えております。

しかも、私どもの案では、行革調査会を立法府に置いて、ここでさまざまな法案づくりというものを進めてまいります。これによりまして、従来の、政府が法律を提出していくという過程の中で要していた時間とエネルギー、つまり省庁間の利害の対立、これを下の方から積み重ねていく、積み上げていく物を決めていくというやり方では大変時間がかかってしまひますが、政治が

大胆な決断をしながら法案づくりを進めていくというやり方であれば、二年という時間は十分に可能であるというふうな思ひしております。

さらに言えば、この法案の中にあります、例えば公共事業に対する国会の関与、あるいは副大臣の導入というふうなものについては、御承知のとおり、既に法案が国会で議論をされている、中身、具体的なものを持っておりますので、これは国会で採決をしていただければすぐにでも着手ができるというふうな中身も幾つも含まれておりますので、二年間というのは決して短過ぎる期間ではないというふうな考えております。

○平野委員　では、その行政改革調査会、これは法案の中にありますが、いま一つこの調査会の中身についてお聞きしたいと思ひます。

どのような構成で、どのように運営をして、どのように立法化をしていくのか、この辺が、調査会というものを国会の中につくっていくんだという、このことについて記載はされておりますが、具体的の中身について、ここが一番大事なところでございまして、もう少し詳しく御説明を賜りたいと思ひます。

○枝野議員　お答えをさせていただきます。まず、行政改革調査会本体そのものは、衆参両院の議員の中から一定数の議員を互選していただきます。そして、この皆さんを委員として構成をしたいというふうな考えております。

そして、この調査会では、私どもの法律案に示された方針、これは先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、原則としてとてかできる限りとかというふうな言葉を徹底的に排除しておりますので、明確な方針でございまして、この方針に基づいて、順次具体的な法律案、特に具体的に一番多くなるのは省庁設置法や内閣法、国家行政組織法などの改正案ということになろうかと思ひますが、こうしたものを、これも二年間待つて答申を出すのではなくて、まとまったものから両院の議長にその案を勧告して、そして国会での審議を経てすぐに法律にしていこうというプロセスをとって

いくことになりまして。

基本的には、勧告を受けた議長が関連する委員会等に付託をして、審議をしていただくということになります。調査会の中で、各党からの選ばれた人間が一致をする案件、一致をしない案件あるかと思ひます。それだけによつて、そこから先の審議の仕方は若干違ふかと思ひますが、それぞれの争点が明確になつた上で国会での審議が行われるということには最低限ありますので、具体的かつスピードを持った審議が可能であるというふうな思ひしております。

その上でさらに重要なのは、この調査会のもとに置かれるスタッフ機能が私どもも重要であると思ひます。現実的に法律案をつくっていくという場合には、現在の議員立法もそうでございますが、衆議院の法制局など議会の事務方、スタッフの皆さんの協力、力をいただきながら進めております。こうした機能を持ったスタッフを行革調査会のもとに置かなければならない。そして、ここで、現在の国会の事務局、法制局あるいは調査室などのスタッフの皆さん等、それから民間からここに事務方としてお加わりいただくということが重要であると思ひます。

そして、いわゆる霞が関からは人を入れない。まないたの上のコイそのものには入っていないだかないというところで、法律の条文を書いていくというふうなテクニカルな部分については国会のスタッフの皆さんに御協力をいただき、そして民間から事務方に入っていたら、民間の知恵を生かしながら、具体的な省庁設置法あるいは国家行政組織法などの改正案をつくっていただく。

そしてそれを、国会の調査会での議論あるいはそのスタッフの議論というところでございまして、当然のことながら、その過程そのものを国民の皆さんにオープンに見ていただきながら進めていくということによつて、初めて中央省庁の権限あるいは事務を制限していくという法律案がつくられていく。政府が、つまり当事者であるお役人の皆さん

が、自分たちの権限、事務を縮小していく法律案の原案をつくるという政府のプロセスでは、みずから包丁を持ってみずからの体を切り刻むということと、ごまかすので、残念ながら、その中身が大胆なものになるとは期待できない。民間と国会事務局の皆さんにお手伝いをいただくと、ところがある意味ではこの法案のポイントであるというふうな思っております。

○平野委員 時間が参っておりますが、今、枝野議員の方から御説明ありましたように、国民の意見をより反映するために民間のスタッフを入れていくのだ、これは非常に大事なことだと思えます。官主導の行政改革というよりも国民本位の行政にしていきたいに、国民のスタッフ、民間のスタッフを入れてそこに反映をしていくということ、これは非常に大事なことだと思えます。ぜひこの考え方で進めをいただきたいと思います。

何をしても、真に政治がリーダーシップをとって行政改革をなし遂げていく、政治がリーダーシップをとるといことはやはりその中に国民の声により反映される、こういうことになるわけだ、ごまかして、私も賛成者の一人として、この法案が成就することを心よりお祈りをし、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○高島委員 次に、若松議員の質疑に入ります。

○若松委員 新党平和を代表して質問させていただきます。

今回の中央省庁等改革基本法案の審議に際しまして、きょうで四週目になりました。民主党理事の方にはずつと一緒にご参りいただき、いろいろと議論もいたし、そして、本来ですとこの民主党提案の基本法案に対して一緒に議論させていただきたくはなかつたわけですが、なかなかお互いに時間がとれず、こういう形になってしまいました。しかし、この行政改革基本法案の中身は、我が会派としての考え方と基本的に大変一致しております。その御努力に対してまず敬意を表する

次第でございます。

そして、具体的にこの法案についてですけれども、まずどのくらいの期間、議員の先生方が議論を重ねてこの法案ができたという、そこら辺の審議過程を、作成過程というのでしょうか、それをちよつと御説明いただければと思えます。

○伊藤(忠)議員 お答えいたします。

若松先生には、いろいろな場面で御指導いただいております。心からお礼を申し上げます。

党内で法案を練り上げる、仕上げるまでには相当時間をかけました。まずプロジェクトチームを立ち上げて、そこでメンバーをお決めいただいて、多くの皆さんの参加をいただきまして、メンバーを中心に十数回、もちろん、学者の皆さんあるいはそのほかの各層を代表なさいます識者の皆さんにも参加をいただきまして、議論を積み上げてまいりました。さらにそれを、私どもの党では部会と言っておりますが、部会の中に持ち込みまして、専門家の皆さんの集まりでございまして、部会の中でもいろいろな角度から議論を深めまして、最終的には、拡大部会も開きまして、そこに全議員の皆さんを対象に参加をいただいて、言いかえれば全党的な議論を積み上げることができたかな、こんな感じがしております。かつてない取り組みをいたしましてこの法案をつくり上げてまいりました。こういう経過でございます。

○若松委員 大変な御議論、御苦労さまでございました。我が党もやはり中央のいわゆる裁量行政をやつた次第ですけれども、そのお考えは当然この基本法に盛り込まれております。

それでは、この基本法に基づいて、いわゆる今後のあるべき行革の姿ですか、それが具体化するまでに何年ぐらいかかるのか。そして、今回のこの中央省庁再編というのは当然かわつてきますので、今回のこの法案の、特に行政改革調査会ですか、それが中心となつてさまざまな行政改革の作業をするわけですが、どのくらいのスパンを考えてあるべき行革が達成されるのか。か

つ、その中で中央省庁再編はどういう位置づけになっているのか。それについてお答えいただきたいと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。

時間的な問題というのは、どういった見方をしているのかによつて切り口が変わってくるかと思っております。私どもは、例えば副大臣の設置でありますとか、それから国会の公共事業に対するコントロール、こうしたものについては、今すぐにも国会で御可決をいただける状況になれば、法案成立から半年もあれば施行できるというふうな考えております。

さらに、今特に御指摘がございました中央省庁の再編のような議論につきましては、私どもの基本原則に基づいて、中央省庁の役割、仕事を限定した上で中央省庁の設置法を書きかえていく。この作業は調査会において二年以内に行つていくというところでございまして、結論として、その遅くとも二年後までに中央省庁の設置法ができ上がり、そしてそれから施行までに、これは事務の移行等の時間は一月や二月というわけにはいかないので、目標としては、法律を二年前後でつくつて、そしてその次ぐらには実行していくというところにならうと思えます。

ただ、さらに言えば、全体としての行政改革の構造ができ上がつていくためには、地方分権が必ずセットになつております。地方分権における具体的、最終的な行き着く局面、場面というものは、例えば今三千三百ある地方自治体の数をどうしていくのかということ、上から勝手にくつづけにいく仕事ではないと思えます。また、そうすべきでもないと思っておりますので、我々が目指す絵柄というものは、二年以内に最終ゴールを具体的に示した上で、実際に地方の現場の、例えば町村合併等ができ上がつていくのにはもうちよつとスパンが要するということは正直に申し上げた方がいいというふうに思っております。

○若松委員 今枝野先生から二年間ということ

で、その間に設置法等もつくられると。そうすると、与党案と同じかそれ以上早くなる、そんなふうには理解いたしました。

そうしますと、この行政改革調査会ですけれども、これも何人かの先生がもう既に触れられました。現在は、このまきに行政改革特別委員会、これがあつて、かつその委員会にも調査室がございまして。

ちよつと今回、調査室に対して一言言いたいですけれども、調査室はいろいろと大変さばらしい資料をつくりました。しかし、今回の審議の中で、調査室からのリアクションは何にもなかったです。こつちから聞いて何が出るぐらいで、サラリーマンじゃないんだと、これははつきり言いたいですね。一緒に議論して、一緒に汗を流して、それで本当に国民のためのいい法案、修正案、附帯決議、そういった審議のために私はしてはしなかった。それをちよつとつけ加えさせていただきます。

そういう中で、じゃ、民主党さんの志向される行政改革調査会、先ほど、いわゆる互選、スタッフの機能とか言われましたけれども、じゃ、この既存の行政改革委員会と比べてどの程度違うのか。規模として、例えば百人とか二百人とか、どういふ人材をそろえていくのか。例えば五百人委員会みたいなあつた人をごんごん採用していくのか。そこら辺、ちよつとこの言葉だけじゃ見えないので、何かわかるような形で答えをいただければと思えます。

○北脇議員 行政改革調査会の概要につきまして先ほど枝野議員の方から御説明したところでございまして、実は、国会に申上げさせていただきますが、それは、国に申上げさせていただきます。昭和二十二年に両院法規委員会というものが設けられた経緯がございまして。今回の私の法案は、この両院法規委員会というものを一つの参考にしております。ちなみに申し上げますと、この法規委員会の場合、衆議院十名、参議院八名の計十八名、これ

が委員となっております。しかし今回の場合は、いわゆる「この国のかたち」をつくりかえるという大きな目標でございまして、具体化しているというところで、この人数よりはもっと大きな規模の委員構成になるというふうに考えております。

そして、スタッフのことについては、政府の方も推進本部百名以上というような規模を言っているらしい規模が、私どもの方のスタッフもそれに劣らない規模のものが必要になってくるだろう、そんなふうに考えております。

○若松委員 そうすると、今の行革特別委員会ですけれども、これは、いわゆる法案審査ということとこれは存続する、かつ、この調査会とは別個恒常的な会として設置する、そういう理解でよろしいわけですか。

○北脇議員 今回の行革特別委員会がどういうような位置づけになるかということについては、院で決めることでございまして、ちょっとお答えしにくいとは思いますが、私どもの提案している行政改革調査会というのは、ただいま申し上げたように、行政改革に必要な立法に関する勧告を両院に対して行うという、特定された具体的な目標を持たせた委員会でございますので、この役割を果たしていくということで、勧告を受けた院としての扱い、これについては、院の方の検討に基づいて行われていく、そういうような考え方をとっております。

○若松委員 それで、内閣機能の強化について民主党政案では第九条等に述べられておりますけれども、この点について触れさせていただきます。

先ほど山口委員の方から、政務次官から副大臣、名前の、単なる看板のかけかえじゃないか、そういう御指摘がございました。私もそうかなと思つたんですけれども、ただ、たしか昔代表もここでございまして、いわゆるイギリスの議院内閣制、そういった形で、実際あそこは、六百数十名の議員に対して百二、三十名内閣に入つて、いわゆる閣外大臣という制度も設けて、政治主導の行政が運営されております。ところが、私もイギ

リスに行つてわかつたんですけれども、結局、議院内閣制というのは、別の面、議員と官僚の行政の癒着という面もあるわけなんです。では、それをいかにイギリスのあの議会制民主主義の長い国として努力されたかという、いわゆる政治家は行政にいろいろ働きかけることができない、まさにあつせん利得罪、取賄罪というのですか、そういうことを廃止する、それを法律をつくつていく。これはアメリカもつくつていっていると思ひます。さらに、それだけではなくて、行政側から国会に、議会に人を送らない、これもあそここの長年の経緯として実現した話だと思います。

我が党にも当然、官僚出身の議員もおります。それはどこもそうです。北脇委員の質疑はもう非常にクリアで、私も非常に敬服しているのですけれども、これは一度本場に、政官財癒着のやはり根つこのところ、この議論をしつかり国会でしなないと、私は、行革行革と言いつつ結果的に大きなところで崩れてしまつて、そういう危険を恐れている一人です。それについては民主党さんとしてどんなお考えなのか、ちよつとこれについてお答えいただければと思います。

○枝野議員 お答えをさせていただきます。大変重要な御指摘だと思つております。まさに、そこがある意味では行政改革のポイントであつて、そうした視点から、私もあつせん利得にかかわります法律案を既につくつておりました。平和・改革の皆さんを初めとして、皆さんと一緒に提案をいたしませんかということでお呼びかけをさせていただいております。当然のことながら、政治資金規正法にのつていればいいなというふうな抜け道をつくらない、徹底した形で行政と政治との癒着関係を断ち切っていくというふうなことを考えております。

さらに言えば、やはり議会と行政、行政から議会への働きかけという部分については、これは、あの段階では民主、新進、太陽の三党提案をさせていただいたと思ひますが、既に一度国会に出しております副大臣等の設置法案の中には、副大臣

を設置するだけではなくて、その結果として、副大臣や補佐官等が答弁をするということで、国会におけるいわゆる政治以外の、行政の皆さんの国会答弁、いわゆる政府委員を廃止するというような中身も同時に加えております。

こうした形で、議院内閣制でございまして、私は、議会の多数党が行政をしつかりコントロールするという意味では、政治と行政がある意味で結びつかなければならぬと思つておりますが、行政のそういう意味でのゆがみというものが生じないような策というものは同時に提案をさせていただいていこうというつもりでおりますし、さらに必要な方策等がございまして、ぜひお知らせを拝借できればというふうに思つております。

○若松委員 今回の、特に国会と行政のいわゆる独立性というか、それぞれの立場のしつかりとした確保というのでしようか、それぞれの役割の認識、その点について伊藤議員から、名指しで恐縮ですけれども、ちよつと議員のお考えも一度聞きたいと思つております。

○伊藤(忠)議員 お答えをいたします。私は、一連の今回の行政改革の議論に参加をさせていただいて痛感をしております一つは、やはり二十一世紀に向けて我が国の、国の形をどうつくるか、このことをきつと目標に据えて全体の行政改革をどう進めるかということだと思つたのですが、同時にそれは、行政組織を抜本的に改革をするということとは、とりもなおさず我々自身の意識を変えていかなければいけない、こういうことがやはり同時に必要なんだろうと思つたのです。私自身の頭の中にもやはり古いものがまだ残つておりまして、そういうものを今回の行政改革と一体になつてこれを自己改革をしていきたいと思います。なかなか、入れ物だけつくつたつて、ちよんまげを結んで背広を着ているような状態では、やはりだめだと思つたんです。だから、そういうことを私自身も痛感をしておりますので、国会議員全体に、あるいは政治の場にある皆さん全体が、や

はり歴史的にもそのことを、自己変革が問われているのではなからうか、このように厳しく受けとめさせていただきまして、頑張りたいな、こう思つております。

○若松委員 せっかくですから、残された時間、北脇議員にも同じ観点から質問させていただきますと思つております。

特に、北脇議員につきましては、政策不況の脱出、共著ですが、いろいろ大変すばらしいお知恵もお持ちで、かつ非常に責任感を持って国会で作業をされております。ひとつよろしくお願ひします。

○北脇議員 国会と行政との関係ということでございまして、私は、やはり政治と行政というのをはつきり分けていく、このことが大事だということに思つております。そのときの政治というものの構成要素からいえば、国民がいて、そこから選ばれた議員がいて、それが国会を構成している。その国会から議院内閣制で内閣がつくられているわけでございますから、ここまですべて政治の領域であつて、これがしつかりとした役割を果たしていかなければいけない。

我が国の今までの問題点は、そこに入つていない、いわゆる官僚機構といひますか、それが政治の領域にまで進出してきて、政策の主導権を時には握る場合もあるというふうな形になってきていますので、むしろ内閣機能の強化という中で、副大臣制度を導入するとか、そういう形で、国民、国会、内閣、この結びつき、この連携を強化して、そのことによつて行政をコントロールし、活用していく、こういう形に一日も早く持つていくべきだ、そんなふうに考えております。

○若松委員 非常に私もうれしい答えをいただいております。ありがとうございます。

そうしますと、やはりこの行革をやるに当たつて、ある意味で行革をむしろやからがっているわけですから、その一つに国会がある。そうすると、今の議論を通じて、私は非常に感

じたのですけれども、今民主党さんがやっていたら、あつせん取崩しの防止の法案、そして我が党も、公共事業の政治家関与に対して罰則を設ける、これは非常に大事で、かつこの成立なしに、幾ら行革と言つても実が上がらない。残念ながら与党三党さんは、社民、さきがけさんはしっかりこれをやってほしいということですから、私も、自民党は全く乗らない、そんなのは自分で自分の牢屋を確保するようなものだ、そんなことじやないかと思うのです。これについて、ひとついかがですか、御意見は、本当にこれは大事だと思ふのです。

○伊藤(忠)議員 お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。結局そこへ行くと思うのです。自己改革というのを私は今申し上げたのですが、結局そこへ行くというと思うのです。やはりみずから厳しくする、議員に望まれている倫理ですか、このこともきちと確立しなければ、一方で行政改革を何は論じても、国民的な行政改革への支持というのは、本当の意味での支持というのは私は生まれなと思うのです。そういう意味から、政治家が襟を正すという意味からいって、今そのことで、あつせん取崩しが、抜け道がどうだというふうな議論でもめなければいけないという体質が問われているのじやなからうか、こう思っております。

○若松委員 時間が来ましたので、これで終わりますけれども、いすれにしても、非常に貴重な御提言です。きょうの採択の結果に關係なく、今後とも引き続き、平和・改革としては、ともに議論をさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、中井治君の質疑に入ります。

○中井委員 御苦労さまです。

御提出をいただきました法案あるいは概要等を、短期間で、熟読まではまいりませんが、部会も自由党は自由党なりに開かせていただきました。

議論をさせていただきまして、結論から言いますと、残念なおつき合ひできないかなというところでござりますが、しかし、そこに盛られておる行政改革に対する基本的な理念、そういったものは私も大いに共感をします。そのとおりです。例えば、法律をつくった場合のサンセット方式あるいは副大臣制の導入等々は、サンセット方式というのは、私がかつて民社党におりましたころに初めて国会で唱えたことがござります。副大臣制の導入につきましては、これはもとより新進党時代に提案をいたしましたものでありまして、制度的にも大いに賛成のものがたくさんござります。

そういう両方の意味から、二十分という範囲で幾つかの質問をさせていただきたいと思ひます。私どもの党が残念ながらこの法案に賛成できないという一番大きなところは、やはり先ほど民主党の平野議員さんから御質疑ありました、二年間かかる、こういう時間の問題であります。枝野さんが御答弁をなすつて、大きな改革というのはい方が早い、早くやらなければだめだと言われまして、私はそれとおそろいと思ひます。政府案においても時間がかかる、また皆さんの案においても時間がかかる。今の日本の現状は、そんなに時間をかけて改革をやるほど余裕はないのじやないか、こういう思いで、今私は、あるいは私の党は、国会の場ですべての面の改革について議論をいたしております。

お互い国会議員でありますし、政党でありますから、どの仕事を地方へ回せばいいのか、どの省庁のどの仕事はもう要らないのじやないか、こういふことはわかつておるわけでありませう。党としてそういったことを議論されて、その上で国会でやるといふことは大事なことでありませう。しかし、一定の方向を出されて、国民の皆さんにも、民主党さんは民主党さんなり、中央省庁あるいは中央と地方の關係は具体的にこういふことだとお示しになる方が現行の政治状況における政党の役割ではないか、こんなふうには思ひます。

が、いかがでしょうか。

○枝野議員 御指摘いただきました点は私も大変考慮させていただいておるつもりであります。ただ、私どもは、現実的にきちんとした行政改革、つまり、特に中央省庁の役割の限定ということを進めていきたいというふうに思っております。この場合に、抽象的にこの仕事は中央だ、この仕事は地方だ、これはやめるんだということの段階では今はもう既らない、これは先生御指摘のとおりでございます。

具体的にやらなければならぬのは、中央省庁のそれぞれの設置法、大蔵省設置法でありますとか通産省設置法でありますとか、その中にそれぞれの省庁の仕事の範囲、そしてその書かれておる仕事の範囲に基づいて行政指導などの権限行使が行われております。この省庁設置法に書かれております各役所の仕事の内容といたしまして、一つの役所で少なくとも大体百項目、多ければ二百項目ぐらゐの項目が列挙されておりました。それに基づいて中央省庁の仕事がなされておりました。

何を残す、何をやめるといふ議論自体は既にかなり煮詰まっております。その議論に基づいて具体的にこの省庁設置法を変えていく。この一つの役所に二百項目、二百項目ある項目を一個一個、削除してしまふのか、それとも書きかえるのか、それぞれ全部検討して、法律の条文を書いていって、そして法律を変えなければ、行政は動かない。この法律をつくっていく作業というものの時間がある程度は必要だ。

もちろん、スタンドプレーでえいやとやつてしまふことは、やろうと思へばできないわけではなにかもしれませんが、これに基づいて現実に行政を動かしていくという以上は、しかも中央省庁が肥大化しない、膨張しないというためには、その書き方も拡大解釈をされないような書き方をしなさい、結果的にはまたでかくなつた省庁設置法の事務の配分規定に基づいて肥大化、拡大解釈をしてしまふ、そういうことのないように精査をしながら条文をつくっていくという作業にや

はり現実的には半年、一年という時間は必要なのではないかというふうに私も考えております。

○中井委員 中央省庁のことについては、民主党さんとしても、基本的にはどれがどうだということとはほぼわかつておるが、理念あるいは基準というものをきちつとして、役人さんが勝手な解釈で設置法等をやらないうようにしていく作業というのは時間がかかる、こういうお答えかなと思っております。

それはそれで結構なことではございますが、そうしますと、具体的に何をやらせたいと、例えば国と地方との仕事の配分とか、あるいは国がやる仕事、やらない仕事という見直しをどこでやるのだと見ますと、第四条の基準でやりになるのだらう。そうしますと、具体的にいきますと、この三つの項目で国がやるものを決めていくのだ。そうなりますと、例えば防衛庁、国防の仕事というの、この三つの中でどれに当たるのでしようか。

○枝野議員 先ほど山口先生の質問にお答えしましたときに、抽象的にはなかなかそれが国なのか地方なのかは分け切れないという話を申し上げましたが、国防にかかわる基本的な仕事というのはこの第一号で、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」という中に大部分が含まれるであらうというふうに判断しております。

○中井委員 私どもは、国防ということと事務という言葉をちよつと連うてはならないかなという感じを持ってこの条文を見させていただいておる、このことだけを申し上げておきたいと思ひます。

それから、かつてないほどの特別委員会質疑時間を確保して、各党それぞれ議論を深めてまいりました。民主党の皆さん方の議論も大変興味深く聞かせていただきました。山口さんのお話ではありますませんが、感心することも多かつたわけでありませうが、幾つかの点でどういふふうに考え

はいのかというところがございました。

それは、これまたお話の出ました人員の削減あるいは給料、猛烈に、削減あるいは給料が高いと言われる方がおられるかと思えば、労働組合、現状の公務員を守れという議論をなさる方もおられる。両方成立するのだといえざるものでありましょうけれども、なかなか御党としておまとめになつていらっしゃるのかという感じを強く感じさせていただきました。御提出の法案にもその点は余り触れられておりません。国民から見れば、行政改革というのは、そういったことが見えにくい、行政改革の成果を上げた、こういう評価はなかなかいただけないのではないかと私は思っております。

この点につきまして、民主党さんとして、基本的にどこで党内が一致をされておられるのか、どこが基盤のラインなのか、お示しをいただければありがたいと思います。

○枝野議員 公務員の皆さんの処遇ということにつきまして、先ほどもお答えをいたしましたとおり、まず中央政府の役割というものを明確に、大幅に限定をする、その上でどれぐらいの数が必要なのかということをもとに考えなければならぬ。

したがって、一割とかというペースは全然ない、二割、三割、四割ぐらいまでは少なくともということでは当然言えるというふうに私は思っておりますが、逆に私どもは、そうした初めに数字ありきで数字に合わせようというやり方がまさに今回の橋本行革の失敗であるということを目の前で見えておりますので、むしろ我々は、我々に政権をゆだねていただければ、結果としてお示しをしたというふうには思っておりますし、そのための方向性というものは明確にこの中に示されているというふうに思っております。

○中井委員 お答えはお答えでわからないわけではあります、仕事で中央の公務員が減るのだ、仕事を減らすから減るのだ、それでは仕事のふえる地方はふえるという理屈が成り立つわけだ

ろうと私は思っています。そういう意味で、公務員のあり方についてかなり言われておりますし、議論も進めてまいりました。私どもは、行政改革という立場でいけば、もつときちっとした姿勢をやはり政党として持たざるを得ない、このことを申し上げておきたいと思っております。

それから同時に、もう一つは、地方自治体の、三千数百ありますこの数の多さ、ここら辺を本当にばっておいでいかどうかというところを真剣に議論して、早期に結論を出していかなければならないと僕は思っています。

実は、本日、私の地元、伊賀の国と昔は言ったところでございますが、二市二郡、ここで、地方議員が二市五カ町村で百十五人ぐらいおりまして、町村合併を促進する議員の勉強会をスタートさせます。これですごく人口十八万ぐらいになるわけでございます。

今の日本の現状を考えたときに、地方自治の理念は理念、あるいは地方自治の守らなければならぬ、これは守らなければならぬ、これは、三、四千、五百の地方自治体というのは、はつきり言って多過ぎる。これを徹底的にやはり合併をしていっていただく、こういう体制をつくらないと、地方分権を幾らやってもなかなか行政改革という名にふさわしいものができない、私はこういうふうには感じておりますが、この点の御意見はいかがでございますか。

○北脇議員 私どもも、市町村合併の促進の必要性については全く同感でございます。

特に今後の高齢社会を見通しますと、目前に迫っている介護保険の仕組みをどうやって担っていくか、これは今既に市町村の間では大変な重要な事項になっていてございしますので、そうした一事をとつてみても、市町村合併は非常に重要な課題であるというふうに考えております。

○中井委員 最後に、もう一つお尋ねをいたします。

四条の五項に中央と地方の財源の配分について

書かれております。ここには理念だけでありまして、お配りいただきました概要におきましては、地方と国の財源の配分を現行の二対一から二対一と逆転をさせる、こういうことが出ております。この二対一という発想は、どういう計算に基づいての二対一という発想なのか、今の逆転、こういうことだけで二対一とお書きになったのか、ここら辺をひとつお尋ねしたいということ。

同時に、実は私は、地方自治体が税務課として持つておるのは、要らないのではないかと。地方の税務課、県、市町村、そこにおられる方々は、大体九万人ぐらいおられます。国税庁は五万五千。大田国税庁が五千人ふやせば、地方自治体の地方税も国税庁で徴収できる。現実に、地方自治体で税の徴収をいたしますと、千円当たりのコストがかなり国税庁の徴収に比べて高いのであります。

地方税をどういう形でどういう率にしていくなか、あるいは都市計画税をどうするかということ等、もちろん地方自治体のお決めることになることである。その決定を受けて、国税庁が委託を受けて徴収した方がはるかに効率的で能率的である、こう考えています。

この税の使い方の配分、徴収の仕方、二つの点で民主党さんのお考えをお聞かせいただいて、質問を終わります。

○枝野議員 まず、税財源のお話について私の方からお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、現在、例えば平成九年度の地方財政計画ですと、地方の支出が八十七兆円に對して、みずからの税収入が三十七兆円という関係になっております。つまり、収入面では国が二対一になっておられるのに對して、支出面では国が一対二になっておられる。これをひっくり返すというのは、まさに支出に合った収入にする、つまり地方が全体の三分の二を出しているというところは、地方がその三分の二の収入をみずからの税財源で上げるべきであるという発想から出てきております。

ただ、これは、当面というか、出発点において

そうなるということだと思っております。さらに地方分権が進んでいけば、さらに地方が自主財源で取っていく部分というのが当然多くなつていかなければならぬというふうには思っております。

なお、こうした場合においても、過疎地と過密地域、財政力の違いの部分のところについて、一定部分については調整財源というものは、必要なものは残る。ただ、この場合も、一定の明確なルールに基づかなければならないと思っております。

なお、先ほど、国の公務員の数が減つても、地方の仕事がふえれば地方の公務員の数がふえるのではないかと御指摘をいただきましたが、必ずしも私はそうは思いません。

つまり、地方から国に対して、予算の分捕りのためにエネルギーを相当使っております。あるいは、国からいろいろおいてくる指示を受けて、それに対応するに相当なエネルギーを割いていきます。地方自治体、仕事はふえるかもしれないが、そうしたむだな仕事は減るという部分もかなりある。一概に私は、地方で人をふやさないければならないことになるかどうかということはない、むしろそこは、今水準があるいは減るということもあるのではないかとこのように思います。

税の取り方については、北脇議員の方からお答えいたします。

○北脇議員 税務の執行体制のことについてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、例えば個人の所得課税であれば、所得税と住民税が重なっている部分が多い。また、法人の所得課税についても、法人税と法人住民税や法人事業税の関係がある。そこを一本化していけば、効率化にもなるし、国民にとつても非常に意味では事務のむだも省けて助かる。これはもう御指摘のとおりだと思っております。

います。

一つは、地方税の中に、固定資産税であるとか、県税でいえば不動産取得税とか、そういった国税と別個の成り立ちを持った、基礎を持ったそういう税目があるので、それをどうしていくかというところが一つと、もう一つは、理論の話になりますが、地方自治、地方の財政自主権の観点からどう考えるか、こういう問題があります。

行革会議でもこの辺はちよつと結論が出ていないところですが、むしろこういう問題は、国会の、私どもが提案している行革調査会、こういうような場で議論して結論を出すことが最もふさわしいテーマであろうか、そんなふうに考えております。

○中井委員 御提案をなさったということについては敬意を表します。

民主党さんには、私どもと一緒に苦労されて、新進党で十一本の法案を具体的に作り、例えば特殊法人等は五年間、現在三年間と申しておりますが、原則すべて廃止だ、こういうことを含めた具体的な行政改革の法案を過去国会に提出した仲間がたぐさんいらいやるわけでありまして、どうぞ民主党さんも早く党内議論を深められて、具体案をひとつお出しただいて、ともどもその実現に向かつて頑張らせていただきたい、こんなことを申し上げて、質問を終わります。

○高島委員長 次に、平賀高成君の質疑に入ります。

○平賀委員 日本共産党の平賀高成でございます。きょうは、どうも御苦労さまです。

私たち日本共産党も、民主党さんの方から案をいただきました、いろいろ検討もさせていただきました。その中から何点かについて質問をさせていただきます。

五月七日に、伊藤民主党政調会長が、「行政改革基本法案」提出についての中で、「中央省庁等改革基本法案」が単に橋本総理のメンツだけで成立するこの国の不幸を防ぎ、改めて国民各位において、行政改革についての議論が行われることを期待している。」ということ述べられていた。この間の審議の中でも、二十一世紀にどういう日本をつくるのか、政府の方からは展望ある回答を聞くことができませんでした。私も、自民党が野党の反対を押し切つて法案を通すのではなくて、行政改革について改めて国民的な議論が必要だと思ひます。

政府が提出をしました中央省庁等改革基本法案は、橋本六大改革の一環として行われるものであります。橋本六大改革の一つである財政構造改革は、国民の批判が高まり、国会での批判によって、みずから大幅な修正をせざるを得なくなつております。このように、既に橋本内閣の財政構造改革は破綻をしております。その破綻をしている財政構造改革の推進を省庁編成方針に明記をした中央省庁等改革基本法案は成り立たないものであり、自民党は法案を取り下げて、国民が求めている行政改革はどういうものなのか、初めから議論をしっかりとやり直す必要があると思ひますが、この点について御意見を伺いたしたいと思います。

○伊藤忠議員 答えたいと思ひます。

私どもの基本的な考え方は述べさせていただいておるわけですが、政府提出の基本法案でございしますが、このことの評価については、私どもは、これでは真の行政改革はやることはできない、実現は難しい、こう考えているからこそ、今回、民主党としての対案を提出をさせていただいたわけでございます。私どものこの法案が成立できますように御協力をお願いを申し上げます。

○平賀委員 そもそも行政改革がなぜ言われてきたのかといえば、それは、統廃する政治家や官僚の汚職腐敗事件が私は発端だと思ひます。最近でも、特に厚生省の特別養護老人ホームの建設をめぐるあの、大蔵省の問題について言いますと、金融機関や証券業界と官僚などが癒着をしてさまざまな腐敗事件を起こしている、こういうふうな問題があると思ひます。

私も先日、ある雑誌を見ておりましたら、三十兆の税金を金融機関に支援をするというこの問題で、一万人の皆さんにアンケートをとって、七千四百名を超える回答があつて、そのうちの八二％が三十兆の税金投入には反対だ、こういうふうな回答が雑誌の中にも出ていました。ですから、多くの皆さんの意思というのは、国民の声というのは、やはりこういう問題にしっかりとメスを入れてもらいたい、こういう声が私は多数を占めると思ひます。

この点では、私たち日本共産党は、一つは企業・団体献金の問題があると思ひます。さらには天下りの問題があると思ひます。そして、情報公開の問題もあると思ひます。こういうものをしっかりとさせることが、私は、本来行政改革の一番の土台であるというふうに考えるわけですが、民主党案の考え方として、国民が行政改革に求めている政治家の癒着をなくすというこの問題については前提になつていないのかどうか、私は、この点について少し詳しくお話をいただけたらと思ひます。

○枝野議員 御指摘をいただきました行政改革は政治家の癒着構造をなくするというのが大きな目的であるというところは、私も全く同意見であります。そうした見地での法律案もつくらせていただいているつもりであります。また、御承知のとおり、情報公開につきましても、政府案の十分な点を補った対案を既に提出をさせていただいているとおりでございます。

私どもの法案が政治家癒着構造をなくするという内容になつていくというものを具体的に御説明させていただきますと、一つは、地方分権を徹底させていくことと自体が、ある意味でこの政治家癒着構造をなくするためのシステムの交換であると思つております。

御承知のとおり、例えば、今御指摘もいただきました特養ホームをめぐる厚生省の汚職事件も、国から補助金が流れ、そして、それを県で動かしていく中で汚職が生まれております。つまり、

決定権限と財源とが自分の責任なのか国の責任なのかわかりにくい中で汚職が生まれていく、むだ遣いが行われている。財源も含めて地方に責任を持って物を決めていただく、そこでおかしなむだ遣いをしたその地域が不利益を受けますという姿を明確にしていこうということで、国と地方にまたがるような腐敗の構造がなくなっていくのではないかとこのように思つております。

そしてもう一つは、いわゆる規制撤廃、特に経済的規制の撤廃というものが政治家癒着の構造の背景を変えていくことになる。つまり、経済に対して特に裁量的な形で行政が絡んでいく中で、そこで大蔵省の不祥事などという汚職の構造が生まれていく。つまり、経済に対して役所が口を出すことに対し、うまい言い方で口を出してほしい、あるいは口を出さないでほしいというところにお金が流れていく、利権が流れていくという構造があつて、そこを私どもは五条件で国の規制の撤廃という形で、行政が口を出さなければ、そこに接待をしたりいろいろを贈つたりする必要もなくなっていく。

そして、公共事業の見直しという側面で、八条の二で公共事業の決定過程の透明化やその事後あるいは事前の評価の適正化。これは、かつて旧民主党時代に公共事業コントロール法や財政透明化法を提出させていただいておりましたが、その基本的な姿勢をここで示させていただいて、さらに具体的な法案を追加して提案をする準備を進めております。こうした形で、一番利権腐敗構造の起りやすい公共事業の過程について透明化というものを進めていくことで、私どもは、行政改革全体の構造で政治家癒着をなくするということを考えております。

また、この上では、この法案にとどまらず、先ほどお話ししましたあつせん利得罪にかかわるような法案の強化などもあわせて、全体として癒着構造をなくしていくための施策を提案していきたいというふうに思つております。

○平賀委員 いろいろ詳しく述べていただきました。

ば苦東の開發とかこういつた従来型の巨大事業、

る、そういう検討はまさに国会の場で徹底的に

のじゃないのか、このように思っております。

議の形跡さえもなかった、こういうふうな問題も

私は明らかに思っています。
この点について、民主党の皆さんはこれらの明らかになった問題をどのようにお考えになるのか、この点について伺いたいと思います。

○枝野議員 今御指摘をいただきました問題点、かなりの部分、私どもも問題意識が同じであるもの、違ふもの、両方ござりますが、例えば政治の機能の強化、官邸機能の強化、今御指摘をいただきました具体的な案件と私どもの考えている官邸機能の強化というのはちよつと意味が違つてくるかな。我々は、むしろ政治がコントロールをしていくという意味で、政治が行政をコントロールしていくという意味で、政治の動き方は国会がしっかりとチェックしていく、私どもはそういった方向から政府の案では不十分であるというふうな見方をしている部分もあります。

また、独立行政法人のあり方につきましても、それを独立行政法人にするのかしないのかという議論以前の問題として、今の特殊法人と本質的にどこが違うのか、あるいはむしろ独立行政法人とどう違うのか、あるいはむしろ民間化できる部分があるのか、あるいは民間化できない部分があるのか、中途半端にするのではないかと側面もあるかと思っております。

ただ、いずれにいたしましても、この橋本行革の法案が、いわゆる行革は看板だけであつてその中身は伴っていない、しかも、今御指摘をいただきました、あるいは私どもが考えている問題点を含めて、特に国土交通省については、ここは意見が一致しているようでございますが、大変重大な問題をこつといたところを初めとして抱えていて、むしろ後ろ向き、マイナスイ点をつけなければならぬ内容であつて、成立をさせることはむしろ行革には逆行であるという考え方については、結論については一致しているのではないかとこのように思っています。

○平賀委員 最後に一言だけ態度表明をしたいと思ひます。

国会の中に行政改革調査会を設置して二年間かけて行政改革を議論することは、私は積極的なものだと思つています。ただ、民主党案の基本方針の中には、我が党の方針と基本方向が異なるものがあるということを一言述べて、質問を終わります。

○高島委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時二分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、内閣提出、中央省庁等改革基本法案について、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野隆幸君。

○枝野委員 当委員会の締めくくり総括に際しまして、自民党を代表して、主要な点について質問をいたしたいと思います。

行政改革の推進は、今や世界的な潮流となつております。欧米は言うに及ばず、今や隣の韓国、中国におきましても、大胆な中央省庁の改革が実行に移されております。我が国におきましても、橋本内閣が、二十一世紀にふさわしい経済社会システムを創造するために政府みずからの改革を率先すべきとの考え方のもとに、変革と創造をスローガンとして、行政改革を初めとする六大改革の実行を示されたところであります。これに基づき、規制緩和とまた地方分権などの諸政策が現実に着実に推進されております。

今回の中央省庁等改革は、まさにこれらの改革推進のシンボリックな存在と位置づけられるものであります。その内容につきましては、これまで本委員会において詳細に審議されておりましたが、今回の改革の方向につきましては、その本質的な問題として各党とも異論はない、このように私自身はこれまでの委員会において認識をいたして

おります。

総理は間もなくサミットに出席されることになつておりますが、私どもとしては、国会において一つ一つ重要な案件を処理し、安んじて重要な国際会議に臨んでいただきたいと心から念じておるところでございます。本法案の早期成立をぜひとも期さなければならぬと、そして改革の着実な推進について努力しなければなりません。最初に、総理の御所感をお伺いさせていただきます。

○橋本内閣総理大臣 中央省庁等の改革につきましては、この基本法を国会にお諮りをいたしましたことから非常に真剣な御議論をいただきましたことに、まずお礼を申し上げます。そして、議員からお触れをいただきましたように、法案そのものにつきましても賛否さまざまな御意見はありますが、けれども、こうした改革が必要という点については、少なくとも御異論がなかったことを私は大変幸せに思っております。

そして、恐らくそう遠くないうちにこの中央省庁の土台になります地方分権推進計画をお目にかけることができるような状況まで政府内部の作業もようやくまとまつてまいりました。また、規制緩和につきましても、四月一日から新たな三カ年計画を公表し、これに基づいて、私どもは、今まで国で抱えておりました業務を民に移しかえていく、こうした努力も並行して進めてまいります。そうしたことを考えましたとき、行政改革会議最終報告におきまして、いわば行政改革を突破口としてこの国の社会経済システムの全面的な転換の端緒を開かなければならないとされております方向に向け、二十一世紀を目前に控えた我が国が改革の具体化を図ることが急務である、そのような考え方のもとに、議員御指摘の趣旨に沿ひまして、今後、改革の一層の推進に邁進してまいりたい、今そのように思ひ定めております。

○枝野委員 次に、官房長官にお願いいたします。中央省庁等改革の内容は多岐に及んでおり、中

でも内閣機能の強化が最大の眼目である、このように私は考えております。基本法案には、内閣そのものの機能強化、内閣総理大臣のリーダーシップの強化、それらを補佐、支援する組織として総合戦略機能を果たす内閣官房の機能充実と総合戦略を具体化する内閣府の創設が盛り込まれております。当然のことだと考えております。

しかし、具体的にこれをどのように実行するかという点になりますと種々問題がございまして、その中の一つとして、閣議と事務次官会議の関係、そして各省庁の権限の調整の問題が実は中身として非常に大きい問題になる、こう考えております。

例えば新規の案件、施策については、事務次官会議に至るまでに、各省間の権限について膨大かつ詳細な調整が行われているのが現実の姿だろう、こう思ひます。これがすべてセットされて事務次官会議を通過しない限り閣議に付議することができないという慣行が今まであったわけでありますが、これらはぜひとも改めなければならぬと考えております。それにより、閣議という最高の意思決定機関が速やかにかつ実質的に機能を果たすことができるようになるばかりでなく、刻々と変化する状況に的確に対応し得る体制が確立されるのではないかと、こう思ひつておりました。事務、裏方の大きな変更であります。官房長官はどのようにお考えでしょうか。御意見を賜りたいと思ひます。

○村岡国務大臣 内閣機能の強化のために、事務次官会議において了解しない案件等は閣議にかけないという慣行は改めるべきでないか、こういう質問でございますが、一般的に、事務次官会議にそれがかけられて可決しないと出ないというのではなくて、ちよつと誤解があるように私は思ひます。

法律案を例にとつて申し上げれば、法律案は、担当大臣の指示等を踏まえて担当省庁で原案を作成し、各省庁の法律等との整合性を図る観点から、各省庁間で協議を行い、担当省庁の法律案が

まとめられます。案件によつては、その途中段階で関係大臣間で調整が行われたり、総理大臣の指示を仰いだりして作業が進められます。法律案は、さらに与党調整手続にかけられ、場合によつては与党の意見に基づいて手直しを行い、与党各党の了承を得ております。与党の了承を得た上で、事務次官等会議にかけられ、閣議案件として閣議に付議されているのであります。

特に、日本国憲法においては、議院内閣制を採用しており、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」こととされており、内閣は一体として統一的な行動をとることが要請をされております。

事務次官等会議は、閣議の前段階で開催され、事務的な最終確認を行っているものでありまして、したがって、事務次官会議が閣議の議事を拘束するものではありません。また、閣議付議事案等については、その事案の性格や状況に応じて、事務次官等会議を経ずに、または先行して付議されていることもございます。

閣議のみという例を申し上げますと、国会の召集、衆議院の解散、予算、国会同意人事など、閣議が先行するものは、総理演説案、総理談話、予算の概算、行政改革会議の最終報告に対する対処方針など、こうなっております。

法案の流れでございますが、各党国対、政調との相談、各省協議、これが第一回の法案討論、各党の党内手続、そして第二回は法案了承、与党の責任者会議等を経まして、事務次官等に事務的な協議ということになっております。なお、事務次官会議については、法令にその設置、運営の根拠があるわけではないのでございます。事務的に落ち度がないかということで、事務次官会議にかけなければ閣議にかけないというものではないわけでございます。

官が政治を主導しているのではないかというような誤解もマスコミ等であらうかと思いますが、今までそんなつもりは、全然私ども思っておりません。各省とも、こういう法案が出ますよ、いろいろ

る法制局その他も出ますけれども、そういうところを点検してという状況になっておりまして、私は、今現在、これを何か官僚の官主導というのは当たらないのではないかな、こう思っておりますが、なおかつ検討もしていかなければならぬ、こう思っております。

○牧野委員 今の官房長官の御返事、おっしゃるとおりだと思います。手続をそれぞれ検討すれば、今おっしゃったとおりの御返事にならうかと思ひますが、現実には、実は重要問題を検討する場合に、隔靴掻痒の感じを持つことが非常に多いわけです。

例えば通産省と環境庁の間でどうしても調整がつかない、その裏には権限問題が絡んでいる。なぜもう少し大乗的な結論が出せないのか、常日ごろそれを痛感しておるものですから、リーダーシップの確立ということでは、実は裏の方からの質問を申し上げた次第でございまして、恐らく官房長官も今までのいろいろなお仕事をなさっておられて、なぜあそこでもいつまでもけんかしているのかいな、どうしてひじを張っているのかいなというような隔靴掻痒の感を持たれたことは何回もおありだろうと思ひます。そういう意味において、ぜひそういうことのないように、具体的に一つ一つの案件の処理の際に気をつけていただきたい、こう思ひます。

次に、小里長官に御質問したいのですが、実は、今このことと関連しているわけでございますが、現実には、各省庁の権限の行使に関しまして多数の覚書が交わされております。事務次官同士の覚書、官房長官の覚書、局長の覚書、それぞれ法律等の実施に関しまして、その中には、こういうポストは我が省のポストだぞ、こういうところで覚書がなされているのが実情ではないか、こう思っております。

実は私自身もそういうことをやった記憶があるものですから、恐らくみんなやっているのだらう。ところが、一たん政治家になってみますと、それは全くふだん表に出てこなくてわからないわ

けなんです。そして、でき上がったものは、これでできちつとでき上がりましたよと成算を得た上で各省の省議にかかり、あるいは法律的に必要なものは次官会議にかかり、閣議にかかる。こういうことでございまして、こういう覚書という非常に大きな行政の現実的な実施方法でありまして、これをぜひチェックしていただきたい。これはリーダーシップの一環として当然だろうと思ひますが、ぜひお願いをいたしたいと思ひます。

実は私自身、党の行革本部で特殊法人の整理統合に参画したわけですが、このとき一つの例として、JICAの件が問題になりました。例えばインドネシアに対して一つの鋳物工場をつくる、これは通産省の権限になつてゐるわけなんです。小さな予算を通産省は予算要求する、それを全体をまとめて外務省で運用する、これが現実の姿であるわけです。これは各省権限に基づく業務内容という形で、全庁にわたるような事項は全部各省庁が一応権限を持つ、その覚書に基づいて了解をとらなければそれは実行に移すことができないというのが現実の姿であります。

そういう観点から先ほど官房長官に御質問をさせていただきましたわけでありまして、この法案ができ上がりますと、内閣のリーダーシップを確保するということには、例えば来年、各省庁の設置法等を通じましていづれ権限調整が出てくるわけでありまして、当然その裏に各省間の覚書というものが出てくるわけでありまして、新たな出発をするわけでありまして、ぜひ内閣として十二分にこれをチェックしていただきたい、こういう気持ちから担当大臣の御意見もお伺いしたいと思ひます。

○村岡國務大臣 後ほどこの問題については小里総務庁長官からお答え願ひますけれども、牧野先生、政務副長官をやった経験からの御質問であらう、こう思っております。

八カ月ぐらひやっておりますけれども、私の場合は、各省庁との権限調整の状況というのは、一、二度ございましてけれども、私が中に入りま

して調整をとつてできるようにいたしました。特に、予算委員会でもございましたが、私に今言われました覚書の問題でございまして、これについては相当数出ているわけですね、各省庁の課長さんの間、審議官の間とか局長の間とか。私は、そういう質問で、あつたら出せ、また、出しましたよ、こういうことを言ひまして、なかなか出さなくておしかりを受けて、また、出したこともございます。

実は、国民もわからないような覚書はやめなさい。そんな、課長同士がひそかに持つておつて、五年も十年も持つて、今度決めるとき、こうであつた。これでは、国民も何もわからない。覚書という私的な状況で、これを盾にとつてやるなということはだめだ。こんなことで、今調査検討をいたしております、世間に出ていひような覚書であれば、これはまた別問題。内部だけの、外部に出して困るような覚書は出すべきでない、こういうような考え方で、今検討をさせておられて、確かに御指摘のようにその弊害もあるわけでございます、検討させていただきます。

また、小里長官から別問題についてはお答えを願ひたい、こう思っております。

○小里國務大臣 官房長官から大筋お答えいただきますとさせていただきます。

特に、御指摘のように、各省庁間のいわばそれらの問題につきましては、御承知のとおり、縦割り行政に由来する省庁間の権限争ひ、あるいはまた、不透明で、しかも閉鎖的で、何となく政策調整などをしてゐるんじゃないか、そういうお話のとおりでございまして、現在の行政システムが抱える問題点を象徴するような感じがいたします。お話しのとおり、この機会に厳肅にきちんと審査をいたしまして、御指摘のとおり十分留意してまいりたいと思っております。

なおまた、これらの基本に立つての再検討作業は、お話しのとおり、政治がリーダーシップをきちんと発揮をいたしまして、御指摘の趣旨にこたえなければならぬ。それからまた、官房長官も今

お話がありましたように、もしそのようなことがあったにしても、それは文書でちゃんと国民の前に透明にするということが必要ではなからうか、さように思っております。

○牧野委員 今回の中央省庁等の改革に関連いたしまして、行政のスリム化、効率化、透明化、これらは中央省庁の再編と当然あわせて推進されるべきものでございます。基本法案には、このスリム化、効率化、透明化を具体化していくために、独立行政法人制度の創設、公共事業の見直し、国民に対する説明責任の明確化など、さまざまな方策が盛り込まれております。そして、組織・定員の削減についても、具体的な数量目標も書き込まれております。これを今後確実に具体化していかなければならないわけであります。

実は、これらの一つとして規制緩和の問題が大きく取り上げられております。実は先週、我が党の中山国長を中心とするミッシェンの一員として、ワシントンに参上させていただきました。政府首脳部並びに、特に上院、下院の有力議員の皆さんと会合をさせていただいたわけであります。そこでは、規制緩和は本当に進むのか、今度のサミットに際し、例えば通商代表部等は四項目要求いたしますと、非常に個別案件については具体化しており、かつ、トータルの問題としては本当に規制緩和を進めるんですか、こういう声が非常に強うございました。

私もとしては、内閣を中心に党も挙げて全力投球しているところであり、十二分に説明させていただき了り承を得た、日本は一生懸命やっているなというところはわかってもらえたな、こう思うわけでありまして、しかしながら、なおかつ彼らは具体的な成果を求める、こういう言い方をいたしているわけでありまして。

そういう点で、規制緩和につきまして、内閣でも既に閣議決定され、それぞれ進めていただいておりますわけでありまして、これらの作業に参画して痛感することは、やはり非常に抵抗が多いということでありまして。その抵抗の多い理由は、そういう

いろいろな制度等の設立の経過がありますから十二分に理由はわかるわけでありまして、情勢が変化して、したがって、こう直すべきだという正論があつたとしても、なかなかそれが受け取っていただけないというのがまだ現状であるわけでありまして。

こういうことは、実際に個々の案件を見ておりますと、今度の省庁再編によりまして一緒になつたということによって、いわゆる権限の調整等も含めまして解決する分野が相当あるなどというのが、実際にそのような作業、検討に入らせていただいております。痛感しているところでございます。

そういう点で、こういうスリム化、効率化、透明化、特殊法人等、今後具体化する場合にはいろいろ問題があり、論議を重ねなければなりません。が、これらの今後の方向と処理について小里長官の御意見を賜りたいと思ひます。

○小里国務大臣 率直に申し上げまして、私ども政府側におきまして、橋本総理に先頭に立っていただまして、必死に中央省庁再編を初め行政改革にある意味では挑戦し、そして取り組んでまいりました。

また、それに劣らず与党の立場におきまして大変長きにわたります汗を流していただきました。牧野代議士のお話でございしますが、その意味におきまして、深く響きも感じますし、感激もいたしておるところでございます。

特に、お尋ねがございましたように、行政改革、中央省庁再編を実行するに当たりまして、今御指摘のスリム化あるいは透明化あるいは効率化こそ最大の柱であり要諦だ、この点をひとつ徹底してやって、やらなければいかぬぞという警鐘とともに、おれの経験からしても、しかし大変な痛みがあるよ、厳しい抵抗もあるよという御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。

私も、今次の国会におきまして、先ほど総理もお話ございましたように、与野党のいかに

を問わず、各界から率直にいろいろな御指摘あるいは御提言などをいただきました。これらを大きな参考にしながら、ただいまお話しただきましたような心で、これから国会の意思を決定いたしました。また、これからは、きちんと実行していかねばならぬ、さように思っております。

なおまた、規制緩和等々、御力説をいただきましたが、まさにそのとおりでございます。

○牧野委員 時間が来そうでありまして、あと一つだけ質問をさせていただきたいと思ひます。それは、このたびの省庁再編に関連いたしまして、非常に大きい問題が地方分権の問題であります。内閣におかれまして、それぞれ検討されて、決定され、実行に移されておりますが、実は、この地方分権に関連いたしまして、党においても並行して論議をさせていただいておりますが、非常に大きい問題でまだ結論を得ておりませんが、市町村の合併問題であるわけであります。

どのように権限を移譲しても、お金をつけても、果たしてそれはうまくいくのか、それを受け入れる受け皿が基本的に必要じゃないか。したがって、市町村の合併について、例えば五十万、百万、三十万、二十万、十万という異なる意見が出てきているわけでありまして、どう考えても、市町村の合併ができませんと地方分権というのはなかなか十二分にいかないのじゃないか、こういう疑問をほとんどの方が持っておられるのが実情でございます。

また、これは非常に難しい問題でございまして、そう簡単に結論が出る問題ではありませんが、しかし、いずれにしても、市町村の合併問題は避けて通れない基本的な条件ではなからうか、こう考えておられます。今後、この法案が成立後、具体的に論議がなされるわけでありまして、これらの方向について、地方分権と市町村の合併問題について、方向としてどういうようにお考えであるか、小里長官、御意見を賜りたいと思ひます。

○小里国務大臣 国の行政体制の簡素化、効率化という大きな趣旨が一つあります。同時にまた、ただいまお触れになりましたように、住民に身近な行政は住民に身近な団体が関係すること、非常に大きな要諦でございます。私も、そういう趣旨からも今度の地方分権については大きな関心を持ちますと同時に、また、分権委員会に御答申をいただきました四次にわたる中身につきましても、政府を挙げまして、行革本部も一緒に、具体的対策を目下検討中でございますが、御承知のとおり、近々これらの具体的対策、計画も出てまいります。

それらの分権推進作業あるいは検討の中におきまして、受け皿として地方自治体のあり方を考えますときに、お話がございましたように、その自治体の規模の問題も影響を持つ意味におきまして大変大きな位置を占めてくるということは、私どもも大きな関心を払っておりますが、ただ、いわば地方自治の問題であり、また、自治大臣を初め自治省におきましても深い関心のもとにいろいろ所見などもせつかくお聞かせをいただいております。そこでございまして、これらの筋の具体的御所見などが、今度の省庁再編作業に並行して大きな参考になることを、あるいはまた注目点になりますことを期待をいたしておるところでございます。

○牧野委員 この法案の成立後、中央省庁等改革はいよいよその実施の段階に入ります。大きな痛みと困難を伴うものであることは、もう十二分に承知いたしております。しかし、国民の皆さんは、これを平成の大改革ととらえ、次の世紀の未来に新たな日本の姿を創造し、明るい期待と希望が持てるものと大きな期待を寄せております。基本法案の早期成立とその後の改革の実行について、橋本総理を中心とする内閣の不退転の決意とその実施を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○高島委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっておりますが、本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁水俣君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高島委員長 次に、伊藤忠治君の質疑に入ります。

○伊藤忠治委員 民主党の伊藤忠治でございます。総理を初め閣僚の皆さん、御苦勞さまでございます。総括質問をさせていただきますが、まず第一点として、行政改革の基本的な認識について総理にお伺いしたいと思っております。

これまで随分と審議過程を通じて議論も戦わされて、総理のお考えも聞いてまいりましたが、次のように私は受けとめておりますので、整理をさせていただきますと思うのですが、まず、今日の行政の問題点でございますが、分ければ三つあるのかな。

その一つは、行政組織が肥大化している。なぜ肥大化したのか。これは、行政権限が年とともに拡大化したと思うのですが、これがまず第一点。第二点は、経済活動や国民生活の分野に行政が過剰に介入してきたこととございいます。第三点は、官僚統治の行政組織。これが現状ではなからうかと思っております。当然、これは社会を硬直化させます。国際化が進みまして、とりわけ厳しい状況に我が国もあるわけですが、これから二十一世紀に向けて乗り越えていかなければいけない、社会もそれに適応したものに発展をさせていかなければならぬわけですが、それを阻む要因になっているのではないのかという問題点でございます。

こういう状況を生み出したその原因といえますか要因について考えますときに、私流に言わせて

いただければ、まず第一点でございますが、明治憲法体制下におきますお上意識、これがやはり民主化されたとはいえず我が国の社会全体にまだ意識として残っているのではないのか。表現をかえれば、国民の統治客意識、依存意識、これがやはり私拭き切れていない。

私自身もそうでございます。背広を着ていますが、頭の中はひよっとしたら部分的にはちよんまげを結っているかわからない。それをやはり克服しなければ、全体として社会の仕組みを変えていく国民の意識というものがなかなか確立できないのではないのか、こう日ごろも思っているわけでございます。

そういう意味では、行政改革といえますのは、時代の変化に対応した国の行政組織、形をつくると同じように、それにかかわる我々一人一人の意識の改革が伴わなければ、結局またこれは成就できないのかな、こんな感じがいたします。

二点目としては、政治、国会のリーダーシップが、過去を振り返りましたときに、やはりこれは欠如していたのかなというところでございいます。政治がリーダーシップを発揮して行政そのものをきちと指導し切れるという体制を含めて、この辺が不十分であったという点を私は反省をしたいと思っております。

政と官と業の癒着体質・構造をつくり出してきた、だからこれを変えなければいけないという問題意識を強く持つていくわけでございます。

〔委員長退席、二田委員長代理着席〕さて、大きな三点目でございますが、行政改革は避けて通れない、そういう状況に今私たちは立っているわけでございます。その中身を考えると、まず第一点としては、民間の力が、社会の中で産業の力が非常に発展をしました、強くなつた。同時に、国民の意識も向上した。意識が多様化してまいりますし、あるいは、国民の自律性、国際性、こういうものが今どんどん変化を

二つ目には、二十一世紀に向けた社会経済構造の転換を図らなければ、国内外の構造的变化に対応できないところまで今日来ているという危機感を私自身も持つております。

三つ目は、行政サービスに対するコスト意識、あるいは、不祥事件がさまざま起つておりますが、公務員の倫理性が問われている。これは、国民の目から見て、そのことに対する不信感というのが非常に強まっていることも事実でございます。

以上のように考えますときに、まさに「この国のかたち」、これは行政改革会議でも一番の基本的な理念の部分として挙げられているわけでございますが、私、賛成でございます。「この国のかたち」の再構築を図るためには、まず何よりも肥大化し硬直化した政府組織を改革しなければいけません。重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしく、簡素、効率、透明な政府をつくらなければいかぬ。

官僚統治型行政から民主権型の行政を実現するところに私たちの目指すものがあると思うわけでございますが、この基本的な理念、認識について総理のお考えをまずお聞かせをいただきたい、こう思っています。

○橋本内閣総理大臣 今議員がそれぞれの項目を要約をされましたものを私なりにとらえてみますと、現状の行政、これを簡単に要約すれば、肥大化、過剰介入、そして官僚統治の機能、そのような要約をされました。そして、むしろそれは明治以来の意識の変革を、どこか変え切れない部分を残していたのではないのか、そのような御指摘であります。

私は、必ずしも明治以来とは申しません。むしろ敗戦後の混乱期におきまして、資源も資金も、また海外に多くの同胞を留置された状況の中で人材も厳しい中で、やはり中央政府というものが全

肇方の御努力というものは全く否定すべきものではないと考えております。

そして、それが次第次第に民間の経済が安定し、活力を持つ状態になりました。また変わらなかつたところに、その行政の姿勢が本質的に変化をしない、あるいは事前管理型の行政が今日まで継続してくる要因はあった。

私は、その功罪を唱えるとき、やはり敗戦後から日本が復興するまでの間のそのシステムの功というものは功として評価すべきもの、そのように感じております。

そうした中で、議員がお触れになりませんでした一つのポイント、私が行政改革というものに関心を持ち出したのは、実は人口構造の変化、高齢化というものであります。ただ、今振り返りまして非常に恥ずかしいことでありますけれども、その高齢化の問題に取り組みながら、少子化がこれほど加速化するという視点は実は私は随分長い間欠落しておりました。高齢化社会というものを少子社会とあわせて考えるという発想は残念ながら私にはございませんでした。今その点を悔いております。

〔二田委員長代理退席、委員長着席〕しかし同時に、それでも行政改革というものは私は必要ではないかと思ひ出したのは、人生五十年時代に向けて設計された仕組みを手直しをしながら今日まで使ってきたら、それには限界が来たのではないかという思いでありました。

そうした中から、委員は、意識改革、政治のリーダーシップ、そして構造改革、コスト意識、公務員の倫理性といったものを問題として提起をされたわけでありました。

この基本法におきましては、既に、申し上げるまでもなく、官から民、国から地方へとという基本的な考え方のもとに、国の行政の役割を、官民の役割分担、規制の撤廃・緩和、地方分権という観点から徹底して見直し、国の行政組織及び事務事業のスリム化、効率化を図る、こうしたことを

改革の大きな柱として位置づけてまいりました。そうした考え方につきましては、多少表現の違いはございますけれども、ここまでの部分において、私は、本質的に食い違うものはないように思っています。問題意識における濃淡あるいはウエート、これは、あるいは論議を進めていく上でおのずから出てくることかもしれません。

しかし、ここまでの御論議の中におきまして、もし私の方からつけ加えさせていただくとするならば、私自身は、実は高齢化ということが行政改革に関心を持出した初めでありましただけに、人口構造の変化というものもその中に織り込まれるべきではないかと思います。

○伊藤（忠）委員 続いて質問をいたします。

政府案では、第四条に、これは改革の基本方針でございますが、その中で内閣機能の強化を打ち出されております。これは第一号でございます。第三号で、官と民との役割、国と地方の役割、行政組織の減量化、効率化、重点化を掲げられております。

実は、過ぐる五月六日に、参考人の皆さんにお出ましをいただきまして意見陳述をいただき、私たちも議論をさせていただきました。参考人諸氏全員が言われるのは、共通点は、この政府案に対する評価についてでございます。聞かせていただきたる評価について、政府案に対する評価については、政府案の行政改革案は問題点が多い、不十分に思うという点が共通して指摘をされたところでございります。私はこれは非常に特徴的なことだと考えております。

もちろん、当委員会の審議を通じてさまざまな批判や注文が相次ぎましたことは、総理自身も御承知のとおりでございます。

この政府案の基本的な問題点は、第四条第三号で役割分担の見直しが言われているわけですが、私はこう受けとめているわけです。まず初めに政府の既得権ありきと。どうしてもそう受け取つてしまいます。つまり、一府二十一省庁の箱物から一府十二省に詰めかえる、まずこれが前提なんで

す。その上で、規制緩和や地方分権や独立行政法人化を引き続き、つまり、今後あるいは同時並行の部分もございしますが、検討しながら進めていこうということに手順がなっているわけでございます。

この理解が間違つておれば私は御指摘いただき
たいと思つておりますが、これまでの議論を通じ
て私はそのように理解をさせていただいているわ
けでございます。これでは行政改革の基本的な進
め方が逆ではないか、私はこう思つておるわけ
です。基本的な認識は、総理おっしゃいましたよ
うに、お互い違わないな、そこはそういうふう
に押さえます。ところが、この基本的な進め方
が、今申し上げましたように、私は逆だと思つて
おるわけです。

つまり、中央省庁の再編成問題といえますのは、国から地方に、役割分担、どのように分権を進めていくのか。あるいは官から民へどのように役割分担を見直して、規制緩和やアウトソーシングを具体的にどう進めていくのか。これらの役割分担の具体的な見直しをまず先行させるべきではないのか。同時にやっても結構ですが、まず先行させていくべきではないのか。それをやることによって国の役割として浮かび上がってくる、もちろんこれは限定的なものになるでしょう、残る権限、事務を限定的なものとしてこれを確定をしまして、それを機能させるために中央省庁の再編はいかにあるべきかということの答えを出すのが私は行政改革の道筋ではないか、こう考えているわけでございます。

えらい宣伝するようですが、私たち民主党としてはそういう考え方に立つて対案を提起させていたできました。この点が政府案と基本的に違う点でございまして、お考えがございましたらぜひともお聞かせをいただきたい、こう思います。

○橋本内閣総理大臣 確かに違ふのかもしれない、議員がおつしやるのとは違つた意味であり、ます。

というのは、既に去る三月三十一日をもつて規

制緩和の三カ年計画は終了をいたしました。そして、その上で、三月末、本年の四月一日からスタートいたします規制緩和と推進基本計画、これからの三カ年の計画、この中には情報通信や運輸、エネルギーなど、十五分野、六百二十四事項にわたる規制緩和の項目が含まれております。こういうものを既にこれまでの実績の上に積み重ねておりまして、規制緩和はどんどん進行しておるといふ事実がまずございます。

また、地方分権も同様のことでありまして、例えば工場の新増設に関する届け出の受理といった話、これを都道府県知事に移譲するなど、もう実行に移してしまつたものもありますけれども、近々、今月中にも地方分権推進委員会の四次にわたる勧告を踏まえた地方分権推進計画を公表させていただきます、ようやく政府部内の作業もそこまで参りました。

この中には、例えば機関委任事務の中で、国にその権限を移すもの二十、同時に、国も地方も必要がない、根こそぎ廃止だというもの十一といったように膨大な量の計画になりますが、これをお示しをし、総合的、具体的にこの計画を進めていく体制に既に入っております。そして、そういうものが先行しておることを御承知おきをいただくならば、これも御党と合っているのか違っているのかわかりません。

ただ、そこで、先般、菅議員が本委員会で御論議をいただきましたと意見が食い違いました部分、それは、もし御党のお考えというものが、本委員会の総括質疑で菅議員が紹介されましたように、国の役割というものを非常に限定的にとらえられる、教育でありますとか青少年の問題、科学技術、文化振興、雇用の安定といったものすら国の主要機能に含まないということでありますなら、これは我々とは違います。私は賛同いたしかねるということを先日申し上げました。そして、それに対して菅議員からは、他国の例を挙げて、地方だというような御意見もいただきましたが、私はやはり教育というものの責任は国だと思うの

で、この辺は確かに違ふなと思っております。

C伊藤忠委員 国の限定的な役割といふのは、私たちの考え方を持っておりますが、問題なのは、それは、私たちが法案の中で言っておりますのは、行政改革調査会というのを国会につくらせていただいて、そこでもって、言うならば政治主導で議論をやっているということですから、これは横に置くとしまして、午前中の審議でもって議論をいただいておりますからそれは横に置くと思いますが、限定的な役割をどういう内容でイメージをするかというのは私は結果として出てくるのだと思います。結果だけじゃなくて、もちろん国家の役割というのは頭脳の役割でございますから、そこで一定のものを私たちは持っておりますが、そう違わないではないかと私は思っているのです。

詰めた議論というのは残念ならでできませんが、教育の關係でも、これは國の役割は全然なくなるというわけにいきませんよね。それは私たちも、どうしても國としてやらなければならぬ、最低限のものが要るのじゃないでしょうか、全國的な關係で。あと具体的な執行業務としては地方に任せていけばいいということになると思います。一言ではなかなか言い切れない難しい部分を持っていますよね。

さて、次に移りますが、それじや地方分権と規制緩和の問題について、今も総理がお触れになりましたから具体的に質問をさせていただきますが、これは総務庁長官になるのでしょうか、規制緩和とございます。

総理もお触れになりましたが、三月三十一日に閣議決定で規制緩和と推進三カ年計画が決まりました。このことについては私たちも具体的に評価したいと思っております。非常にはつきりしています。三カ年で何をやるのか、いつの通常国会でどの問題を法案化するのかということまできちんと決められているわけでございます。ただ、これ以外に、廃止をする、廃止したというような問題、あるいはさらに緩和しなければいけないような規

制、そういう今日の規制事項という項目が多く残っているんじゃないですか。まだ残っていますよ。

そこで、総務庁長官に聞くのですが、この向こう三カ年間に取り組む政府としての規制緩和事項は、この推進計画に載っている数というか事項だけなんですか。これらの推進と並行して取り組む事項は他にお考えなんですかという点について、一点質問いたします。

○小里国務大臣 議員御承知いたしておりますように、まず先発として二千八百前後の規制緩和計画は、立案、決定をいたしまして、執行中でありまして。その中で、三百余りが再検証の結果なかなか不徹底じゃないかな、これはさらに重きをなして推進するべきであるというものを抽出をいたしました。それが三百数十項目。さらに、たまたまお話しがありましたような、その後の新たな規制緩和計画というものにおきまして三百前後出てまいりました。合計六百三十前後を、たまたまお話しのとおり計画を立てまして先刻公表いたしましたこと、御承知のとおりでございます。

さらにまた、たまたまこのほかにもまだあるのではないかとのお話でございますが、まさに今日の激動の経済社会の状況でございますから、私どもは不断の見直しを行う、注目を行うということが極めて大事であると思っております。

○伊藤(忠)委員 このことに関して一言申し上げたいのですが、これから対する要望になります。が、前にきぬを著せしに言わせていただきます。ならば、各省庁から規制項目が出来ますよね。それはやはりうまみのあるものはなかなか出てこない。私はそういう表現をとりあえず使わせていただきますが、これはなかなか首を出さないとは何となく思っています。それは、本丸に迫るようなものは何か権益でもって処理をしたいという、これはどうしてそういう気持ちがあるのかと私は思っています。それではどうなるかといふと、これからは政府として特殊法人をどんどん

ふやしていくというような方針じゃありません。これはメスを入れていくことなんですが、従来はそういうものが特殊法人として、言うならば市場原理に任せられるのではなくて核の傘でそれが何とか処理をされてきた。あるいは研究所をつくって、結局これは天下り先の受け皿になっていった。こういう問題を持っているわけですから、そういうことにならないように、特殊法人に對しても一連の行政改革の流れを踏まえられてきちっと整理をしていただきたい、このことをお願いを申し上げます。

そして、さらに加えますが、私たちは三点セットの確保で言っておるわけですが、規制問題のこれからのルール化については、五年後をめどに残る規制を半減させること、さらに残る規制はすべて時限制にしてほしいということ、明確にそのことをルール化をしていただければ非常にわかりやすい、これから着実に規制緩和が進んでいくのではないのか、このように考えておりますから、私たちのそういう考え方も踏まえてお考えを聞かせていただければありがたい、こう思います。

○小里国務大臣 では、まず私の方から担当として申し上げますが、お話しにありましたように、いたずらに既得権益に固執する、えてしてそういうような傾向がないとも言えませんが、お話しのとおり、これは政治が再々注意しながら、しかも不断の注意を払って進めるべきことである、さように思っております。まさに議員御指摘のとおりであります。

あるいはまた、特殊法人に對しても一大注目を払う必要があるんじゃないかというお話でございますが、しばしば申し上げておりますように、このたびの制度設計等におきまして、もし国会の意思として御決定をいただきますならば、これを大きな一つの根幹として、特殊法人にも勇気を出してきちんと節度あるその中身の判断を下しまして、場合によっては独立行政法人化を積極的に促進するものもあり得べし、さように考えております。

あるいはまた、独立行政法人化すべからざるものであっても、整理合理化をするべきものも多々あるわけでございます。十分それらのことの実行についても留意していかねばならないと思っております。

(委員長退席、山口(俊)委員長代理着席)
○伊藤(忠)委員 最後に私が申し上げた五年後に半減をするということ、その点はどうか。すべて時限制にして、いつまでこれをやりまして、それを延長する場合にはなぜ延長が必要なのかという理由を述べていくことであらば非常に手はずが整うんじゃないかという、規制緩和の手法なんです。ルール化についてはどうお考えでしょうか。

○小里国務大臣 ここできちんと即答申し上げるわけにはいかないかと思っておりますが、非常に参考にするべき御提言であると重要に受けとめさせていただきます。

○伊藤(忠)委員 次に、規制強化の問題について私は提起させていただきます。緩和の問題は随分議論になりましたが、規制の強化については余り議論になっていません。

これは厚生大臣にかかわるのですが、豊島産廃事件でございます。これは例の香川県の……(発言する者あり)そうです、どちらかといえば環境の方になりますよね。きょうは環境庁呼んでなかったかな。お見えになりますよね、全大臣ですから。

それで、この豊島問題なんです。これは私は関係の本も読ませていただきました。それから、中坊先生からも直接そのときのお話を伺いました。今、世の中であんなことが起こるのかわからない、大変これは悲惨な事件だ、こういうふうに私は感じたくてございます。もう既に御承知だろうと思いますが、結局五十万トンにも上る産業廃棄物が違法投棄された、そういう事件でございます。御承知のとおりです。十二年間捨て続けられました。

も下心があったのでしょうか、名目を途中で変えまして、ミミズの養殖場をつくるとして申請変更いたしました。県はこれを許可したわけでございます。数年もしない間に養殖をやめまして、もとの産業廃棄物の投棄を再開いたしました。住民は何度も何度も県当局に對して苦情を申し立てたのですが、県はなかなか動かなかった、これは事実でございます。ここから悲劇が始まります。

それで、兵庫県警、香川県警じゃないのです、兵庫県警が摘発をしまして、その後でやっとうい腰を香川県が上げまして、調査に入りました。それで、これは大変だ。現状を見まして、大変な、ダイオキシンも含めまして、それこそ有毒な産廃が山と積まれているわけですから、十六万トンの量の産業廃棄物をとりあえず島の外へ運ばせたい。その段階では県がかなり指導に当たっているわけですね。

それで、県はその段階で安全宣言を出した。ところが、実態はそうじゃありませんから、全然片づいていないので、まだ産廃は残っているじゃないかというので、この調査を専門家がやりました。何と猛毒のダイオキシンやPCBが大量に検出をされました。総量五十万トンです。五十万トン残土として残っているわけですね。これをきれいに運び出すかと思えば、何と二百億円経費がかかって、十年かかるというのです。全部燃やそうと思えば、十年燃やさなければいけないというわけでありまして。

これは島民の責任ではありません。持ったわけですね。県が許可したから、その犠牲に島民がなったのだ。島民は、全部これを持ててくれ、普通ならそう言いますよね、ところが、島民の皆さんはそこが謙虚で、私はここが本当に助けたいと思うのですが、それではまた我々が何か利害に絡んで騒いでいるだけだと思われたらいかぬ、全国の皆さんに実態を知ってほしい、そういう謙虚な立場に立たれて、島内で焼却をしようじゃないかと。自分たちは皆煙をかぶるわけですよ。その方法を選ばれた。わざと選ばれた。だから

ら。今後十年間、島民の皆さんは、その産業廃物を燃やしますから、大気汚染の犠牲になるのです。

そこで、島民の皆さんは、知事には、一連の経過を見ますと適切な指導をしてくれなかった、処置をしてくれなかったから、せめて謝ってくれ、このことを知事に一生懸命に言うのですけれども、知事は最後まで謝らなかった。

私は、行政というのは、行政サービスというのは、これは中央だけではなくて、住民の一番近いところで評価される部分が多いと思うのです。これぐらい行政サービスが住民から乖離した例はなかったと思うのですよ、最近の例としては、これはだれも責任をとっていないのです。いわゆる行政の無責任性というものの、そのことが全然きちっと法的に決められていなかったら、その責任というものはとらなくていいわけですから、知事は謝らなかつた。どこにも持っていくことができない。全部島民がそれをかぶってしまったのです。

私は、この一連の事件をずっとつぶさに見まして、平成の黄門さんはいなかったのかと。平成の黄門はいなかったのです、中坊さんしかいなかった。本来ならば、これは環境庁の長官が見ていて、これは大変だと乗り出して、県は何やってるんだ、住民を助けぬかという事で、住民サイドに立つて処理をするというのが行政のあり方じゃないですか。これは一番気の毒な例ですよ。

それで、いまだにこれは住民が、毎日毎日、このたまった産業廃物を十年間ほんたかたかたのすよ、外に出さないわけですから、出すためにはお金がかかるから。それだったら、長官、どうですか、政府が責任を持って、二百億金がかかるのです、二百億出せば、そのごみはどこかで処理できるのです、島からは運ぶことができないのです、今さらなかなかそのこともできないでしょう、簡単には。これは私、見ていまして、これは大変な悲劇だし、こんなことを二度と起こしたらいけない。行政の信頼はもとから崩れますよね、私はそう思っております。

そこでお願ひなのですが、こういう産業廃棄物に対する規制は強化してほしい、国民の権利や安全やそういうものを守る問題はむしろ強化をしてほしいと思うのです。その点について長官のお考えを伺いたいと思います。

○大木国務大臣 きょうはちょっと具体的な御質問というところは私には用意しておりませんでしたので、一言だけ、一般的な感想と申しますか、気持ちを申し上げますけれども、確かに、今ごみの処理問題というのは、お互いに、例えば国、県あるいは市町村の関係が非常に不明確で、今おっしゃいましたけれども、一体だれが責任を持つんだというようなところが非常につきりしていない問題がございます。また、国の中におきましても、いろいろな省庁の中ではつきりしていない問題もございいます。

今問題になっております豊島は、確かにこれは最も、そういった法令の空白地帯ということと、その結果、一体どうするのだという問題になったところでございいますので、規制の強化ということ、これは当然でございいます。

今いろいろなところで、事態を私も調べてきて、あるいは実質的にいろいろな違反事件が起こったときにそれを是正することができるか、いろいろ検討しておりますので、強化しろというお話につきましては、当然私も非常に重大にとらえておりまして、これから精力的に、しかも迅速に勉強してまいりたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 そういう際路があるのです。ですから、その辺はぜひともきちっと、これも行政改革の一環でございいますから、強化について政府の方で対処をいただきたいと思ひます。

次に、時間の関係もございいますので急ぎますが、地方分権にかかわって、これも具体的な問題を提起させていただきますが、社会保険関係の事務の扱いの問題でございいます。これは厚生大臣でしようか、ちよつとお聞きください。

分権推進委員会では、第五次勧告を待たずに政府が推進計画を出されますが、第三次勧告で、国民年金法に基づいて市町村長に機関委任事務をされていまして、次のように実は整理をされていまして、一つは、国民年金印紙の検認事務、保険料の納付案内書の送付事務、二つ目が年金手帳、証書の交付事務、三つ目が市町村におきます生存証明事務、四つ目が未適用者に対する市町村における適用促進事務、これは廃止をいたします。その他の事務については市町村の法定受託事務にする、このように結論に第三次勧告でなつたわけでございます。つまり、五十年間にわたりました機関委任事務として地方で完結的に執行されてきた事務でございまして、それをこの際国の直接執行事務に切りかえるというわけでありまして、

ところが、事務の大半は法定受託事務として地方に残されるわけであり、職員の身分は、この切りかえに伴って国家公務員として、社会保険庁です。それから所屬がえになるということとあります。そうしますと、窓口を通じて市民と一番接していたサービス、それらの仕事はやってはいかぬということに、一口で言えばそういうこととす。

なぜ廃止になったのかといふと、三次勧告の理由は、つまり国民年金といふのは、逆にだんだん未加入者がふえているわけですから、加入者が減つて未加入者がふえている。それは、年金の金額よりも実際に支払う保険料がどんどん上がるものから、これは確かに厳しい。だんだんそうなつていきますから、余計そうなるわけですから、そういう皆さんに一人でも多く加入していただくというのを汗をかくて頑張つていたのが市町村でございまして、それに携わつていた職員といふのは、これは三次勧告でも出ておりますが、全国で約一万二千人、それから専任徴収員が、未納の皆さん、掛金を納めてくださいと走り回つてくださる皆さんが約二千人。そういうふうによくの人数費を支出しながらやるような仕事はもうやめてもらわなくてはと、カットすることにいたしました。そのかわりに、直接国が執行する事務を

んだから、職員も国の所屬にしまして、そして、あと大半のこれまでやっていた仕事は法定受託事務としてやっていくのですよ、こういう結論なのでございいます。

そうすると、実際に窓口を通じたりマンツーマンでサービスを受けていた住民は、そのことがカットされる上に、相談に行く場合には、全国で社会保険事務所といふのはわずか三百九カ所しかございせんから、三千三百と比べれば、県庁を抜けばもつと減りますが、三百九カ所しかない社会保険事務所に一元化されるわけですから、何か相談があればそこへ行かなければいかぬということになる。一元的にコンピュータを導入していろいろなデータなり給付事務がやられるということになりますと、これは行政サービスをよくしていくという行政改革の流れに全く逆行するのではなからうか、こういうことでございいます。

逆立ちしたような結論がどうしてこの三次勧告で出されてきたのか。それだったら、中央の直接執行事務にするのじゃなくて、全部これは地方に分権をするべきじゃないのか。全くおかしな結論だと思ひますが、大臣、どうでございいますか。

○眞野政府委員 国民年金、それから健康保険、政管健保、厚生年金、こういう事務は国が保険者としてその事務を行うということとございまして、地方分権委員会での地方事務官の取り扱いについては、国が保険者としてきちっとした執行体制を完結するようにということで、現在の国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受けるといふ折衷的な仕掛けを国の一元的なもので行うということと整理をしていただいているものでございいます。

今先生御指摘の市町村の国民年金の窓口事務、これにつきましては、地方分権委員会の方からも、住民の利便性その他を勘案して法定受託とするように、ただ、市町村が現在大変負担の多い事務を行つていただいておりますのでその負担軽減を考へるよう、こういう御指摘でございまして、

国民年金、それから健康保険、政管健保、厚生年金、こういう事務は国が保険者としてその事務を行うということとございまして、地方分権委員会での地方事務官の取り扱いについては、国が保険者としてきちっとした執行体制を完結するようにということで、現在の国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受けるといふ折衷的な仕掛けを国の一元的なもので行うということと整理をしていただいているものでございいます。

今先生御指摘の市町村の国民年金の窓口事務、これにつきましては、地方分権委員会の方からも、住民の利便性その他を勘案して法定受託とするように、ただ、市町村が現在大変負担の多い事務を行つていただいておりますのでその負担軽減を考へるよう、こういう御指摘でございまして、

国民年金、それから健康保険、政管健保、厚生年金、こういう事務は国が保険者としてその事務を行うということとございまして、地方分権委員会での地方事務官の取り扱いについては、国が保険者としてきちっとした執行体制を完結するようにということで、現在の国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受けるといふ折衷的な仕掛けを国の一元的なもので行うということと整理をしていただいているものでございいます。

今先生御指摘の市町村の国民年金の窓口事務、これにつきましては、地方分権委員会の方からも、住民の利便性その他を勘案して法定受託とするように、ただ、市町村が現在大変負担の多い事務を行つていただいておりますのでその負担軽減を考へるよう、こういう御指摘でございまして、

国民年金、それから健康保険、政管健保、厚生年金、こういう事務は国が保険者としてその事務を行うということとございまして、地方分権委員会での地方事務官の取り扱いについては、国が保険者としてきちっとした執行体制を完結するようにということで、現在の国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受けるといふ折衷的な仕掛けを国の一元的なもので行うということと整理をしていただいているものでございいます。

今先生御指摘の市町村の国民年金の窓口事務、これにつきましては、地方分権委員会の方からも、住民の利便性その他を勘案して法定受託とするように、ただ、市町村が現在大変負担の多い事務を行つていただいておりますのでその負担軽減を考へるよう、こういう御指摘でございまして、

国民年金、それから健康保険、政管健保、厚生年金、こういう事務は国が保険者としてその事務を行うということとございまして、地方分権委員会での地方事務官の取り扱いについては、国が保険者としてきちっとした執行体制を完結するようにということで、現在の国家公務員でありながら都道府県知事の指揮監督を受けるといふ折衷的な仕掛けを国の一元的なもので行うということと整理をしていただいているものでございいます。

て、私も、この勧告の線に沿って検討を進めて
いるわけでございます。

○伊藤(忠)委員 今おっしゃいましたけれども、
全くこれは実態を見ていないと思うのですよ。

それで、そういう市町村の言うならば自発的な
部分もございまして、人もつぎ込み、予算もつぎ
込んでやってきて、どうにか今の国民年金の受給
者の皆さんをフォローしたし、あるいは未納の皆
さんにも通知を差し上げてやってきたと思うので
すよ。

それが、今おっしゃったように全部国がやるこ
うのだったら、これはできっこないでしょう、
そうでなくても、全体でやっていて市町村に依存
している部分は物すごく多いわけですから。だか
ら、これは社会保険庁がやるというのだったら、
政策の企画立案の部分だけをやればいいじゃない
ですか。あとは全部下におろせばいいじゃないで
すか。

何でそのいいところだけをとっていつて、あと
の部分では経費がかかるから、人がかかるから仕事
はカットせいなんで、大半はまだやるのですよ、
法定受託事務で、そうでしょう。何でこんなわけ
のわからぬことをやるのか。これは実態を精査す
ればするほど全くとおかし。

これは引き続き私も議論しなければいかぬ
と思っておりますので、時間の関係がありますか
らそれ以上のご意見は言いませんが、これは本当に
理不尽だ、はつきり申し上げたいと思うのです。

こんなことは本当に下におろせばいいのです
よ。分権すればいいのですよ。コンピュータへ
ほうり込んだらいいのですよ。どこだつてやれる
じゃないですか。何で保険庁でなければできない
のですか。コンピュータは、そこにセンターが
なければ回っていかないので。私もその専門
家の一人ですが、どこだつてできるじゃないです
か、コンピュータへほうり込んだら。ネット
ワークはそういうものです。全然話にならぬと
思います。

最後に、これは総務庁長官だと思いますが、質

問申し上げたいのは、四十九条で、中央人事行政
機関である人事院と内閣総理大臣の機能分担を見
直す、こういう表現がございすね。

それで、この見直しについては、行革会議から
検討をゆだねられた公務員制度調査会から、昨年
の十一月に具体的な意見が実は出されているわけ
です。その意見に従って見直す、このように私は
理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

(山口俊)委員長代理退席、委員長着席

○中川(良)政府委員 お答え申し上げます。
四十九条第一項の趣旨でございすけれども、
中央人事行政機関の機能分担の見直しについての
基本的な方針を規定したものでございまして、具
体的には、昨年十一月に出されました公務員制度
調査会意見においていろいろ指摘、提言されてお
ります点について具体的な検討を進めていくとい
う趣旨でございす。

○伊藤(忠)委員 最後になると思いますが、これは
総務庁長官にお伺いしたいのですが、定員管理に
ついてでございす。
定員というのは毎年度改定をされると思うので
すが、定員の算出根拠というのは存在をしている
のでございすでしょうか、どうでしょう。

○河野政府委員 総務庁は定員管理をしているわ
けでございす。それで、毎年度、概算要求に合
わせてまして、各省庁から削減要求と増員要求が出
てまいります。それを私も審査しているわけで
ございす。

まず、削減要求につきましては、いろいろと既
存の業務につきまして、その業務の範囲の確な
のか、あるいは、その業務についてさらに効率
化を図れないかという観点から精査するわけで
ございす。片や、増員要求につきまして、その
必要性あるいは緊急性ということに着目して審査
をするわけでございす。その結果が毎年度の各
省庁別の定数ということになっていまして、結果
として、各省庁の業務を適正に執行する上での必
要最低限の数字となっているわけでございす。

○伊藤(忠)委員 算出根拠があるのでしょうか、
ないのでしょうかと聞いておるのです。

○河野政府委員 算出根拠というのは、一般的に
は共通のものはございせん。各行政需要におき
まして、例えば巡視船を一隻つくとすれば、そ
れに必要な乗組員は何人要るかとか、そういうこ
との積み上げで、それぞれの行政需要に応じた積
み上げで全体を計算しているわけでございす。

○伊藤(忠)委員 あなたの答弁でしたら、いいか
げんかということですよ。現実な場合は、これは
例えば特殊法人の政府関係の現業関係があるじや
ないですか、ああいうところはちゃんと算定基準
もありません。それで、人を一人ふやすか減らさ
ないかというときには、方式がございまして、そ
れによってちゃんと、その要素に何を足すかとい
うことまでたしか決まっていたと思うのです。
でなければ現場は動きませんよ。事務部門だつた
ら、これはなかなかそうはいきません。もちろ
ん、それはソフト部分も入りますので判断要素が
加わりますが、知的な労働の部分ですからなかなか
かそうはいかないと思いが、しかし、今のよう
なラフなことでは公務員の数は決まっているので
すか。

○河野政府委員 大変失礼いたしました。
先生から、現業の職員あるいは現場の職員とい
う言葉があったわけでございす。例えば郵
政の現場職員等につきましては、郵便でいえば、
取り扱う物数が幾らか、あるいは、その配達につ
きましては、その一件当たりの配達時間がどの
くらいかかるか、そういうような積算根拠を持つ
て、それについて各省と協議しながら具体的な定
数を決めていくわけでございす。

○伊藤(忠)委員 だから、当然、事務部門は事務
部門にふさわしいものがあるのじゃないですか。
別になくともいいのですよ。それはありませんと
いう答えだつたら、総理に聞いておいてほしいの
です。事務部門は要員算定基準というのですか根
拠がないという、そんないいかげんな、人のほじ
き方は僕ではできないと思いが、あるはずで

す。だから、私は聞いているのですよ。
いずれにしても、時間が来ましたので、最
後に、これは長官でも結構ですが、確認の意味で
質問いたします。今のこともずっと頭に含んで私
は聞いているのです。

政府案に言います十年間に一〇％純減計画とい
いますのは、一連の行革でスリム化した結果の定
員数が確保される、その数字をベースにして削減
計画を立てるんだ、このように理解をさせていた
だいてよろしいでしょうか。

○小星国務大臣 原則、そのとおりでございま
す。
もつと言葉を加えて言いますと、二〇〇一年一
月一日まで、先ほど先生がお述べになったよう
な、そういう一つの基準によりまして削減を極力
努力してまいります。

○伊藤(忠)委員 人の数といひますのは、仕事の
量によって増減いたします。ふえればふえます、
減れば減ります。仕事は必ずスリム化されていく
のが行政改革の流れだと私は思っております。で
すから、今の基礎の定数が、今私が質問を申し上
げて、長官もそれとおりと言われましたように、
このベースが決まるのは、全体の行政改革がやら
れまして一定の結論が出たところでベースが決ま
るわけですから、それから十年一〇％、こういう
考え方に立つたんですと質問しましたら、そのと
おりと言われましたから、いいですね。

○小里国務大臣 本来の計画で二〇〇一年一月一
日まではまいります。二〇〇一年一月一日から
は、先生がおっしゃったとおりであります。

○伊藤(忠)委員 質問を終わります。
○高島委員長 此の際、池田元久君から関連質疑
の申し出があります。伊藤君の持ち時間の範囲内
においてこれを許します。池田元久君。

○池田(元)委員 民主党の池田元久でございま
す。
残り三十分足らずでございまして、極めて限ら
れた時間ですので、簡にして要を得た答弁もお願
いしまして、御協力をいただきたいと思います。

行政改革の大きなテーマであります財政と金融の分離を中心にお尋ねをしていきたいと思ひます。

初めに、この問題につきまして、事実関係を見通しについて若干確認したいことがございます。

昨年成立した法律によって、金融監督庁が六月までに発足することになっております。松永大蔵大臣、海外出張、御苦勞までございました。松永大蔵大臣は、この二月一日、NHKの番組で、発足はできるだけ早い方がよい、六月と言わずに、五月中にやれないかと官房長に指示したとおっしゃったようですが、具体的にいつ発足するのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○松永大蔵大臣 お答えいたします。

実は、あの当時は、そう詳しいことを知らずにしゃべってしまったわけでありまして、実際を言いますと、金融監督庁の設立準備室、これは大蔵省にあるのじゃなくして、ほかの方にあるものですから、私の方のあれはちよつとミスでございます。おわびいたします。

いろいろな準備を進めまして、六月中には設立されるもの、こういうふうに理解をいたしておられます。

○池田(元)委員 松永大蔵大臣のお気持ちはわかります。できるだけ早く発足させたいということですから、それはそうだと思います。

監督庁が設立された時点で、大蔵省には国内金融の企画立案を担当する金融企画局ができました。金融企画局という名称でよいのか、また、四課九十七人という体制で発足すると理解してよいのか、確認だけしたいと思います。

○溝口政府委員 局の名前は政令で決まりますが、今のところ、金融企画局という名称を考えているわけでございます。それから、課も政令で決まりますけれども、四課を考へておりまして、九十七人という数字がありました。九十八人でございまして。

○池田(元)委員 次に、この法案によりまして、二〇〇一年一月を目標に、大蔵省が財務省にな

り、大蔵省からは国内金融の企画立案が金融庁に移行することになっております。ところが、金融の破綻処理と危機管理の企画立案については、当分の間、財務省が引き続き担当することになっております。

そうすると、財務省に当分の間置かれる破綻処理と危機管理を担当する組織はどのような形になるか、お答えいただきたいと思ひます。

○松永大蔵大臣 その点につきましては、今御審議を願っている法案の第二十八号に書いてあるとおりでございます。必要最小限のものにするというのを考へ方の基本でございます。政府部内での調整が進められるもの、こういうふう

に理解をいたしております。

○池田(元)委員 これからちよつと橋本総理大臣にお尋ねをさせていただきたいと思つたのですが、今答弁にあつたように、財務省ができた時点で、

も、当分の間、破綻処理と危機管理の仕事をする組織ができるということです。金融監督庁がこれから六月にできるわけですから、それに金融庁になる。それで、金融の破綻処理と危機管理の立案を財務省に残す理由についてお尋ねをしたいと思ひます。

この問題につきましては、私も質問いたしました。西川知雄委員、海江田万里委員も取り上げましたが、三党合意を中心とした経過説明が多かつたように思ひます。橋本総理御自身の見解をお伺いしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 今、この法案の審議の最後の段階で、私は個人的な見解を述べることが的確だと思ひません。その上で、行政改革会議あるいは与党間で行われました議論の中で、主なポイントをお尋ねしたいと思います。

その中におきましては、金融システムの安定は通貨、国庫、さらには財政と深い関連を有しております。特に危機管理の際には財政とともに迅速な対応が必要となる、あるいは、通貨、為替の安定など国際金融と国内金融は密接な関連を有しております。国際的な政策協調への対応の必要性から、主

要諸外国と同様、財政担当大臣が金融システムの安定にも責任を負う体制とする必要がある、さらに、金融システム改革によって金融をめぐる環境が大きく変わるから、その進捗状況を見きわめてからどうだ、そうした御意見もございました。

いろいろな御意見がございました。ものを、論議の最終、「金融破綻処理制度ないし金融危機管理への対応に限って大蔵省に担当させる」という措置は、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とする」といった合意が行われ、行政改革会議に報告をされ、行政改革会議としては、これを受けとめて最終報告をまとめた。政府としては、財政と金融に関する国家行政組織のあり方についてさまざまな観点から議論し尽くされた結果としてこれを重く受けとめて、忠実に盛り込んで法案として御審議を願っているということであり

ます。

○池田(元)委員 今、橋本総理大臣、財政出動ということも、全部ではありませんが、お述べになりました。

昨年十月八日の行革会議で、橋本総理は、この議事録によりまして、「大蔵省の権限として、市場信用秩序の維持」を入れることを提案したが、これは、個別金融機関の破綻の処理の問題を念頭に、場合によっては財政出動も含めた弾力的な措置が必要であつて、財政当局との連携が是非とも必要であるので、通貨、為替に重大な影響を与える破綻の処理の枠組み作りは大蔵省に置きたいという趣旨で発言をした。こういうふうにお述べになつております。昨年十月八日の行革会議の議事録です。

そして、当委員会でも、小里総務庁長官、松永大蔵大臣、いろいろ問ひ詰められて、最後に、破綻処理の場合は財政出動を要するようになることがないとは言えないから、大蔵省、財務省に残すんだ、こういう趣旨の答弁もされております。

つまり、いずれも、破綻処理や危機管理の企画立案を財務省に残す大きな理由として、財政出動があり得るからだと言っているわけです。そう理

解してよろしいでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 小里さんの発言は小里さんにお聞きをいただきたいのですが、ちよつと私の部分は、今引用された部分だけだと非常に不正確だと思ひます。

もともと私は、市場信用秩序という言葉を使ひました。そして、その市場信用秩序という言葉が世の中に大変妙な誤解を生みまして、全く大蔵省の財政金融のあり方についての権限を奪えないが、ときイメージで喧伝をされました。そして、私はその言葉を正式に取り消しをし、金融の破綻処理あるいは危機管理という言葉に置きかえました。

それが今議事録を読まれた日取りかどうか、私は今ちよつと自分持っておりますので確認ができませんが、私が金融の危機管理または破綻処理という言葉に置きかえたのは、今申し上げたような、言いかえれば、現在の大蔵省の行つてゐるものをそのまま引き継がせるといふことではない、市場信用秩序という言葉を全面的に取り消して、より事態を正確に表現するものに代へるといふことであります。

○池田(元)委員 市場信用秩序の維持を破綻処理と危機管理に置きかえた、そういう発言は、それは橋本総理大臣の考えですから、考へて理解はいたします。

私が申し上げたいのは、要するに、金融破綻処理と危機管理の企画立案をなぜ財務省に残すか、そこを中心にお尋ねをしてゐるわけでありまして、財政出動、これは理由の全部じゃないですが、大きな理由として、財政出動があり得るから財務省に破綻処理と危機管理を残す、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですね。(橋本内閣総理大臣「だれが」と呼ぶ) いや、橋本総理大臣が。ここでおっしゃつてゐますね、「場合によつては財政出動も含めた弾力的な措置が必要であつて、財政当局との連携が是非とも必要である」と。こういうことを、あなたがこれは全く間違ひじゃありませんね。

○橋本内閣総理大臣 今議事録と言われましたが、逐語的な議事録ではございませんね、それは整理されて幾つかの発言を一つにまとめられているように思います。ですから、事務局の諸君がそういうふうな整理をするような議論はしたんだと思いますけれども、少なくとも逐語的に正確なものではないように私は今思いました。

○池田(元)委員 議事録の云々は別として、財務省に金融の破綻処理と危機管理を残す一つの理由として、財政出動があり得るからだ、こういうことはお認めにならないのですか。

○橋本内閣総理大臣 ですから、私、そういう角度からの議論をしたという記憶がないのです。ただ、むしろ私が議論をいたしました中に、これは個人的な見解をここで述べるのは本当にいかどうかかわかりませんが、私自身がいわゆる七カ国中央銀行・大蔵大臣会合等に出まして、そういう場合には、まず第一に、出席できないと発言権が、これはかわりが出られませんが全く欠如してしまふということとともに、各国の場合に、財政と金融と両面の議論を行う役割が必ず大蔵大臣に来る。ちようどブレンスバンクとドイツの大蔵大臣のようにその辺が非常につきりと分かれてしまつて、金融になりますと完全に大蔵大臣の発言権がなくなるという国もございます。これは完全にドイツ連銀が一切を話すという、そういう国もあります。しかし、そういう意味ではアメリカの財務省も、必ずしも日本の権限と、連銀との間が整理されているわけではありませんが、少なくとも国際会議においては財政、金融の両面についての発言権を持っております。

そういう意味では、私はやはり発言権が持てる仕組みにはしておいた方がいいというところは考えておりましたし、そういう意見は言いました。

○池田(元)委員 G7等の議論は去年の金融監督庁のときにたしか論議したと思うのですが、これは先進七カ国蔵相・中央銀行総裁会議でございまして、さらに、昨年八月の集中審議では、たしか塩野谷教授がこの点について論じられて、橋本総

理大臣も発言された由を聞いております。私が今申し上げたいのは、いずれにしても財政出動の可能性があるんだということを、これは二回もおっしゃっているんですから、この前提をぜひ認めていただかないと、これは審議が進みませんよ。

○橋本内閣総理大臣 ですから、私は先ほども申し上げましたように、個人としての意見を云々ということではなく、行革会議の中においてありました議論として、金融システムの設定は通貨、国庫、さらには財政と深い関連を有しており、特に危機管理の際には財政とともに迅速な対応が必要であるという考え方もありました。通貨、為替の安定など国際金融と国内金融は密接な関連を有しており、国際的な政策協調への対応の必要性から、主要諸外国と同様、財政担当大臣が金融システムの安定にも責任を負う体制とする必要があるという考え方、さらには、金融システム改革によつて金融をめぐる環境は大きく変化するのでその進捗状況を見きわめてはどうか、こういった主要な論点がありましたということを申し上げておきます。

そして、議員が今言われておりますようなこと、ある意味では、最初に申し上げております、特に危機管理の際には財政とともに迅速な対応が必要であるという大きな一つの有力な御意見のあった部分に関連する部分だと思ひながら、私は承っております。

○池田(元)委員 財政出動があり得るから財務省に危機管理業務を残す、そういう趣旨のことは、今の最後の方は余り明確ではなかったのですが、大蔵大臣や総務庁長官もお述べになつております。

時間がありませんでちよつと話を進めたいと思つたのですが、財政出動、つまり財政資金の投入は大蔵省の主計局の仕事ですね。それで、金融機関の経営内容を把握している金融庁、担当大臣もいる金融庁がそういう場合には破綻処理と危機管理のスキームをつくつて、財政当局である財務

省、つまり財務省主計局と協議すればよいわけですね。財務省に主計局とは別に新たな組織をつくる必要はないのじゃないですか。財務省に破綻処理と危機管理の企画立案を残す理由として、財政出動があり得るからだというのは私は理解できないと思ひ、多くの人も理解できないと思ひます。財政出動は理由にならないと私は考えるのです。

橋本総理大臣は、行革会議等で、大蔵省と金融監督庁の共同省令の廃止、また検査の一元化など大変前向きに取り組んでこられました。しかし、この点はどうも納得できない。総理、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 ですから、私は、議長としての立場において、御審議の今の段階になつて個人的見解を蒸し返すことがよいと思ひませんので、会議全体の中で主要な御意見にこのようものがございましたということを申し上げ、議員が先ほどから執拗にこだわられております部分はこの部分として、まとめて申し上げておることとございまして、これも申し上げております。

○池田(元)委員 財務省にそれら二つの企画立案を残すことになれば、住専問題の反省は、私としてはどこへ行ったのかという感じもいたします。住専問題のようなことが起これば再び密室の裁量行政に逆戻りするのではないかと。

一方、民間金融機関にとつて、金融庁と財務省を両方相手にしなければならないわけです。二元行政的になるおそれがあると私は思ひます。その点いかがでしょうか。

○松永国務大臣 民間金融機関等に対する監督あるいは検査、これはもう六月から金融監督庁に移りますから、我が大蔵省とは関係なくなるわけでありまして、その意味で、民間金融機関は両方に及ばないというふうなことは原則としてはないものというふうには私は理解するのです。

○池田(元)委員 破綻処理とか危機管理の面は財務省に残るわけですから、当分の間、その間、それに限つてはやはり二元的な行政になる、私はそ

ういう危惧を申し上げているわけです。いずれにしても、私は、財務省になおも当分の間破綻処理と危機管理を残す理由はほとんど見当たらないと思ひます。いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 先ほど来繰り返して申し上げているわけですが、まず金融監督庁が設置されました後に、大蔵省の企画局が担うことになり、また国内金融に関する企画立案というものも、中央省庁再編の段階においては、破綻処理制度あるいは危機管理に関するものを除いて金融庁に移管されるわけであり、正常な業務が続いている限りにおいて、二元行政という問題はございません。

また、その破綻処理あるいは危機管理を必要とするような金融機関の場合には、これは監督庁ではなく、まさにその破綻処理制度か危機管理に関する部分に移るわけであり、その場合には、むしろ金融監督庁は、あるいは金融庁は、その経営がいかに問題であるのかを、その危機管理あるいは破綻処理を行う責任部署に対してデータとして提供をするという役割になるのではないのでしょうか。

○池田(元)委員 別の面からこの問題を取り上げたいのですが、大蔵省の護送船団行政や裁量行政、またそれによる金融業界との癒着構造が厳しく批判を受けております。また、大蔵省には財政赤字と金融システムの不安を招いた責任もあると指摘されているわけです。

こうした中で、職員百十二人が金融機関からの過剰接待で処分を受け、そのうち戒告以上の処分を受けた職員三十二人は、去年まで五年間に合わせて二千二百回以上、これは自己申告で、会食やゴルフの接待を受けていたことが判明したわけですね。ことしの一月二十六日、大蔵省職員二人が逮捕されました。大蔵省本庁舎に地検の手が伸び、家宅捜索を受けました。

その翌日の閣議で橋本総理大臣は、「制度面、組織面を含め心を新たに精査していく必要がある」と述べ、与党合意の実施時期の明確化を視野

に、財政と金融の分離の徹底を検討する考えを示したと各紙は伝えております。

○橋本総理大臣、財政と金融の完全分離に向けて与党合意の実施時期をさらに明確にする考えはないのかどうか、端的にお尋ねをしたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 大変恐縮ですが、報ずるところで、どういふふうな報道をされていたのでしょうか。恐れ入ります。

○池田(元)委員 幾つも新聞記事はあります。要するに、橋本総理が、財政と金融の分離について再検討かと、再検討を示唆する考えを示したという記事はたくさんございます。何なら示してもいいです。

○橋本内閣総理大臣 新聞記事より、私の言うことなんですから私の方を信じていただきたい。

まさに大蔵省から逮捕者を出した次の閣議の席上におきまして、私は、その大蔵省に起こっている事態を厳しく調査し、それに対しての措置を考えなければならぬというところは申しました。そして、大蔵大臣はまさにそういう調査をし、措置をとったと思っております。

○池田(元)委員 新聞報道と違いますが、それは本人が言うことだとおっしゃっていますので、私はそれをお聞きをいたします。

時間があと五分しかありませんので、もうちょっと橋本総理大臣にお尋ねをしたいのです。(橋本内閣総理大臣「確かにそれ言われたと言っている」と呼ぶ)

私たちは、昨年の当委員会に、金融監督庁法案に対して、財政と金融を完全に分離する法案をこの場で出しました。しかし、今度の法案では、金融監督庁がさらに金融庁に移行しても、今申し上げたように財務省に当分の間、破綻処理と危機管理を残そうとしているわけです。この当分の間に過ぎましては、真実に当分の間であるとか不確定期限であるとか答弁がございましたが、そうであれば、橋本総理大臣、この不確定期限を明確にして、当分の間を限りなくゼロに近づけ、財政と金

融の完全分離を早める考えはないかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 何度も繰り返して申し上げてまいりましたように、この問題につきましては、与党三党間の合意というものを受けて、行政改革会議にそれが報告をされ、その内容を重く受けとめて、中央省庁等改革基本法案の中に忠実に盛り込んでまいりました。私も、こうした状況の中で、むしろ議員が述べられたように、破綻処理あるいは危機管理といったものに意を用いなくて済む状態が一刻も早く来ることを願っておりますし、そのような状態になれば当然状況は変化するであらう。

○池田(元)委員 今、お言葉ですが、金融システムの改革がこれば完全分離をするというふうな理解でよろしいでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私の言葉はそう申し上げておりません。議員がお述べになりましたことに對し、そのような心配をしないで済む状況になればというところを申し上げたい。

○池田(元)委員 速水日銀総裁、いらつしやいますか。時間ももうありませんが、きょうは財政と金融の分離を今論じておりますが、金融政策の責任者である総裁は、財政と金融の分離についてどう考えているのか。

ちよつと調べてみましたら、つい最近といひますか一月十一日、財政と金融の分離は必要だと大変立派な意見をお述べになっております。しかも、政府のこの行革の動きについても批判的なことを言っているらしいです。そこは橋本総理大臣にぜひ読んでいただくことにして、もう時間がありませんから速水日銀総裁に申し上げますが、速水さんは、私自身の過去半世紀にわたる体験から自然に身についた確信をもって財政と金融の分離は必要だと強調されているわけですね。ぜひ、中央銀行総裁として、この立派な考えを貫徹していただきたいということを申し上げたいと思ひます。

時間がもう本当にわずかになりました。総理と

通信放送委員会について少し議論をしたかったのです。橋本総理は、去年八月十九日、「情報・通信・放送を截断と区分するのが適当かどうか疑問であり、共通点としてある電波監理・監視等の機能は行政の恣意的取扱いを避けるため、三条委員会が適当ではないか」と発言した。また会議録に疑問を持たれたと困るのですが、私は、別に橋本総理大臣の考えに異論を唱えるものではないです。

○池田(元)委員 大蔵省の考えは、憲法で定められた自由の一つとして、放送の自由に基づいて公正公平の原則の上に立つて国民、利用者に情報、ニュース、問題点を知らせる、提供するという重要な役割を担っているわけですね。その意味で、先進各国では情報、通信、放送については独立行政委員会あるいは政治権力から離れた第三者機関が担当をしております。それがいわばデファクトスタンダード、国際標準だと私は思います。

そういう意味から、橋本総理大臣の提起を高く評価したいと思ひます。実現すれば、日本のメディア史上画期的なことになったと思うのですが、残念ながら与党の協議を受けて見送ることにいたしました。しかし、橋本総理大臣に申し上げたいのですが、この通信放送委員会の提起、これは大変重要な提起でございます。この重要性をよく認識されていると思うのですが、中長期的にぜひ取り組んでいただきたいという要望を申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○高島委員 次に、若松謙維君の質疑に入ります。

○若松委員 新党平和を代表して、私並びに同僚議員の富沢委員とあわせて締めくくり総括質問をさせていただきます。

私は、まず各省設置法、いわゆる今後設置法改正が成るわけですが、その中に含まれる、現在含まれております権限規定、これについて質問させていただきます。

特にこの審議中にも、五百人委員会の例えは加

藤寛教授とか法政学会長等からもお話、御要望もございました。たしか堺屋太一先生も参考人質疑でも加藤秀樹慶応大教授もお述べになりました。いわゆる設置法の改正の際にはこの裁量権限を排除する方向で、設置法にはぜひ権限規定を入れてほしい、削除してほしい、そういう要請がかなりございました。これは私だけではないです、他の党の委員もお話がありました。それに対して総理は、私と四月二十二日のこの場での議論におきましてちよつとこういうふうにおっしゃっておりますけれども、根拠法をすべて必要とすることは実際上、非常に面倒くさくはしないか、このようにも、非常に長い政治の経験者です

ので、そういう御答弁をされました。

しかし、やはり日本は法治国家でありますので、基本的に一つ一つしっかりと根拠法に基づいて権限がつくれ、それを執行するのが行政であると思ひますので、ぜひその点も配慮して、今後検討される設置法の改正につきまして総理として権限規定の削除について前向きな考えかどうかが、ぜひそれについてお聞きしたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 たしかあのとき、議員は、四角と丸と、言いかえれば全く余裕のない全部の権限が隅々まで行き渡っている図面として空白を残しつつ円が随所に散っている二つの図を見せられながら御議論をいただいた、私もそれに、むしろイギリスの御研究をされたと聞いて納得がございましたという御答弁を申し上げた、そのように思ひます。

そして私は、やはり白地に空白が残るあの図面を頭に描きましても、各省設置法においてその所掌事務の規定というものが行政領域の幅を規定すると同時に、権限規定が、その所掌事務の範囲内で各省の大臣が行使し得る権限、いわゆるその深さを規定する。所掌事務とやはり権限というものを一体的、有機的にとらえて規定することによって行政機関の行為の範囲の限界というものが明確になると思ひます。

他方、法律の根拠に基づかない行政指導など、民間への関与をできる限り縮小すべき、これは行政改革会議の最終報告にも言及されており、議員もあのとき非常にそこを強調され、だからこの空白の場所が要るんだということを言われました。この趣旨は、私は、基本法におきまして、規制のあり方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに変わる、そして、規制行政における国民に対する説明の責任というものを明らかにする、こうした規定にあらわれていると考えております。

この法案が成立をいたしますと、中央省庁等改革推進本部で、新たな各省の任務、機能などを適切に規定する設置法、その他関係法律の立案が進められていくことになるわけですが、その立案に当たりまして、行政指導の乱用や裁量による恣意的な行政を排除するという観点、同時に行政機関の行為の範囲の限界を明らかにしながら、臨機の、かつ複雑多岐にわたる行政活動の柔軟性を損なわない、そうした観点に立つて、各省設置法の権限規定のあり方を含めて、関係法律のあり方を検討していきたいと考えております。

私は、議員の、権限規定はいかかと言われる部分についてはなかなか同意しがたいものを持つておりますが、それは逆に、議員の描かれた権限というものが、丸で示され、空白の場所を残しておられたあの図面をむしろ実施していくために、ああいう姿にしていくなかにも、私は、やはり行政領域の幅としての所掌事務、そして深さとしての権限、これはやはり明らかにしておくことが自由な活動の範囲を広げるという意味でも大事なのではないだろうか、そのように考えております。

○若松委員 非常に微妙な御答弁で、趣旨の方向性は一致していると思うのですが、なかなか二枚にわたる原稿を読まると、非常に私の頭では把握しにくいと思います。

そんなことで、与党さんの合意もいたしていて、今回の基本法案の採決に当たりまして、附帯決議が今理事間で協議されております。そこで、特に

この一つに、これは私も提案させていたのだわけですが、これは、「各省の裁量による恣意的な行政を排除し、行政指導の濫用を招くことのないよう、設置法の権限規定等の在り方について検討を行うこと。」本当は、設置法は排除ということをはっきり言いたかったわけですが、さまざまな諸事情でこういう形になりました。

いずれにしても、この権限規定、これが設置法にあることによっていろいろな問題がある。ですから、幅としての所掌事務、そして深さという、具体的な固めとしてのこの権限規定ですか、これを明確に立て分けられて、私は、これは要望ですけれども、可能な限り、この権限規定はぜひ設置法から排除して、それぞれの個々の法律で深みをつくってほしい、ぜひそれを要望したいと思っております。何かありますか、総理。

○橋本内閣総理大臣 私は本当に、二枚出された図面の白地に幾つかの四角が空き地を残して存在をしたという、あの書き方に非常に私は感激をいたしました。そして、私自身がイギリスの法制を調べるのにさきさんでござりましたので、逆に御説明を受けて、なるほどという感じを持ちました。

その上で、やはり私は、慣習法のイギリス、成文法の日本、慣習法の国のルールをそのままに移すにはやはり無理があると思います。そして、そこがどうしても議員と合わないのですけれども、やはり所掌事務と権限は、両方をきちんと法律の上で書くことは、むしろそれ以上の範囲に出ていくことを制限する、白地の部分を残すという意味でも私は大事だと考えております。目指す方向はどうやら違っていないようなんですが、そこに至る道に違いがあるのかな。その御注意は御注意として私は真剣に受けとめながら、今後の作業の中で生かしていきたいと思っております。

○若松委員 ぜひこの附帯決議がまず採択されることを望んで、時間もありませんから、次の確認したい点に移らせていただきます。

これも附帯決議が今議論されておりますけれども、特に今回、民主党さん提案の基本法案ですけれども、

れども、特に行政改革調査会の国会設置という御意見がございました。非常に貴重な提言として、我が会派もこれからも一緒に議論をしていきたいと思っております。

それで、この改革推進本部に対します第三者機関設置、これにつきましては、総理も、民間人の登用とか、また非常にこの第三者機関に対して前向きな答弁もいただいております。さらに、私への答弁の中でも、事務局への民間人登用ということもおっしゃっております。再度確認させていただきたいのですけれども、今後の第三者機関ですか、この位置づけ、もしくは権限ですか、私どもは、当然、事務局がいろいろつくってくる、それだけのいわゆる行政の官僚のさまざまな反発がある、そういったものに対して、本当はこの第三者機関がこれはだめだという拒否権を持てるようなものをしたいというわけですから、これも、それも憲法上の問題がある。そういったことで、この第三者機関の位置づけと権限というのは、非常にセンシティブなんですけれども、重要な観点だと思っております。

その点及び民間人による中立公正な人選の方法、いわゆる国会の同意人事も含めてですね、この第三者機関設置についての総理の前向きな答弁を期待いたします。

○橋本内閣総理大臣 二つの点の御指摘をいただいたと思いますが、まず第一に、推進本部をつくりました場合、当然ながら事務局が必要になります。そして、その事務局には民間人の協力が得られなければ基本的にはこれはできないことではあります。むしろ私どもは民間からぜひ人をいただきたい。既にさまざまなところにお断りを申し上げておまして、よい人をいただけを心から願っております。

それから、間違いないに、私は、機動的、弾力的な対応を必要とするのですけれども、第三者的機関、第三者的な立場からきちんと物を言っているだけの機関というものは必要だと思っておりますし、本部にこれをきちんと設けるつもりで今検討を進めております。

ただ、今拒否権というような話をされました。しかし、私は、その推進本部というものは全閣僚で構成され、内閣の責任で運営されるものですから、意思決定の責任、これは拒否権も含めてです、これはあくまでも推進本部が持つべきもので、そして第三者機関、それはまさにきちんと閣僚から成る推進本部に対して助言もできる、あるいは必要と思った場合に事務局に対して指導助言、あるいは資料を欲しいと言われる、いろいろな形のことがあるかと思っております。そして、そういう役割を担っていたかなければならないと思っております。

し、第三者機関としては、まさに、機構図として、かきづらいのですけれども、推進本部そのもの、言いかえれば全閣僚が集まる推進本部そのものに物を言っていたらダメ、しかし、それが点線か破線か実線になるのかよくわからないのですが、事務局に対して御相談相手をしていただけない、そんな立場を考えなければならぬ。

今、組織図づくりの一番いい工夫は何か、二転三転させながら、よりよいものをつくらうとしていますが、第三者機関、民間人の方々にお断りをしたいという気持ちに変わりはありません。

○若松委員 第三者機関に対して民間の方に対する協力依頼の意思は変わりないという明言をいただきました。

ぜひ、先ほど言った第三者機関、単なる意見申し立てだけじゃなくて、どちらかというと監視ですね、やはり国民の期待するところのさまざまな国会議論等をつかり具体的に反映するような監視、そういうところをぜひ今後も強調して、第三者監視機関、しっかりとものをつくっていただきたいと思っております。

かというの、やはり国民の側からすれば、金額で示してほしい、幾ら私たちにどうして税金がセーブできるのか、そういったところだと思ふのですよ。ところが、結論は、皆さんの御答弁は、やってみないとわからないと。恐らく国民の皆さんはそういうふうに理解しているのじゃないかと思ふのです。

それは、段取りは必要ですよ。ところが、やはり民間の立場ですと、経営計画をつくるには、幾ら売り上げを伸ばすか、幾ら経常利益を出すか、数字が出ないと次のアクションというのはとれないのですよ。これは今後の行政も同じなんですよ、成熟社会ですから。

私、そういう感じですので、最終の局面ですから、ぜひ総理から、本場に独立行政法人でどのくらいスリム化するか、また、公務員の一割削減は当然純減とかという議論がありました。本場にどのくらい税金をセーブしようとしていくのか、そういったところをやはり明言を期待しているのが私の後ろにいる国民じゃないかと思ふのですけれども、いかがですか、総理。

○橋本内閣総理大臣 私、これは前に御答弁したときと基本的に変わりようがないのです。

というのは、間違いないに、例えば定員が、あるいはその局が、これは数量的に目標を法文上明示しておるわけですから、二〇〇一年一月一日までの時点で、なおかつ、現在の例えは定員管理のもとで定員を減らそうとしております。そして、そこまでの間には、独立行政法人化するものがあるいはその他のものがある程度もちろん確定してもしなければなりません。その時点になれば、定員という部分からの量的な縮減の数字というものは出てきますけれども、現時点において、これを定量的に歳出額としての減として出すというの、これは本場に無理なんです。

また、独立行政法人の設置数あるいは個別の改革事項についても、計画的に行っていくということとはもちろん申し上げておりますけれども、定量的にこれを示すということは非常に困難だとい

ことは御理解をいただきたい。

そういうものができよう状況になれば、少なくとも定員の目標についてお示しをできる時期は来ると思ひますけれども、それは二〇〇一年一月一日の時点から後の問題でありまして、その点はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。しかし、そういう数字を示せる状況になったとき、少しでも大きなものがきちんと国民にお目にかかれるように努力をしてまいりたい、そのように思ひます。

○若松委員 私、かなり大きな、全国で十万人以上を超える企業ですか、当然売り上げが兆単位ですね、そういったところを監査して、本場に部、課、係、しっかりと予算管理して、それでしっかり数字を詰めるわけですよ。それはシステムとしてできているわけですね。

日本は今まで、予算どりの審議だけで、あとは、どちらかというと決算がおろそかだった。そんなところから、今の議論をしていても、現実には恐らくデータがないと思ふのです。そういった議論も実は小里長官とお話しさせていただきました。でも、やはり国民は本場は、行革をやつて、総理が期待されるこの新しい行革の姿、それによつてこれだけ支出が削減される、よつてこれだけ税金を国民に還元するとか、また減税するとか、そういったところの行革収支予算書というのですか、本場はこういうものを示していただくのが総理の使命だと私は思ふのです。首を振っていただきますが答弁は期待できませんので、次の富沢委員に移ります。ありがとうございました。

○高島委員 長、この際、富沢篤志君から関連質疑の申し出があります。若松君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。富沢篤志君。

○富沢委員 富沢篤志でございます。まず、平和・改革は、本委員会質疑最終次第、中央省庁等改革基本法案の一部修正案を提出することを表明いたします。

さて、行革征伐田舎芝居が展開をされ、内容の大幅後退、換骨奪胎の基本法案が提出をされて、

四週六十時間に余る審議が続いております。特別委員会委員の質疑でも参考人の御意見でも、法案の内容は不十分であるという多くの意見が出されました。不十分であるという間もなく採決になりました。その前にきちっと申し上げておいて、改善をしなければ子孫の世に残すことになる、こんな点を幾つか申し上げながら、総理の御見解を求めるところであります。

私は、神奈川県で市議員、県議員をやっております。地方分権についてまずお尋ねをいたしますけれども、国には地方分権推進委員会があります。きょうの神奈川新聞では、推進計画最終案が今月の二十六日閣議決定の運びになる、こう出しております。計画の中身を一日も早く知りたい気持ちであります。

地方の側にみずからの分権や行政改革を検討する公式機関がないことでもあります。地方分権というのは地方自身の問題であることから、政府の地方分権推進委員会あるいは政府機関だけが決定したことを地方に押しつけていく、こういう形ですと、当然、地方としては、私も地方議員として経験があるのですが、地方の反発が出てくる。反発ばかりが目立ってしまう。審議の過程でも、小里長官、何度も御発言のとおりでありまして、まともな議論が交わされない可能性が大変大きい。

実は、けさも私、田園都市線の中央林間の駅頭で、私の選挙区の四つの市を大合併をして、九十三平方キロメートル、五十二万人で、神奈川県で第三番目の政令都市をつくりましょうよという訴えを一時聞かれました。一般市民、住民には大拍手の政策でも、四市の市長が一人になる、百十名の市議員が五十名に減る、こういうことで、そんな発言は、市長は、国会議員の押しつけではないかとよい顔をされないのであります。

(委員長退席、虎島委員長代理着席)
問題は、少子・高齢社会に向けて、自治体の規模はどのくらいが適正かという重大な問題でありますけれども、まともな議論がされないわけ

す。押しつけと反発の関係になってしまふ。これでは制度改善が望めないわけでございます。

そこで、総理にお伺いしますが、地方自治体の首長や議員あるいは有識者などを委員とする地方版の地方分権推進委員会を常設して、地方の行政改革の方針をみずから問題として検討、決定する、こういう制度改正が必要であると考えますが、いかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣 地方のお考え、これは、議員は今分権推進委のみを挙げられましたが、地方制度調査会等、長い歴史の中で今までも随分熱心な議論がなされてまいりました。また、いわゆる地方六団体と言われます全国知事会、都道府県議長会、市長会、市議会議長会、町村議長会、町村議長会、これらの中においても非常に真剣な議論がなされておることを承知いたしております。

そして、議員は、その方々だけのという意味なのか、あるいはその方々を中核とした審議会という意味なのか、言いかえれば、学識経験者を交えたような形を御想定なのか、六団体を構成するそれぞれの代表者のみをグルーピングすることをお考えなのか、正確にわかりませんが、今一つの御構想を提起されました。私は、それは一つの考え方だと存じます。

しかし、今まで、全くこれは内閣総理大臣という立場ではなく、例えば国民健康保険制度を議論いたしましたし、ある種の社会福祉関係補助金を一般財源化しようとしたしたり、そういった経験の中で、都道府県と市町村の意見のぶつかり合い、あるいは富裕団体と非常に財政力指数の弱い、例えば市という名前においては共通でありますけれども、豊かなところと貧しいところ、さまざまな角度で意見が非常にまとまらないという経験を、私は率直に申し上げて何回かいたしました。そして今回の地方分権推進計画、第四次の答申をいただきました後にも、分権推進委に、例えば、市長会の共通の御意見としては出てこなくても、政令指定都市としてのあるいは中核市としての、いろいろな角度から違った御意見というものが

が六団体の中にも存在するはずなので、そうした意見をちょうだいすることはできないか、そうした部分に対しての勧告もまたいただけないかというお願いを申し上げておりますが、やはりそういう角度で議論を提起しますと大変御苦労が多いようでありませう。

それだけに、議員の御提起、私は一つの考え方として否定をいたしませんけれども、例えば市なら市、町村なら町村の代表を選ぶこと自体から非常な困難に達着するのではなからうか、それは相当言うべくして難しいのではないかという思いを率直に今いたしております。

○富沢委員 新しい制度に踏み込むことの難しさ、これは確かにあると思います。しかし、現実には介護制度を間もなく発足させなければいけない。十万人単位の自治体がこの制度を単独で導入することの難しさを、私は地方議員として十分勉強をしたつもりでございます。

そういう意味で、一定規模の自治体に編成をし直さなければいけない。これは、やはり地方議員も我々国会議員もともに取り組んでいく大きな問題であろうかと思えます。とすると、現場の市町村のベースでこういう地方ベースの、国ベースの地方分権推進委員会のような、こういう組織が必要だな、現場で運動しておりましてそんな実感をえたもので、これから私自身の研究課題にもしてまいりたいと存じます。

話を進めます。
官は民の仕事をしなさい、これは原則でございますが、金融、保険は基本的に民間の仕事と承知をしております。基本法は、しかし、こうはならない。国営の郵政公社は、貯金、保険業を営むことになりませう。お国が民業を圧迫する最悪の制度が温存をされてしまふ。

総理、三百三十兆円というこの金を市場から集めて国が運用している、これが民間金融機関を弱めていることにお気づきだろうと思えます。このところを正して、日本の金融市場の育成、発展につなげていく、これが改革のスタートになりま

せんか。いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 この問題は、行政改革会議の中でも大変大きな議論を呼んだ部分でございまして。そして、中間報告を出した後も、なお真剣な議論が続けられ、また、世間でもさまざまな角度から御議論がございました。そして、私がよく申し上げておりますこと、預託制度を廃止したというところを、ひとつ見ていただきたい。これだけでどれだけ大きな変化を生じるか御理解をいただきたい。

同時に、率直に物を言わせていただきますならば、民営化しろしろという声があると聞きながら、も、この党からも、郵政事業を、三事業を民営化しろという正式のお申し入れをいただくところは、残念ながらございませんでした。

さまざまな御意見があることは承知をいたしておりますが、行革会議は、その意味では、それぞれが自由な立場で御議論をいただきますから、民営化も含めてさまざまな観点の御議論もございました。しかし最終的には、マスメディアによる世論調査等の中に出てくる国民のお感じというものがまた一体どういうものなのか、利用者の利便性、国民が真に今望んでおられること、そうしたことも十分に検討した結果、郵政事業の実施部門を郵政事業庁、さらにこれを国営の新たな公社に、そして民営化等のことは行わないというルールを決めました。

議員の御指摘のような御意見があることは私も承知をいたします。しかし、この事業運営に当たり、限度額を設ける、市場金利に即した金利設定を行うといったような措置をとっている、預託を廃止する、郵便事業に民間参入のチャンスが生まれる、こうした努力が払われていることも公平に御評価を願いたいと存じます。

○富沢委員 お考えはお変わりにならないようなので申し上げますが、国が積極的に民営化に打って出る、その試算がございませう。慶応義塾大学の加藤寛前教授の研究グループの試算、総理も御存じだろうと思えますが、郵貯、日本開発銀行など

財政投融資関連の主要十二機関を民営化すれば、株式売却収入として国に約二十三兆七千億円が入る、こういう試算があります。国民に新たな負担を求める前にこれら一連の民営化をする、行政改革の切り札になるという提言があります。政治家に必要な要件は、先を見通す判断とそれを実行する勇気、私はこう思いますが、いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 それがもし私の承知しております加藤寛先生のグループからの試算でありますならば、その対象としておられます特殊法人等の中に、東証の上場基準をクリアしてありますものが幾つあるかもお調べをいただきたいと存じます。

東証の上場基準に合わないもので計算の中にあつたものが発表されたことがありまして、私もそれをめぐって議論をいたしたこともございまして、その上で、議員は恐らく私より極めて先見性をお持ちの方だろうと敬愛を表しますけれども、私は、今まで皆さんがいろいろなことをおっしゃりながら、本当に中央省庁を根こそぎ変えよう、あるいはそのベースに分権を進め、規制緩和を進め、あるいはそのベースで御審議をいたさなければならぬ、そうした法律案を御審議をいただき、成立をさせていただくならば、その中央省庁の統廃合というものが本物になるといふところまでよくよく参った。自分なりに私は、ここまで来てようやく御議論をいただける、そしてトータルとしてのお示しをした考えに、賛否は別として議論をしていただく、そう感じております。

○富沢委員 金融、財政が分離をしない財務省が誕生いたします。池田委員がいろいろ御質問をされておりましたが、産経新聞の本年一月十一日の記事に、日銀の総裁におなりになりました速水優さんが寄稿をされております。「財政と金融の分離は必要」という立場で寄稿文が書いてございませうが、一部読ませていただきますと、これで財政

と金融との行政上の分担は明確になるのかと思つた、行政改革案の最終段階で大蔵サイドや族議員の巻き返しがあったためか、当初の改革案が逆戻りしかなない情勢を見て、橋本政権の構造改革の熱意は一体どこへ行ったのかと思わざるを得ない。速水優さんの御意見でございませう。

こういう御意見の速水氏を日銀総裁に任命された総理の御感想を伺わしてください。

○橋本内閣総理大臣 速水さんは今までも大変ユニークな御意見を恐れず発表される方でありました。野党になりました当時の我々にも一番厳しい御発言をしてこられた方でありませう。そうした方であればこそ、私は、今の日銀を立て直し、国際的な信頼を日本の中央銀行にもう一度取り戻していく上で大切な方である、そのように考え、お願いをいたしました。

○富沢委員 速水氏のこの論点に総理は御賛成をされるのですか。

○橋本内閣総理大臣 この国のために必要として日本銀行の総裁をお願いした方でありませう。当然ながら、それだけ私は尊敬も、その過去の経歴、学んでこられた学識にも敬意を表します。しかし、それは、速水さんの述べられるすべてのことに私が賛成するということではございませう。○富沢委員 日銀総裁と内閣総理大臣、お考えが違ふということとは当然あり得ることでございますが、国家経営の根本、大蔵省の財政と金融分離問題について全く意見が異なっている、これは異なことだ。ひとつ、これからどちらが日本の二十一世紀の「この国のかたち」であるのか。私は、財政と金融は分離をきちんとする、そしてでき上がる財務省は主計と主税の二局に限定をして仕事をしてもらう、これが「この国のかたち」だ、こう信じておることを申し添えます。

最後に、行革に魂を入れる倫理問題への早急な対策が必要と考えます。大蔵省不祥事が国民の前にあからさまになった、国民はみんな腹を立てている、これを通り越して今はあきれ果てている、信頼を取り戻すスタートに何としてもこの国会で

国家公務員倫理法と情報公開法を成立させなければいけない、私はこう思っていて取り組んでおられるんですが、総理の御所見を伺いたい。

○橋本内閣総理大臣 情報公開法をぜひ今国会において成立をさせていただきたい。私もこれによりまして大切な法案であります。また、公務員倫理法につきましても、同様の重みを持つものであることは申し添えるまでもありません。

その上で、現在御審議をいただいておりますこの基本法案、私ももととしては、議員のお考えとはちよつと反しておるようですが、ぜひ成立をさせていただき、議員は疑問符を呈しておられませんが、必ず行政改革を進めていかなければならないというその基礎づくりをぜひ御協力を賜りたい。心から願っております。

（虎島委員長代理退席、委員長着席）

○富沢委員 御答弁ありがとうございます。

○高島委員長 次に、佐藤茂樹君の質疑に入ります。

○佐藤（茂）委員 自由党の佐藤茂樹でございます。きょうは、三十五分間という時間をちょうだいしておりますので、なるべく橋本総理と二十一世紀のこの国のあるべき形というものについて議論をさせていただければ、そのように思います。

それで、二十一世紀の「この国のかたち」を考へるに際しまして、私も、行政改革というのは最も重要な政治課題でありまして、行革に対する国民の関心も並々ならぬものがありますし、また、国、地方を通ずる極めて厳しい財政状況から見ましても、まさにこの行政改革というのは喫緊の課題である、その認識は多分今の政府と変わらないうえである、そのように思っております。ですから、いい改革案が出されてくれば我々も当然賛成する余地もあるわけですが、今回の基本法案はやはり何点か問題があるのではないのか、そういう認識の上から以下質問をさせていただきます。総理は、今までの当委員会の中で

もこの法案はプログラム法だと言われました。何ゆえ、プログラム法なら、もう少し行政改革というものを大きくとらえてトータルなプログラム法にされないのかということをお尋ねしたい。

というのは、行政改革というのは、今回のこの法案が対象としておりますいわゆる省庁再編問題というふうなそういう小さな視点だけでとらえるのではなくて、地方分権の推進であるとか、また行政と民間の役割分担の明確化、そして規制緩和というふうな、そういう、またさらには、先ほど最後に答弁ありました情報公開法であるとか、また行政手続法、また公務員倫理法の問題なども含めて、少なくとも幾つかのものを同時並行で同じ方向に向かって推進されなければならないのではないかとこの意識を私は持っております。

それで、そういうさまざまな小さな部分も含めますが、特に、柱となる地方分権の推進と規制緩和、また撤廃というものは、よく言われますけれども、行政システムの改革のための車の両輪である、そういうふうに言われておられて、国の行政の範囲を明確にするためにもこの車の両輪と言われる二つの改革というものをきちんとしていかなければいけない、そういうふうに私は自身は認識しております。

今回の改革というものを一言で言わせてもらえば、例えば間違っているかも知れませんが、車に例えたと、中央省庁という車体を模様がえしたけれども、車の両輪が果たしてついていていないのかどうかかわからない、そういう状況ではないかな。だから、本体、車の本体である中央省庁、それを本体としたならば、車の両輪である地方分権と規制緩和も、セットで一体性を持つて同じ方向を向いているというプログラム法をつくるべきではなかったのかな、そういう認識を私は持っております。橋本総理の御所見を伺いたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私は、あなたがおっしゃっていることを否定するのじやありません。その上で、何回も御答弁を申し上げてきておりますように、本年の三月三十一日で規制緩和の三カ年計画は終了いたしました。三月末、今度は、四月一日以降の三カ年計画を既にスタートさせ、現にこれが動いております。本当に、今月の末になつてしまふのであります。四次にわたる地方分権推進委員会、そこでも定められた報告というものも、非常に膨大な地方分権推進計画として公表することになります。これらはそれぞれが、国会がお認めになつたそれぞれの組織の中で別個に議論をされ動いております。行政改革会議を考えた時点で議員のような考え方をもちましたからこそ、両方の作業というものがむだにならないように、その中核の方々に行政改革会議にお入りいただき、その御意見を踏まえて中央省庁の再編を取りまとめた次第です。

そういう意味では、議員が、全く私どもが分権あるいは規制緩和等の努力を怠り、中央省庁の看板のかけかえという言葉までお使いになりましたけれども、そういう中身のものではございません。分権されて地方に移るもの、規制の緩和・撤廃、見直しという中で国の役割の減少するもの、両審議会で議論をされてまいつたものを土台にした上でこの中央省庁の議論をしてきております。さらに、お触れになりましたが、情報公開もまた別の角度で議論をされてまいりましたが、今回、並行して国会で御審議をいただいております。

私も、観念論を申すのではなく、現実に進行しておりますものはそれなりに踏まえ、これを生かし、その上で今回の基本法を御審議を願っているということは御理解をいただきたいと存じます。

○佐藤（茂）委員 今の総理の御答弁で、看板の立てかえという言葉は私使っていないのです。車体の模様がえという話をしたのですが、まあ、それは同じようなことだと思えます。それは別として、それで、要するにこの規制緩和、規制緩和で、平成七年から九年まで二千八百二十三項目ですか、これをずっととされてきた。今

回、四月の一日から六百二十四項目、こういうものをされるというふうにお聞きしています。今総理の御答弁にありましたように、間もなく地方分権推進計画を、一次から四次の報告に基づいてこの計画を立てられる。そういう規制緩和であるとか、また、特に地方分権の方は後でお聞きしたいのですけれども、地方分権推進計画のこれからの計画の内容というものがこの中央省庁再編の改革基本法案のどういふ部分にきちつと生かされているのだ。行政改革会議の会議の中にそれぞれの代表の方が来られてきた、これは議論の中で当然大事だと思ふのですけれども、でき上がったこの改革基本法案の中にどういふ地方分権推進計画、また委員会などで議論されてきたものがどういふように生かされているのか、簡単に答弁を伺いたいと思います。

○小里国務大臣 大筋は総理の方からお話ございましたが、先ほどお話がございますように、ただいま御相談申し上げております中央省庁再編が本体であるとする、やはり分権と規制緩和というのとは両輪だ、まさにそのとおりだと思ふのです。私も、そういう原則をきちんと認識をいたした上で、先ほど総理が答弁申し上げましたように、実質それらの作業におのおの取りかかっております、もう既に原案として、あるいは具体化し実施中のものもあります。

議員もお話がありましたように、二千八百数十項目の規制緩和を実行を今いたしつつあります。が、それでもなおかつ、この中央省庁再編という焦眉の急の根本問題も抱えておるから、その中もひとつ検証してみようということで検証をいたしました。その二千八百の中で三百数十項目はどうもまだ徹底してないようだ、しかも重要な課題だということをさらにその中から抽出をいたしました。そして、先ほど先生がお話しになった六百数十項目の中に打ち込んで、そしてこの前、公表いたしましたことは御承知のとおりであります。さらにまた、今後の問題につきましても、まだ課題、たくさんあるぞ、前向きで、ひとつつ不

見直しをということでやっておるということを先ほど申し上げた次第でございます。

なおまた、お話がありました地方分権計画につきましても、四次にわたる間において、相当基本的な一つの考え方というものはきちんとして出されておりましたから、御承知のとおり、機関委任事務はこうだ、国と地方団体とかかわり方、あり方というものはいろいろのさう、上下主従の問題じゃないと、いろいろさういう基本的なところを踏まえて答申いただいておりますから、その後、政府の關係筋におきまして、それらを基本にして集中的に議論をしてみました。そしてそれが、先ほど總理から話がありましたように、近々、その具體的答申に基づく実行計画、実施計画というものが整理がつくものでありますから、御説明を近々申し上げます、御報告を申し上げますと申し上げておる次第です。

なおまた、これは余談でございますが、一体その後の検討状況というものはどういふものかというのを、私は私なりに責任ある立場でありますから、中間報告も毎日のごとくしております。そしてここに、いろいろ、地方事務官制度の廃止とか権限移譲の推進とか必置規制の見直しとかに非常具体的に手をつけていくにはおるなという感じを私は持っております、御指摘のような、さういふ合理的な、しかもパンチのきいた地方分権計画というものをできるだけひとつ求めたい、さういふ思っておるところであります。

○佐藤(茂)委員 私は、先ほどの民主党の伊藤委員でしたかと同じような話になるかも知れませんが、今回、やはりやり方、手順、改革を進める手順が、我々野党側が考えているのと少し違ふのではないのか、それは後でちょっと見解をお伺いしたいのですけれども。

我々、特に私自身の考えでは、やはり行政改革の基本というのは、まず肥大化し硬直化した行政の守備範囲を明確にする。それで、政府がよく使われている簡素で効率的な、さういふ行政システムにしていかねばいけない。そのためには、

やはり行政と民間の役割分担をまず明確にする。民間にゆだねるべき事務というのは、また事業は民間にゆだねましよう。その民間の事務事業というのは規制の撤廃・緩和を進めていきましよう、これは規制緩和になると思っておりますけれども、あわせて、ここの行政でやるべき部分というのが、国と地方公共団体の役割分担というのを今度明確化を図りましよう。その中で、さういふ地方公共団体の事務事業を移譲することによって、特に住民に身近な事務については地方公共団体がやりましよう、そして国のやるべきものは国がやりましよう、これが地方分権ということだと思っておりますけれども、さういふことがセットにならなければいけない。

だから、まずさういふ作業の中で何が一番の主眼かという、行政の守備範囲をやはり明確化しなければいけない、さういふところだと思っておりますけれども、今回の中央省庁等改革基本法案は、とりあえず今のまま、まず省庁を大きくくりして、その後一年ぐらいかかって、これは総務庁長官がよく答弁されておりますけれども、今度新しくできる改革推進本部を中心に、設置法とか内閣法とか、さういふものもいろいろチェックしながら、行政の守備範囲を明確化してスリム化しましようという、やはり一年後になるのです、今回の法案では、それは我々の考えているとは順序が逆ではないのか。

やはりまず、国のやるべき行政の守備範囲というものはさうですと、さういふことを地方分権と規制緩和とセットにして考えて、それによって行政の、国のやる部分というものは、ある程度きつと決めた上で、その後それによって、省庁の再編というものは、その中で、この仕事はどかがやるのかというのを決めていくのが行政改革の手順ではないのか、さういふふうに我々は考えているのです。

今回の基本法案のプログラムによると、まず中央省庁を大ぐりしましよう、その中で、あと業務については内閣法とか設置法とかいろいろ見な

から、一年間という目標を総務庁長官は言われていますが、一年間かけて改革推進本部で一生懸命、事務局も設けながらしっかりとやっていきましよう。これは要するに、形を先につくっておいて後で行政のスリム化について検討しましよう、さういふ、手順としては逆ではないのかなという感想を私は持っているのですけれども、そのことに対して御見解があればお答え願いたい。

○小里国務大臣 私は、佐藤議員のお話をお伺いいたしております、私どもの考え方それから手順等々、また現実によつておること、御相談しておること、大体概観して佐藤議員がおっしゃる通りやっておりますのではないかな、さういふ気がしてならないのです。決して佐藤議員の考え方を否定するものではないとさせていただきます。

まず、佐藤議員、手順をおっしゃる。それはもう手順はまさにおっしゃる通りであつて、私も、箱も中身も二〇〇一年一月一日を目標にしております。そのための前段の基礎的な作業は大体来年の春ごろまでに一応成果を得ることを目標にいたしておまして、その過程におきまして、例えば先生がお話しになった官民の責任区分、業務区分もきちんとしなさい、これも今既に御相談を申し上げておるところであり、そのための具体的な作業を進めるための根幹になる手順も、きちんとおられると制度設計等をして御相談を申し上げておるわけでございますから、官民の具体的区分について、官民だけのことに機能する手順ではありませぬけれども、きちんと御相談を申し上げておる。

あるいは仕事、組織の組み立てにおいても、根幹に関するところは、例えば事前管理から事後チェックはさうです、あるいは機能分担もさういふふうには整理統合しますよ、あるいは公共事業もさう打ちますよ、さういふ基礎的な考え方は先刻来御説明を申し上げておるところであります。あるいはまた、ただいまおっしゃったように、

分権作業も車の両輪だとおっしゃるから、そのとおりであります。分権についても、御承知のとおり、はつきり申し上げますと、もう既に二、三年前から御相談をして、今日に段取りは政府はしておられてございまして、先ほど申し上げたように、近いうちに分権についても具体的に計画は出てまいります。

決して、これらをもつて十分とは思っておりませんけれども、精力的に前向きで検討しております。さういふものがセットされたものでなければだめだよというお話でございまして、まさにそのとおりだと思つた次第です。

それからもう一つ、最後に守備範囲のお話をなさつたのでございまして、これも本心に耳しげく申し上げておるよう、今の政府が果たすべき役割とは何ぞやというのをこの際私どもは勇気を出して具体的に切り込んでいくのですよということも申し上げております。またそのための具体的な手続、進め方についても、もう耳しげく申し上げてまいつたつもりでございまして、大体、先生、立場こそ違ふ、考えていただくことは進め手順は、大まかにいって、私は同じ一つの考え方から立つておるのだなという気持ちを持つ次第です。

○佐藤(茂)委員 私は、総務庁長官が何をもち一緒だと言われるのかからないのですが、

要するに、我々の言っているのは、中央省庁の再編と地方分権と規制緩和は同時にやりなさいと。ところが、中央省庁の再編の中身、これは一年かけて後でやりましようというのを今回の基本法案は言われている。特に、何でも中身が大事かという、これは地方分権推進法の第四条にもきちつと書かれております、また地方分権推進委員会の第一次勧告、これは分権型社会の創造ということ、地方分権推進委員会というものは本当にいろいろ大変な作業をされてきて、よく總理が答弁をそれぞれ分かれて、十一は事務自体を廃止

すべきだ、二十は国の直接執行事務にするのだ、あと残りの五百三十を、たしか三百九十八ですか、自治事務にして、二百七十五を法定受託事務にするのだというような作業をもうされてきた。その前にきちっと提言されていることとして、もう当たり前のように提言されていることとして、第一次勧告の冒頭にどう書いてあるか。それは、「国と地方の役割分担の基本的考え方」「国と地方の役割分担の原則」、ちよっと長くなりますが読ませていただきます。

地方分権を推進し、国と地方の新しい関係を確立するため、国と地方公共団体とは、次の原則に従い、役割を分担することを旨とするものとする。

(1) 国が担うべき事務

国は、

① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務

② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務

③ 全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業などを重点的に担う。

(2) 地方公共団体の担う事務

地方公共団体は、地域における行政を自主的にかつ総合的に広く担う。

こういうふうに第一次勧告、これはもうその前の中間報告から一貫してですけれども、まず大事なのは国と地方の役割分担の原則です。そういう原則、推進委員会で勧告されてきた内容、今回の法案のどこどこを見ても、それを尊重してという部分は一生懸命出ていますが、一番尊重しなければいけない国と地方の役割分担の原則ということが今回の法案の中でどこまで反映されているのですか。

国と地方の役割分担ということはこの法案をつくる段階では明確にせずに、これからその部分については、一年間かけて細々とした仕事の内容、

事務の内容については見ていきたいと思います。今回の基本法案なのではないですかということ。私の先ほどからお聞きしたいことなんです。〇小里国務大臣 率直に申し上げまして、議員は一府十二省庁体制という概念が非常に頭におありのようでございますが、それはそれといたしまして、私どもは、一府十二省庁体制というのは行政目的別にくりかしましたということを最初から申し上げておるわけです。その中におきまして、例えば今お話がある国と地方との役割分担についていろいろ基礎的な一つの考え方というものは申し上げておるわけでありまして、それも今お話があったとおり。

例えば、住民に近い行政は住民に近い機関、団体でやるべきです。そういう大事な基礎的なところを述べておることも御案内のとおりでありまして、そういうような基本的な国と地方の役割の責任分担の数多くの要素と申し上げますか、原則に立ちながら、今からまたひとつ具体的に掘り下げて議論をいたしましょう、また広く国会や国民の意見をお聞かせください、こう申し上げておるわけでありまして、その中の具体的な一つの対応として地方分権計画というものが、先ほど申し上げましたように、大きな柱の一つとしてまた出てくるのであります。

そういう進め方でございしますから、したがって、箱も中身も言うなれば明年の春ごろにきちんと整えて御相談するものでありますという、これからの改革日程を説明いたしておりますこと、御承知のとおりであります。

〇佐藤(茂)委員 私は、確かに総務庁長官の決意は大体わかりました。しかし、一番の、これから中央省庁の改革推進本部ですか、これが御苦労される、これは本部長はもう総理でなければいけません、中身として、今回最終報告でも言われているように、時間的制約があったことによるが、と、中は中略しますが、「各省の内部組織の在り方については、今回の報告の全体を踏まえ、今後、政府において、精査を行うべきである。」

という最終報告のとおり、これから特に今の地方分権推進計画を尊重すると言われました。それに基づいてどれだけ実際の内部部局、局とか課ですね、そういうところの仕事を減らしていくのかという判断の根拠を、もう一回総務庁長官にお聞きしますけれども、その基準はこの地方分権推進計画に置かれるというように考えてよろしいですか、一つの判断の根拠。

〇小里国務大臣 地方分権計画については、地方分権の今次実行計画をお示しすると申し上げておりますことが大きな要素の一つになることは間違いないと思います。

それからまた、お話がございました行政組織の組み立てにつきましては、例えば地方分権計画については現在の自治省、自治大臣等々の御意見なども重要な参考にながら検討を進めるべきである、さように思っております。

〇佐藤(茂)委員 それでは、私は、この法案を見て少し単純な疑問を持った部分。その作業をこれから精力的に中央省庁等改革推進本部でされていくわけですね。ところが、附則の一項ですが、「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六章の規定は、これは中央省庁等改革推進本部の規定ですけれども、これについては「公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」私は、先ほど来やりとりする中で共通した認識に立っているのは、これからの中央省庁等改革推進本部の作業は膨大なものになって大変なものになる、そういう認識は多分共通して持たれたと思うのです。ところが、なぜそれをすぐ公布の日から、公布の日といつても物理的には二、三日おくれるかも知りませんけれども、そういう具体的な設置する動きにならずに、「四月を超えない範囲内」というような時間的余裕を持たれるのか、単純な質問ですが、わからないのですけれども。

〇坂野(孝)政府委員 この推進本部は組織でございします。その組織の発足については、その職員の内免、あるいはその組織の事務室の確保その他の準備に必要な期間を確保するという趣旨でございします。可能な限り早期に設置とし、業務を開始する必要があることは御指摘のとおりでございします。その準備に関する期間をある程度確保する必要があるという趣旨から置いておるものでございします。

〇佐藤(茂)委員 いや、それはそんな四カ月もかかるのですか。長官、総理でも結構ですが。〇橋本内閣総理大臣 これは、率直に申し上げて四カ月もかかるとは思っていません。ただ、例えば各省の中からも優秀な諸君をもらわなければいけません。これは、我々あてがいおちをもらおうとは思っていません。やはりこういう仕事を本当にやろうという気持ちを持つてい人々たちを選びたいと思います。

しかし、民間から来ていただくこととする方々は実はもっと大変です。これは、実はもう既にお願いを始めている場所はございしますけれども、また具体的にどういう方々という提示をいただいているところはあります。

言いかえるなら、その方が、何歳ぐらいの方を出していただけるのか。そして、その民間企業の中で特にどういう分野を主として経験していただけたのか。それによって、その方に働いていただけた場所も変わります。また、ある程度エージェンシー化とかいうものを考える場所には、これは民間から、本当に経験を持って心配をしないうで移行できるようなにする、その仕組みを考えてもらうようなノウハウを持った方も欲しいわけですね。そういう方がどこにおられるか。そして、この方がいと思う方でも、本当に求めていただけたかどうか。これはある程度の時間がかかりました。なかなかそう簡単には、お人の人生を狂わせる話ですから、特に民間からの協力を得るといふのはそんなに簡単にできません。

かつて国鉄改革の際に、JR各社のある程度の方向が定まる段階で、それぞれのJR各社に民間からお人をいただくと思いましたが、当時

私は運輸大臣でしたが、それぞれの地域に、あるいは鉄道に關係する企業にせひこういう方をいただきたいと言つて、なかなかいただけませんでした。

そうすると、ある程度の時間がかかるということだけは、真剣になればなるほど必要なものだといふことは御理解をいただきたいと思います。

○佐藤(茂)委員 今、推進本部の人選について等、総理から大要丁寧な説明をいただきましたけれども、ということになればなるほど、この委員会でも、総務庁長官が、来年の今ごろにはそういう各省設置法等を出すというふうな話をされていまして、これは、やはり最初のスタートがおくれないと非常に現実問題として難しくなるのではないのか。

というのは、先ほど来地方分権推進委員会の話をさせていただきましたが、あれは平成七年の七月に委員会が始まったと思うのですけれども、それから、冒頭申し上げたように、例えば五百六十一項目の機関委任事務をどうするのかとか、あと国の関与をどうするのかとか、また地方の自主財源をどうするのかとか、そういうふうな議論をずっとされてきて、具体的にこの計画の段階に持ってくるまでに、やはり三年かかっているのです。

そういうことを考えると、総務庁長官が言われたように、来年の今ごろには各省の設置法を、改正したものを出せよというふうなことが果たして本当にできるのか、このことを最後にちよつとお聞きしたいと思います。

○小里国務大臣 これは仮定の仮定でございますが、まずお許しをいただきたいのでございますが、衆議院、参議院……(発言する者あり) いやいや、これは非常に大事な話ですから申し上げます。国会の意思を決定していただきますと、仮定の話ですが、御承知のとおり、まずこれは公布される。公布までを一般的に申し上げますと、恐らく三、四日というのが一般的に一つの期間でございまいしうから、そういうようなことを想定しな

がら、そして先ほど総理の方から御説明申し上げましたように、大変さまざまな高度な人選なり組織づくりをいたさなければならぬので、余裕を持って申し上げますとどうかと思ひますが、とにかくとりあえず四月と云う幅を置いた。しかしながら、議員御指摘のように、大変国民的大きな要請のある問題でありましたから、せつかく国会で御決定いただきました以上は、あとう限り早期に機敏に、かつまた適切に対応することが非常に必要である、さうように思つておる次第でございます。

なおまた、来年の今ごろと申し上げたようでございますが、遅くとも来年の今ごろまでは、国会の御都合もありでありまして、提案しなければならぬ問題だな、さうに私も判断をいたしております。

○佐藤(茂)委員 それでは、話は変わりましたが、地方分権の話だけ、一点だけお聞きしたいのですけれども、これは推進法をつくるにいろいろ議論をいたしました。我々、当時新進党案では、あえて五年という時限を決めたいとおつたというところで提案をした覚えがございます。ところが、当時、村山総理のもとで総務庁長官をされておりました山口鶴男総務庁長官は、とにかくだらだらしないので集約的かつ精力的にやるのだ、そういうふうなことで、とにかく五年の前半分で地方分権推進計画をつくつてしまつて出すのだ、そういうふうなことで私の質問に対して答弁されていた覚えがあるのです。それに対して、推進委員会の機能というのは、一つは勧告という機能があります。

もう一つは、計画に基づいた地方分権の推進状況を、実施状況をきつとチェックして総理に意見を述べ、総理はその意見も尊重しなければいけないという、そういう二つ目の機能があるのです。

そのことを考えますと、地方分権推進計画がまだ明らかにされていませんで、何カ年ぐらいの計画を考えておられるのかわかりませんが、やはりそういう地方分権推進委員会のような、第三者

がきつとチェックして総理にきつとした意見を述べるといふような委員会というのは、何らかの法改正するなり、あるいは今回の規制緩和の事務室をつくられたような、ああいうチェック機関を設けたとか、また今先ほどから話題になつてくる中央省庁の改革のための第三者機関を設けるとか、そういう観点からしても、地方分権推進委員会を法改正してその委員会だけでも少し長く延ばすとか、さらには違つた法体系のものでそういうチェック機関を存続させるということには必要ではないかと思ひますが、できましたら総理の見解を伺いたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 先ほど来、他の委員にも申し上げましたけれども、地方分権推進計画、今国会の終了するまでのできるだけ早くに作成を終わる、確実に実施するといふことを申し上げてまいりました。現在作成中のこの計画、私が中間時点て報告を受けました中でも法律の整備を要するものは相当数に上りますけれども、これらについて、原則として十一年の通常国会に所要の法律案を提出するといふことで作業を進めております。

地方分権推進法によりまして設けられている地方分権推進委員会、これはその任期が平成十二年の七月まででございます。そして、その存置期間中は、政府の地方分権の推進状況、まさに今議員が触れられましたように、監視する、その役割を果たしていかれるわけでありまして、これが健全に存在している間、その後の姿をどうしようかといふことを議論するのはむしろ私はちよつと失礼ではないかと思ひます。むしろ、逆に言えば、この権限の行使される期間において、私どもは、少なくとも今ちよつと申し上げておきますものについてきちんとして終止符を打たなければいけないのじゃないだろうか、そのように考えております。

○佐藤(茂)委員 時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○高島委員長 次に、松本善明君の質疑に入ります。

○松本(善)委員 きようは、締めくくり総括でございまして、今までの本委員会での審議の経過を踏まえまして、総理に主として御質問をしたいと思います。といひますのは、やはり国の形といひますか、そして国家百年の大計といふことも言われておるこの法案でありますので、行政改革会としての議長以来ずっとかわつてこられた総理に主としてお聞きしたいと思ひます。

その前提として、最初に、小里長官に二問お聞きしようと思ひます。これは、総理に御質問する前提にもなるものでございまして、総理もお聞きいただきたいと思います。

(委員長退席、野呂田委員長代理着席)

最終報告は、申し上げるまでもなく、国づくりを強調し、国家百年の大計などと言つておりますけれども、二十一世紀を展望した国づくり計画と言ひには、私は、かなりほど遠いものがあるのではないかと思ひます。

審議の中で、各党推薦の大学教授の参考人の意見をお聞きをいたしました。自民党推薦の佐々木毅東大教授で、二十一世紀を展望するといふけれども、なかなかそこまでは行き切つてない、ベースキャンプをつくるようなものだといひ、それでさえも、参考人質疑で質問攻めといひましようか集中的に質問をされて、みづから評判が悪いと認めざるを得ないような状態でございます。ほかの参考人の御意見も、この法案は非常にいいものだから急いで通した方がいいといふような御意見は全くありませんでした。

それで、小里長官は、いろいろ質問をされて熱心に答弁はされましたが、いろいろ欠陥はあるけれども、とにかく通してくれといふ言葉を私は何回もお聞きをいたしました。

これは、私はベースキャンプ論とよく似ているように思ふのですが、この法案によりまして、通れば、内閣機能強化を前提に推進本部をつくつて、そしてこれは行革についての方向は、行政改革といふ言葉は各党みんなそれは必要だと考えていても、方向が全く違つた。私どもからいへば、新ガイドライン対応、腐敗利権構造の温存、国民生

活切り捨て、これはもう審議の中で細かくいろいろやりました。しかも、今マスコミでも破綻をしているということが指摘をされております。橋本六大改革を推進する、そういう国家機構づくりを、国民的合意のないまま、国会でも与党だけが賛成するというような状況で強制的に進める、それがいわゆる佐々木氏も言いますようなベースキャンプ論ではないか。中身はいろいろ、小里長官も欠陥がある、とにかくし通してくれ、それからいろいろやるのだからという趣旨のことを私は言われたように思います。そういうことではないでしょうか。

○小里国務大臣 ただいま御発言の中で、基本法案につきまして、欠陥もありますが、きき発言をした、欠陥という言葉を使つて松本議員お話しでございませう。私は、欠陥という言葉を使つた記憶はちよつとないのでございませうが、申し上げるまでもなく、私も、完全無欠でありますなどという気分たものは決してございませう。そういう一つの感覚であるいは何らかの表現をとつたかと思ひますが、欠陥という言葉だけでは使つていない、こういうふうに御確認をいただきたいと思ひます。

それから、佐々木教授云々のお話でございませうが、これは、国会がお決めに成りまして国会の立場でお聞きになった一つの所見でございませうから、私も参考までにお聞きした、そういう所感以外にございませう。

○松本(善)委員 私が申しましたのは、この審議全体を、ずっとやつてまいりました審議の経過といわば感想のようなものを述べて、総理に御質問をしようというふうになつたわけでございます。

私は、「この国のかたち」ということが最終報告で言われて、その中では、唯一具体的解決の必要な問題として提起をされているのは、いわゆる五百兆円の負債の遺産の解決ということになつてゐるかと思ひます。

しかし、もう申し上げるまでもありませんが、政府の公共事業中心の景気対策、財政構造改革法

の改定で公共事業のキャップが外れるということにはつきりいたしました。財政構造改革路線はこれで崩れた。小泉厚生大臣などが主張されて来年度は社会保障についてはキャップを外すという。しかし、これでは済まないだろう。我が党はこれは廃止すべきだと主張してありますが、野党は少なくとも二年凍結ということと足並みをそろえようとしてゐる。私も、接点があると思つております。自民党の総務会でも、有力な財源凍結論を押し切つて、やつと決めたということが報道をされております。

恒久減税が必要になれば、財政構造改革路線は完全に破綻する、そういう状況で一方ありながら、片一方では、日本列島に六つも膨大な資金の必要な橋をかけるという五全総をやるといふ、これは本委員会でも再々論議をされました。五百兆の負債の遺産をこれではふやすだけじゃないのか。どうやってこの負債の遺産をなくしていくのか。また、この省庁再編の法律はそこにとつて役に立つのか。私は、大きな展望として、総理、この今の現状、そして今橋本内閣が考へてゐる公共事業などを踏まえまして、この省庁再編は一体何のためにやるのか、負債の遺産の解決に役立つのか、そういうような諸点について総理の所見を伺いたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今、議員のお話を承りながら、どこから論点が導くのか、とにかく、私も考へてゐる思考のメカニズム、その中から出てまいりますものと基本的に同じデータを共有しておるはずにもかかわらず、これだけ大きく考へが変化するのだから、率直にそんな感じがいたしました。

私は、財政構造改革の必要性というものを、これは御党も否定はなされてゐないと思ひます。その上で、経済の状況、今の景気の現況の中で、緊急に景気を回復させていくための対応策を考へるべきときであることも、私は御否定にならないと思ひます。

そして、この問題はまた別に御論議をさせてい

ただ、場があるでありましようが、同時に、もう議員もよく御承知のように、地方分権推進委員会が過去二年以上御論議をされて四次の勧告を提出されました。これは、間もなく地方分権推進計画として世に問ふことになつてゐます。また、行政改革委員会の中で論議をされてきたものが引き写され、規制緩和といふものにつきます。過去三年の計画が一応終了をし、この四月一日から規制緩和といふもの、新たな三年計画が動き始めております。

そうした中において、そうした先行してゐる地方分権あるいは規制緩和といふものを土台にあるべき将来の姿を想定しながら行政改革を進めていく、その中において、当然ながら、それだけスリム化していく中央省庁のあり方を検討し、一府十二省体制といふものにこれを集約化していくこととする、そうした方向が、議員の御論議からいくと大変よくないことをしているような感じがいたします。私どもは、私どもはよくないことをしているとは思つております。

また、新たな全総につきましても、私どもは、阪神・淡路大震災という悲惨な体験の中において、国土軸一本という国の弱さといふものを痛感いたしました。そうした深い悲しみと反省の上で、複数の国土軸を持ち、それを地域軸で連携させていくことの必要性を痛感しながら計画はまとめております。

○松本(善)委員 総理の今の長い御答弁をお聞きしました。私は、やはり二十一世紀、輝かしい展望が語られたとは思ひます。五百兆の負債の遺産を解決するといふ展望が総理の口から国民の前に明らかにしたことも到底思ひやないです。それを私はこの委員会での審議全体の中で感じてゐることを申し上げた、今の御答弁からそのように思ひました。

私どもは、財政再建十カ年計画といふものをこの間の総選挙のときにも提起をして、国民に問うております。それは総理も御存じのとおりであらうかと思ひますけれども、私は、今の総理のお話か

ら、やはりこれは国の形とか国家百年の大計といふのはまづ言葉にすぎないんじゃないかということを感じました。

この委員会でも、私も、国民生活とかかわりの問題についていろいろ論議をいたしました。参考人でも地方自治体の長がお見えになりました。みんな地方財政のことを心配していらつしやる。もちろん私も、立場がかなり違ふ方でありませうけれども、みんな心配してゐる。そして、介護の状況が将来一体どうなるんだろうとみんなその懸念を述べておられました。私は、この省庁再編の法案が何らそれに解決の方向を示していないといふことをこの参考人の陳述の中から感じました。

私は、農業の問題でも農水大臣といふ議論をしましたが、これはもうそこで農水大臣と繰り返して議論をしようと思ひませんが、総理にお聞きしたいのは、二十一世紀を展望した場合、世界的な食料危機が来るといふことはもう常識であります。それに対して、食料の自給率の向上はこの法案に一言もないので、それから農業関係の研究機関、これが農業総合研究所以外は全部独立行政法人の対象になつてゐる。もし国家百年の大計といふことであるならば、一体これから百年先に向かつて何を国家として研究しなければならぬのか、やはりそういうような議論をして、そして行政改革の方向を決めなければならぬ。行政改革会議ではそんな議論はほとんど皆無です。

私は、それは小里長官とも議論をしましたが、二十一世紀を展望してやはり国民に安全な食料を安定的に供給をする。これは細かい農業関係の議論をしようとは思ひません。そういうことがこの中ではないんじゃないか。二十一世紀を展望してそういうようなことを本来論議をしなければならぬ。そういう形でこの行政改革が論じられる必要がある。総理はそれについてどうお考へになりますか。

○橋本内閣総理大臣 行政改革会議の最終報告に

おきまして、二十一世紀の主要行政課題の一つの中に「食料の安定供給の確保」というのはきちんと位置づけられておきまして、これは「食料の安定供給の確保、農村・中山間地域等の振興、森林の保護及び育成等」を主要な任務とする農林水産省の設置というものがまさにこれに当たるものになっております。また、その農林水産省の編成方針として掲げられている内容も議員は御承知のことと存じまして、そういう大事な問題を考へていないという御批判は私どもとしてはうなずけません。

「食料の安定供給の確保」ということは、まさに自給率の維持、向上も含まれるでありまして、より良質な食料をどう入手するかということでもありましょう。もともと食糧安全保障というものも、必要は、私どもが野党のときにも、当時の政府がウルグアイ・ラウンドの農業交渉、最終に行動をどうされるかというとき、私どもは食糧の安全保障というものの重要性を訴へ続けておりました。そして、APECの議長国としての日本が、非公式首脳会合において二十一世紀のアジアの成長制約要因としてこの問題を取り上げたことも御記憶のとおりであります。

私どもは、その問題を忘れておるわけではございませんし、そういう視点がないと仰せになられることには、私は納得のいかない思いがいたします。

○松本(善)委員 総理はそういうふうにお答えになりましたが、自給率の向上が必要だ、含まれていると言われます。これは私は注目すべき答弁だと思ひます。今までそのようなことが入らなかったのです。それで、この法案の中にも入っております。私はそのことを指摘しております。

研究機関の問題についてはお答えになりませんでした。研究機関の問題については、小里長官とも別個によく議論をいたしました。それから国立病院その他の議論も、独立行政法人については各党いろいろ議論がありました。この対象について

て深い議論が行政改革会議でやられた形跡は全くありません。

〔野呂田委員長代理退席、委員長着席〕

私は、委員会の審議で、総理はおいでにならなかったから繰り返すのですが、長官は御存じでありませうけれども、独立行政法人の対象になるのは最終報告の別表一、二だけにとどまらない、それよりふえることもあるという答弁でありました。行政組織の減量、効率化の基本方針を決めております三十二条は、政策実施に係るものは独立行政法人の対象になるとして、今回だけでなく、今回は先送りになっていても将来にわたって対象になり得る施設等機関と、それから実施庁と位置づけられた官庁の定員を合計いたしますと、公務員の総定員の約七五％になります。何と四人に三人の国家的規模の大リストラ計画だ。これは、今回の対象には入れていません。入れていませうけれども、将来そうなり得るといことが答弁で明らかになりました。あるいは、その答弁では、それ以上にも広がり得るとい答弁にもなりました。

私は、これは国家公務員にとって大問題なだけではなく、国の仕事、公務員の仕事の公共性の放棄ということにつながるのではないかと。こんなことがわづかの期間の審議で国会を通過するということになれば、これはもう重大なことになるのではないかと。国会で時間をかけて出てきた問題をやはり国民の前で十分に議論をする。それで、国民的な合意を得て、二十一世紀、国家百年の大計ということですから、野党が全部反対するというようなことで国家百年の大計を決めるというようなことは、やはり我が国のあり方として決してよくない。

そういう、十分に国会主導で、私は最初に総理に御質問したときも、これは、今度が初めて国会で議論になる、やはり国会で、行政改革会議でやったと同じぐらいの、あるいはそれ以上の議論をしなければならぬということをお願い申し上げます。審議をやってみて、そのようにまた深く感じ

ておるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○小里国務大臣 賢明なる松本議員のお話でございますが、この前も議論を申し上げましたように、今の一連のお話をお伺いいたしております。と、独立行政法人という制度設計をいたします。そして、それを国会で御了解いただいた、では、具体的にどういった客団体があるか、施設、機関がありますか、大変なものがあつた、施設、しかも、その大変なものを独立行政法人化でのみ込めていくのです。そして、その数字は七十万、八十万あるのではないのかという先生の話を聞かざるわけでございますが、決してそういう、何と申し上げますが、私どもは無原則に話をいたしておることはございません。

この前も議論申し上げましたように、私は、事実ここにたくさん、先生がおっしゃるその団体、機関、施設を書いたのを持っておりますが、これは、行政改革会議の議論で取り上げられたものをとりあえず参考として整理をしましたと申し上げたとおり、そういう一つの基準のものであります。ということをお認めをいただきとう存するわけですが。

しかしながら、野党の他の議員の先生方も力説をいただきましたように、今度の簡素化、効率化という国の中央省庁再編においては、独立行政法人化というのは重要な本質を持っています。これは、私どもは決して否定はしてはならないと思ひます。それはもう具体的に国会の皆さんにも相談するし、既存の関係省庁にも相談するし、国民にも十分相談しながらこれを進めます、独断専行はいたしませんということをこの前も申し上げたとおりでございます。そういう原則を御理解いただきたいと思います。

なおまた、具体的な公務員数などを先生、強いて挙げられましたけれども、あえてそこを申し上げる必要はどうかと思ひますが、必要があれば政府委員の方から説明をさせます。

○松本(善)委員 総理が答弁されるならば、その

前にちよつと云つておきますが、私は、全部法律に基づいてきちつと、先ほど来のお話は繰り返しませんけれども、委員会でもやったものでございませう。それに基づいて総理がお答えになることがあればお答えいたたく、なければ結構です。

○橋本内閣総理大臣 強いてお答えすべきことかどうかわかりません。しかし、全野党が反対と先ほど言われました。確かに、その賛否ということになるとそのようであります。しかし、御党のように、防衛ということに大変なアレルギーを示されます方々もおられますが、今回、なぜ、千載一遇のチャンスなのに防衛庁を省に昇格させなかったか、だから反対だとおっしゃる方もおられます。反対という言葉にくれれば、それと同じこととでありましょう。

ただ、いろいろな角度から議論をいただける、それは大事なことであります。その上で行政改革というものは漸々と進めていかなければなりません。

○松本(善)委員 もちろん野党の中でもいろいろ方向は違ひます。その議論、防衛問題でも独立行政法人でも意見の違ひ点もあります。あるいは自民党の方と例えれば意見の一致する部分もないとは言えないのです。例えば郵政事業の民営化問題なんかも私ども徹底して反対であります。小泉さんの言うことにもうんと反対です。そういういろいろな違ひ点があるのです。あるのですけれども、野党がみんな反対している、これは簡単に通すようなものではないよ。これはもっと徹底して審議をすべきものだということが一致をしておるのです。

それで私は最後に伺いたいと思ひます。総理、二十一世紀を展望するということになります。私はどうして聞いておきたいと思ひます。これは、国家百年の大計、二十一世紀に日本に米軍の基地はつとあるのか。私は、これは日本の国家百年の大計というものを考える上で非常に大事なことで、あなたの展望の中には基地がずっとあるままの二十一世紀でしょうか、何つ

ておきたいと思ひます。
○橋本内閣総理大臣 二十一世紀がカレンダーを二十二世紀に変えようとする時点まで私は想定する能力はございません。

しかし、二十一世紀を迎える時点において、私は日米安全保障条約というものを我々は必要としておると考えておりますし、また日米安全保障条約というものが確固として存在することがアジア太平洋地域における安定を大きく助けておる、そういう状況は継続しておると思ひます。

○松本善喜委員 時間が来ましたので終わろうと思ひますが、私は、イラク問題を見ましても、軍事力万能の時代は終わった、アメリカの一国覇権主義が通用する時代も終わろうと思ひます、これはもう世界や日本のマスコミを見ても明らかであります。二十一世紀ですと続くというところになります、戦後五十年、一世紀半にわたって日本がアメリカに従属をしていく、今、後藤田さんを初めとして私たちと全く違った立場の方が同じような発言をしておられます。

私は今、橋本内閣については、橋本退陣というのは、もう野党だけでなく自民党の中からも財界からも公然と語られている。このような橋本内閣に国家百年の大計を任せることができないのは当然だと思ひます。国会主導で行革会議以上に時間をかけて国家百年の大計を論ずべきだ、橋本内閣に行政改革を提起する資格はないんだ、やはり撤回して退陣すべきだし、国民主権の常道に従つて衆議院を解散して総選挙を行う、国民の信頼のもとにやり直すべきだということを主張して、質問を終わります。

○高島委員 次に、深田肇君の質疑に入ります。

○深田委員 総理、御苦勞さまで。最後の一人でございまして、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

総務庁長官、御案内のとおりこの委員会でも、先ほどからお話がありまして、参考人ということで労働界のメンバーや学識経験者の諸先生の方々もお出掛けいただきまして、意見を拝聴することができました。同時にまた、もう今の今まで同僚議員のいろいろな与野党、野党を含めての政府とのやりとりも聞かせていただきまして、大変新しい認識もできたわけでありまして、ただ問題、国民の側が今回の、いうところの行革についてどういった印象を持っているかというところが一番ポイントだと思ひます。

ただ、はつきり申し上げて、今回の行革基本法の方については、なかなか世論の支持といふことが理解が高まっているように思ひます。これは誤解があつてはいけませんから正確に申し上げておきますが、行政改革そのものは、国民は大変期待をいたし大いに進めるべきだという声が多数あるように、これは見受けることができます。それだけに、この基本法の方に對して、国民の方から大きな拍手が起きたり、どんどんやれよという推進の激励が余り届かないことについて、いかげんものかなというふうに思ひながらきょうまで討論に参加をさせていただいたことを率直に、総理の前ですけれども申し上げておきたいと思ひます。

幾つか意見があるようでありまして、やはり今回の基本法については、まだよくわからない、見えないとか、それからまた一方では、一府十二省というこの枠組みづくりだけが大きく宣伝されて、これはマスメディアの影響もあると思ひますが、そこだけ大きく宣伝されることによつていかげんものかなというのがあるんだというふうに思ひます。

その意味合いからいいますと、長官にくれぐれも、私もどメンバールとして協力する立場から申し上げるのではありませんが、この法案が成立いたしましたら徹底的に国民に對してよく説明をする、わかりやすく説明をする、具体的な例を挙げながら説明をする、そして、野党の方から多く出てまいりました、もう政府答弁は何遍もあつたわけでありまして、いよいよ地方分権との絡みだとか、同時にまた、いよいよ規制緩和の問題などを並行してどんどんやるんだということなどを寄り添い説明することが、本格的な新しい日本をつくるための行革のために今大事なことだと思ひます。

そういふように申し上げた上で、長官に再度またお願いいたしておきたいと思ひます。これはこの行革基本法をつくり上げて本格的な新しい日本をつくるためには、やはり戦後五十年間官公庁の現場で頑張つてきてくれた働く者といふものが、公務員の方々の立場を大事にしてやる。その人たちの財産もあつてこまめに来たわけでありまして、同時にまた、その公務員の方々の御家族たちが不安感を持つたりすることがないように、極力配慮することが大切なんだろうと思ひます。まずそこから理解も得てきて、その、あえて言ひますが職員団体や労働組合が、今の時点でこういうことについては、いわゆる労使間で協議した結果、事前協議も含めてその点はこういうふうにならわかってきたんだ、したがつてこれはやろうぜというふうな格好になることが国民的な、いわゆる全体の足並みをそろえるためにはまず最初にやるべきことではないかと思ひます。長官に一つだけお願いをさせて提議をさせていただきます。

この討論の中でも出ましたが、私も関係諸団体等や個人とお話をいたしましてやはりみんなが一番わからないといふ不安感を持っています。この、独立行政法人の制度が今図に上がります。この移行の過程において、このいわゆる独立行政法人制度のありようについて、いろいろな意味の誤解もありましようし、知らないところから来た話もありましようし、一部の方の見解が流れることによつてのこととございまいしうから、その点では、この場でひとつ確認の意味できちんとしておいていただきた

いなどと思ひますことは、法律四十一条にあります労働問題への配慮のところをございします。これは何としても、このいわゆる独立行政法人制度を具体的に適用するに当たっては、職員団体といふすか、私どもではこれはあえて労働組合といふのであります。労働組合と事前の打ち合わせや協議をしつかりされて、そこでの理解ができ、それで一緒にやって、これからの日本のためになすべき課題はこれなんだというふうな足並みをそろえる行動ができますことが大変大切だと思ひますので、配慮のほどを改めてもう一度お願いをいたしておきたいというふうに思ひます。

いま一つは、法律の四十七条のところでありまして、もう御案内のとおり、国の行政組織の整理及び簡素化のところでありまして、このところでも雇用問題は、まあ削減という言葉を否定しませんが、流れでございしますからそのことを否定するわけにはありませんが、言われるところの削減のために何をなすかというところをきやなくて、きょうあたりは大分鮮明に出てまいりましたけれども、これからどういふふうな機構図ができてくるか、という業務をやるかというところによつて、おのずから減るところも出てきましようし、同時にまた新しくふやさなければならぬところもできるかも知れませんから、そういうものごとがトータルに調整されることが大切なんだと思ひますから、この項目でも、あえて雇用問題につきましてもは寄り添ひの御配慮をいただくことが大切なんだと思ひます。

かというふうな思ひで、この次でございします。特に、この機会に長官の中にぜひひとつ記憶として入れていただきたいと思ひます。これは、私どもの知る限り、国民の七〇％は、政府に對して期待しているものは幾つかあると思ひますけれども、やはり医療問題であったり、福祉の問題であったり、年金の充実であったり、高齢者や障害者の介護に對する充実の問題であったり、環境保全の問題などについて大変なこれらの期待に沿つて、これは結果としては、業務が簡素化できると

てまいりました、もう政府答弁は何遍もあつたわけでありまして、いよいよ地方分権との絡みだとか、同時にまた、いよいよ規制緩和の問題などを並行してどんどんやるんだということなどを寄り添い説明することが、本格的な新しい日本をつくるための行革のために今大事なことだと思ひます。

思つたら新しくやらなきゃいかぬことがあつたり、いろいろなことがあると思ひますから、ブラスマイナスは全体として御調整いただくように、そういった配慮、そういうことを考慮した上で、いわゆる雇用問題等々が、いわゆる定員、定数の問題として計算ができてくる、こういうことが必要なのではないかと思ひますので、その点をひとつ長官に、まずはお願いをしながら提起しておきたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○小里國務大臣 大変御丁寧な、前段で御注意もいただきました。やはり国民にわかりやすく、しかもこの世紀の大事業と言われる行政改革、殊に当面の中央省庁再編成等が、わかりやすく、しかもその目的、役割、意義等が納得いただけるように懸命に努めようとお話でございますが、まさにそれとありでございます。

昨年末の行政改革会議をまとめるに当たりまして、会長でありました橋本総理を初め私も、良好な労使関係というものを念頭に入れたながら、あの作業にもいろいろと配慮をいたしたつもりでございます。

いんや、仮に国会の意思が御決定いただけまして、これが、中央省庁再編が具体的に動き出してまいりますと、その中において、いろいろな方面に配慮しなければならぬことがたくさん政府としてあるかと思ひます。ところが、殊に、お話の中にあつたように、独立行政法人化の作業のごときにおきましては大変な、郵政公社も含めまして、大きな一つの組織、部隊が移行をするわけでございますから、御注意がございました。健全な、良好な労使関係は堅持することに意を用ひなければならぬと思ひます。

いやしくも、強制解雇なりあるいは強制配転なり、あるいは雇用の問題等がござるときには十分注意をしながら、関係者の理解と納得の上で、円滑に、かつまたたくましく進めていくべきである、さうに思ふ次第でございます。

○深田委員 岡山県に総理がお帰りになったら、

あんなにもう駅前には集まるし、倉敷の町なんか歩けないほど、激励と激励が集まって大変な人気があつて、その総理が提起されているこの行政改革が何で全国的に大きな拍手が盛り上がるのかなどというふうには実は心配している一人です。私も岡山県出身ですから、そういうことを思ふのであります。

そこであれなんです、お話がありますとおり行政改革そのものに對しての支持なり期待感はある。しかし、今度のいわゆる基本法については、わからないことを含めてのいろいろな不満があるというところでありますけれども、いま一つは、やはり我々政界の側の中でも、時間がありませんから一言で申し上げますけれども、政治家次元における不祥事があつてみたり、それからまた、あえて使いますけれども高級の官僚の方々のところで、いわゆる不祥事があつたり、そういったことが政治不信として出てくる。そのところで大胆な決断をされて、次々と減税を打ち出されるのであります。それが、そのこと自体がいい意味ではね返つてこないというこの状況は何としても、国民的な理解を求める中で、全体の盛り上がりをつくることが大変必要なのではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

その意味においては、先ほど来総務庁長官の方にも労働慣行や労使関係についてのお話をいたしたもので、その点はもう私の方から総理にも一度申し上げることでございませうから、そういったことを含めながら、いま一つ私が総理に一つだけお願いをして、できれば決断をいただきたいなと思ひますことは、先般からお話し申し上げてゐることでありまして、いわゆる大きな官庁ができる、巨大官庁ができることの関係の中で、そこに物すごい権力が集中する、物すごい予算ができる。

そこへ今度、公共事業というのは今日の日本をつくつたものでありますから大きな評価をお互い持ちながらも、その中でいろいろな、いわゆる不祥事があつたりむだ遣いと言われるものがあつて

みたりしておるわけでありまして、公共事業のあり方についての見直し論というのは、これまた国民の多数意見としてあるのだらうと思ひます。その意味においては、公共事業の見直しについては、総理は答弁の中でも何遍もおっしゃつていますからそのことは十分お考えなんだと思ひますが、私、あえてこの中で、地方分権との関係で、先般も申し上げたことは、地方分権との関係で、先般も申し上げたことを申し上げたのであります。が、財源も含めて、いわゆる自治体への権限の移譲問題を決断したいので、そのことの総理の決断が第五次の分権推進委員会にも反映していく、こういう形にすることがこれからの日本のために大変いいことなのではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

私から多く申し上げることはないと思ひますが、国が補助する公共事業を、自治体が主体性を持つて、地方の単独事業に移してもらつて、自治体がやりたい事業を自主的に決めて自主的に行うことができるというふうになりますと、これは地方と中央の関係も、そして地域における現場との関係も、まさに現場から、いわゆる地域から民主化といひますか近代化がどんどん進むためのいきつかけになるだらうと思ひますので、できれば、この地方分権の推進という言葉の中の具体化の一つとして、いわゆる巨大官庁のところに当然集結されましようその権限を、できる限り自治体への権限移譲の問題として取り上げてもらう。そのことができれば、今度の省庁改編に基づいて巨

大なものができてしまつてどうなるかなという不安もおのずから消えるであらうと思ひます。地方分権もまた具体的に進む、こういうことになりますから、私も、これは一石二鳥ではないかと思つたりしてゐることを申し上げた上で、できれば総理の御見解をいただければいいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今も、平成十年度予算における補助事業の整理合理化の例、その建設省の部分でのものを、現実に執行し始めたものを見ております。そして、公共事業につきまして、国と地

方が適切な役割分担のもとに協力、協調して事務を進めていく、これは当然のことでありまして、そうした観点のもとに、議員からも今お勧めがありましたような地方への権限移譲、あるいは補助金などの整理合理化を進めてきました。

この基本法におきまして、そうした視点も踏まえて、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業の実施に限定をして、その他の事業については地方公共団体にゆだねていくことを基本とする、こうした見直しを行つておるわけでありまして、いわば議員の御主張を受けた形でこうした方向を示唆いたしておりますので、ぜひこの実現方に御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

○深田委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○高島委員長 これにて内閣提出、中央省庁等改革基本法案及び伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案に対する質疑は終局いたしました。

○高島委員長 この際、内閣提出、中央省庁等改革基本法案に對し、若松謙維君外一名から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。大口善徳君。

中央省庁等改革基本法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○大口委員 たいだいま議題となりました中央省庁等改革基本法案に對する修正案について、提案の趣旨と概要について説明いたします。

中央省庁等の再編成に当たっては、言うまでもなく、権力を中央から地方へ、そして官から民へと分権化していく理念が不可欠であります。また、その上で、中央省庁の再編を行う場合、これまでの各省庁間において存在してきた権力のアンバランスを修正することが求められております。

言うまでもなく既存の中央省庁において強大な権力を保持してきたのが、官庁の中の官庁とも言われる大蔵省であります。戦後の内務省解体の際にも大蔵省だけが無傷で生き残り、予算編成、徴税、財政、金融という重要な権限を有し、大きな影響力を行使してきたのであります。

ここ数年を振り返るとき、バブルの発生とその崩壊、住専問題、北海道殖産銀行や山一証券など大手金融機関の相次ぐ破綻、そして構造的とも言える大蔵官僚の汚職問題など、政治の重要課題として浮上した問題群はいずれも大蔵省に深いかわりを持ち、あるいは大蔵省に端を発したものであります。

であるならば、金という強大な権力を背景に中央省庁に君臨してきた大蔵省の改革こそが行政改革における焦点とならざるを得ません。大蔵省を中央省庁の中でどのように位置づけ、改革していくかは、時の政権が大蔵省をどのように認識し、行政改革にどのような姿勢で臨んでいるかを象徴しているものであります。

その視点から今回の基本法案を見たとき、大きな問題として残されるのが、金融と財政の分離が徹底に終わっていない点であります。新たに内閣府に金融庁が設置され、金融に関する企画立案は金融庁が担当することにされるのにもかかわらず、別表第二の備考において「財務省において金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案の任務及び機能を担うのは、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とする」とされているのであります。

金融破綻処理と金融危機管理の機能を何ゆえに財務省に残さなければならぬのか、また、「当分の間」とは具体的にどの程度なのか、この二点については本委員会でもたびたび取り上げられ、政府は具体的な説明を求められたにもかかわらず、政府は、与党三党の合意だからであるという答弁にならない答弁を繰り返すのみで、何ら合理性のある説明を行うことができなかったのは委員の皆様の御承知のとおりであります。

本法案に「当分の間」といういかようにも解釈できる文言を残したままで、金融と財政という大蔵省改革の大きな柱は骨抜きにされ、市場原理がゆがめられ、大蔵省の強権体質が温存される可能性がおります。

そこで、以下、法案の修正について御説明いたします。

この際、「当分の間」というあいまいな表現を削除し、期限を明らかにする必要があります。今回の法案で、新たに編成される各省の新体制への移行期日を平成十三年一月一日を目標としております。よって、「当分の間」は新しい金融庁がスタートする平成十三年までとすべきであります。

なお、さきに成立した預金保険法の一部改正並びに金融システム安定化法において、特例業務勘定及び金融危機管理勘定が平成十三年三月末日の期限措置としていた点をかんがみ、修正案では「金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間」を「平成十三年三月三十一日まで」に改めるものであります。

また、この修正に伴い、財務省の編成方針を規定した第二十条八号の「金融破綻処理制度」を「平成十三年三月三十一日まで財務省が担う金融破綻処理制度」に改めるものであります。

以上が、修正案の提案理由及び内容であります。

委員各位におかれましては、本修正案に対する御理解を賜り、御賛同くださることをお願い申し上げます。

○高島委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○高島委員長 これより討論に入ります。

内閣提出、中央省庁等改革基本法案及び本案に対する若松謙維君外一名提出の修正案並びに伊藤英成君外三名提出、行政改革基本法案の各案を一括して討論に付します。

○虎島委員 私は、自由民主党及び社会民主党・市民連合を代表して、内閣提出の中央省庁等改革基本法案に賛成、民主党提出の行政改革基本法案及び平和・改革提出の修正案に反対の討論を行います。

今日、地球社会は、有史以来人類が経験する三つの大変革と位置づけられるほどの激動の中にあります。このとき、我が国の政治が大胆に発想を転換し、行政もまた、組織、運営ともに速やかに変革に対応することは当然であり、改革をためらうことなく実現することにより、国民の期待に沿い、その幸を現実にのものとする国家が創造されることを確信するものであります。

このときに当たり、橋本総理は、行政の改革が一内閣の命運を超える課題であるとの認識と気概を持って広く意見を求め、その具体化に努め、その成果を本国会に中央省庁等改革基本法案として提案したことを高く評価するものであります。

政府の基本法案は、このような問題意識から、行政のあり方全般にわたる改革の基本方針とその道筋を明確かつ具体的に定めたものであり、行政の抜本的改革を求める国民の声にもこたえるものと考えます。

それでは、具体的に賛成する理由を申し述べます。

まず第一に、内外の情勢変化に機動的に対応し、政府の中核として総合的、戦略的な政策決定ができるようにするため、内閣の機能を高度化し、総理の指導性が明確化されます。

第二に、行政の減量、効率化のための基本方針を定めるだけでなく、郵政事業の公社化や独立行政法人制度の創設、公共事業の見直しなど画期的な改革が盛り込まれるとともに、新たな省ごとききめ細かく見直し事項が列挙されております。

第三に、新たな行政課題に対応した中央省庁の再編であります。中央省庁の機能を政策の企画立案に重点化し、縦割りを排した新たな政策調整システムが考案され、政策評価機能の確立や情報公開の徹底など行政の透明化に資する措置も盛り込まれております。

最後に、改革の実施体制やスケジュールについては、新体制への移行のための具体的作業の中核となる組織として、政府内に推進本部を設置することとし、二〇〇一年一月一日に新体制への移行を目指すこととされております。

これに対し、民主党の行政改革基本法案では、内容は抽象的であり、改革の具体案づくりは、今後設置される行政改革調査会での検討にすべてゆだねられております。このように、民主党案の内容は、実質的に改革の先送りと言わざるを得ないものであり、反対であります。

また、平和・改革提出の修正案についても、見解を異にするので反対であります。

今次改革の道筋を展望すると、この政府の基本法案は改革の出発点であり、引き続き改革の道はたゆみなく進められなければならないと見ます。本委員会の運営に関する理事会では一再ならず激しい議論を重ねましたが、今日採決するに至った経緯を見ても、改革にかける当委員大方の積極的な意思は了察できるところであり、今日を逸すると我が国における政治主導の行革は成らないとの思いさえ持つものであります。

政府は、困難に屈することなく、来るべき二十一世紀へ向けて、確固たる意思と高い理想を抱きつつ、中央省庁の改革を着実に推進していかなることを期待いたします。私の討論を終わります。

以上であります。(拍手)

○高島委員長 次に、北脇保之君。

○北脇委員 私は、民主党を代表して、政府提出の中央省庁等改革基本法案に反対、民主党提出の行政改革基本法案に賛成の立場から討論を行います。

今回の行政改革においては、中央政府のスリム化は前提であり、不可欠です。しかし、総理も担当大臣である総務庁長官も、この最も重要な点について、国会の議論では何ら具体的な方向性を示すことができませんでした。中央政府のスリム

の推進を担っていた行政改革委員会は、昨年十二

党提出の行政改革基本法案に反対、平和・改革提

第三点目は、今回の行革によってどれだけ行政

後の改革を推進、監視する第三者的機関の設置が

盛り込まれていないことなどが委員會議で主要な論点として指摘されたにもかかわらず、政府は明確な対処方針を示していません。

我々としては、以上指摘したような問題点を残したままの政府原案は、このままでは到底賛成することができません。

一方、民主党提案の行政改革基本法案は、中央政府の役割を限定し、そのほかはすべて地方と民間へゆだねること、地方税財源の大幅拡充などを掲げ、理念としては我々と立場を同じくするものであります。しかしながら、省庁等の具体的な改革像が法案では明らかにされておらず、かえって改革が数年先に先送りされるおそれが払拭できず、残念ながら賛成を控えさせていただきます。

最後に、我々平和・改革は、本法案が与党多数の数の力によって可決されたとしても、以上指摘した問題点の改善を今後とも粘り強く主張し、真の行政改革に全力を尽くすことを明言し、討論いたします。(拍手)

○高島委員 次に、佐々木洋平君。

○佐々木(洋)委員 私は、自由党を代表し、政府提出の中央省庁等改革基本法について、反対の立場から討論をいたします。

二十一世紀を目前にして、今我が国は、政治、行政、経済、社会のすべてにわたり構造改革を断行しなければなりません。行政改革の必要性については今さら言うまでもありません。

我々は、かつて三度にわたり特殊法人の全廃を含んだ中央省庁統廃合のための法律案を提出いたしました。政府・与党はこれを廃案といたしました。今になって単なる機構いじり、省庁半減の都合合わせの基本法ではなく、直接各省庁の設置法の改正案を提出すべきであります。この中央省庁等改革基本法は行政改革ではありません。

また、橋本総理は、昨年末みずから強引に成立させた財政構造改革法の改正案を提出されまうが、橋本内閣はわずか半年先のことも見通せないありさまであります。このような橋本内閣に、国家百年の大計に立つて国の仕組みの基本を考え、

既得権の強力なしがらみを打破しなければならぬ行政改革など、行う資格も能力もあるはずはありません。橋本内閣ではこの中央省庁等改革基本法も実際に実行するかどうか、甚だ疑問であります。

以下、法案に反対する主な理由を申し上げます。

反対する第一の理由は、この中央省庁等改革基本法は肝心な中身の見直しを伴っていないこととあります。

国、地方、民間の役割分担を見直し、官から民へ、中央から地方への考えに基づき、規制の撤廃、緩和、地方分権、官業の民間への移管など、民間経済に活力を与え、地方の活性化を図り、もって中央省庁の仕事が減らす行政改革を断行しなければならぬにもかかわらず、その視点が欠落しております。この法案は、中央省庁等改革基本法ではなく、省庁数合わせ法案であります。

反対する第二の理由は、陳情政治や利権政治の温床となり、与党の集票システムの一環と化している現在の裁量行政の仕組みや、一連の官僚による不祥事を初め政治腐敗を生む元凶になっている仕組みを全廃するという視点がなく、こととあります。

そして、反対する最大の理由は、公務員制度、政策の立案執行体制、財政投融资、公共事業のあり方、そして統治機構のあり方など、機構改革に一切メスが入っていない点であります。国と地方でどのように役割分担をするのか、そして権限を移譲する自治体がどうあるべきかという視点も欠落しております。

公共事業は、国が責任を持って行う大規模事業とそれ以外に峻別するべきであります。国の直轄事業以外の公共事業の補助金制度を廃止して、地方自治体に一括交付金として交付をし、自治体の裁量によって自治体が真に必要とする事業が自由に行えるようにしなければなりません。これによって初めて、国、地方の役割分担、効率よい社会資本の整備が可能となります。中央省庁の権限

の縮小は、政官業癒着の構図を断ち切るのみでなく、経済政策においても市場原理の尊重という点とあります。

また、中央省庁等改革基本法については、役所の数以外は数値目標がありません。行政改革においても歳出削減目標をはっきりと定めるべきであります。橋本総理の六つの改革は、日本の抱える課題を単に羅列したにすぎず、相互にリンクしない点があります。行政、財政一体の見直しを行い、歳出削減を行うべきであります。

今我が国は、少子・高齢化社会を目前にして、また、グローバル化、ボーダーレス化する経済に対応するために、政治、行政、経済、社会のすべてにわたる構造改革を断行しなければなりません。また、行政改革を成功させるためには、経済の環境の整備も必要であります。財政デフレで経済を失速させ続けている橋本内閣の行政改革は、成功するはずはありません。

今取り組むべきは、大型減税の実現などを柱とした、我が国の経済を自律的に成長の軌道に乗せる経済構造改革を推進すると同時に、官から民へ、中央から地方への考えに基づき、規制の撤廃、緩和、地方分権、官業の民間への移管など民間経済に活力を与え、地方の活性化を図る行政改革を断行することとあります。

改革はすべて一つのパッケージとして取り組まなければなりません。行政改革は、機構をいじることや看板をかけたかえり、あるいは役所の名前が長いとか短いとかという話ではございません。中央省庁等改革基本法は、構造改革を妨げるのみであり、廃案とするべきであります。

以上、反対の理由を申し述べましたが、なお、民主党提出の行政改革基本法については、一部賛成できる点もありますが反対し、また、平和・改革提出の修正案についても反対します。

討論を終ります。(拍手)

○高島委員 次に、平賀高成君。

○平賀委員 私は、日本共産党を代表して、中央省庁等改革基本法案に対する反対討論を行います。

す。今国民が求めている行政改革は、政財官の癒着構造を抜本的に打ち破り、行政のゆがみを正すことです。ところが、本法案は、政財官の癒着をなくすることは完全に欠落しています。既に破綻した財政構造改革の推進を盛り込んだ本法案は成り立たないものです。橋本内閣は国民が求めている行政改革とは無縁のものであり、史上最悪の経済状況に国民生活を追い込んでいく橋本内閣に二十一世紀を語る資格はありません。

以下、具体的に反対の理由を述べます。

反対の第一の理由は、本法案は首相権限を強化し、トップダウン的な政策を実行するものであり、新ガイドライン推進のために内閣機能の強化を進めようとしているからです。トップダウン政治は、九兆円の国民負担の押しつけ、贈賄銀行に三十兆円もの税金投入を行うなど、文字どおり国民を欺く悪政の連続です。トップダウン政治は民意の無視であり、行政に対する国会のコントロール強化に逆行するものです。

内閣機能の強化は、新ガイドラインに沿った有事に即応できる軍事優先の強権的国家体制をつくる一環であり、到底認められるものではありません。

第二の理由は、公共事業の七割を占める巨大利権官庁を出現させ、破綻した苫小牧東部開発やむつ小川原開発など、ゼネコン浪費型の国家的プロジェクトを進めるものであるからです。ゼネコン型の大規模公共事業の浪費とむだをなくし、公共事業の見直しを行わなければ財政再建はできません。国土交通省をつくり、従来型のゼネコン浪費型公共事業を推進し、利権と腐敗構造を二十一世紀まで温存させるものです。

第三の理由は、本来、国の責任で行うべき公共分野を放棄し、国民生活に密着した部門を縮小しているからです。

財務省の編成方針に財政構造改革の推進が明記され、労働福祉省の編成方針では社会保障制度の構造改革を推進するとしています。財政構造改革

は、社会保障や医療、教育、中小企業、農業予算を容赦なく削減するものであり、社会保障制度の構造改革は、保険あつて介護なしの介護保険、医療保険制度、年金制度の全般的改悪など、社会保障制度の連続切り捨てをねらつたものであります。

農水省の編成方針は、食料自給率の向上に一言も触れられていないばかりか、大規模農家に農業政策を絞り込む新政策を推進することになっています。これは、家族経営中心の日本農業を崩壊させ、ひいては食料自給率を引き下げることにあります。

さらに、法案は郵政事業の民営化にレールを敷くものであるからです。

第四の理由は、独立行政法人制度を導入し、国民生活にかかわる公共の分野を減量という名で徹底的に切り捨てる仕組みづくりを目指しているからです。

独立行政法人の対象は、国立試験研究機関、検査検定、作業施設、国立大学など、公務員全体の七五％にも及ぶものです。基礎研究や公共的、長期的視野に立った研究は、どれをとっても、独立行政法人における三年から五年で結果が出るような単純なものではありません。このように、国の責任を放棄し、公務員に雇用不安を引き起こすものであります。

そもそも国の行政とは、憲法でも明確なように、国民の福利と基本的人権の保障を実現するために存在するものであり、行政改革は、その目的の実現を図るために行政を見直すことにあります。行政のゆがみに指一本触れない橋本行革は、「この国のかたち」を一層いびつにするだけであり、このゆがんだ国の形を正常な形にするためには、まず国づくりに失敗した自民党橋本内閣が退陣することです。

日本共産党は、二十一世紀に向け、取り返しのつかない破局に国民を導く本法案を廃案に追い込むまで、全力で奮闘する決意を表明いたします。なお、民主党案、平和・改革修正案、いずれも

見解を異にするので賛成できないことを述べて、反対討論を終わります。(拍手)

○高島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高島委員長 これより採決に入ります。まず、伊藤英成君外三名提出 行政改革基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高島委員長 起立少数。よって、伊藤英成君外三名提出 行政改革基本法案は否決されました。

次に、内閣提出、中央省庁等改革基本法案及び若松謙維君外一名提出の修正案について採決いたします。

まず、若松謙維君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高島委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、内閣提出、中央省庁等改革基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高島委員長 この際、ただいま議決いたしました内閣提出、中央省庁等改革基本法案に関し、野呂田芳成君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。福島豊君。

○福島委員 私は、自由民主党、民主党、平和・改革及び社会民主党・市民連合を代表して、中央省庁等改革基本法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。中央省庁等改革基本法案に対する附帯決議

議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、我が国の社会経済構造の転換を促進し、より自由かつ公正な社会の形成に資するため、中央省庁等改革による新たな体制の実現に向けて、不退転の決意で取り組むこと。

一 国民負担の軽減を図るため、政府は、行政のスリム化、特に国の事務・事業の廃止等を含む見直し、公務員数の削減、府省の局・課・室数の削減を着実に実行すること。

一 政府は、中央省庁等改革基本法案に基づく国の行政機関再編成の大前提となる、規制撤廃・緩和、地方分権の推進、公務員制度改革等について速やかに具体策を策定し、国会の審議に供すること。

一 行政機関の編成は本来柔軟であるべきこと等から、政府は、今後再編成の具体化に当たっては、社会情勢の変化等を踏まえて柔軟に対応すること。

一 各省設置法その他関係法律の立案に当たっては、事前裁量型の行政から明確なルールに基づいた行政への転換を目指して、各省の裁量による恣意的行政を排除し、行政指導の濫用を招くことのないよう、設置法の権限規定等の在り方について検討を行うこと。

一 今後の中央省庁等改革の推進に当たって、中央省庁等改革推進本部に第三者的機関を設置する方向で積極的に検討すること。また、同機関は、中央省庁等改革基本法案に関する国会審議を踏まえ、中立・公正な立場から審議するものとする。

一 中央省庁等改革推進本部は同機関の意見を尊重するとともに、国会に対して適宜、報告を行うこと。

一 同機関の人選に当たっては、国会における論議を踏まえ、広く有識者や国民の意見を反

映できるよう留意すること。

一 独立行政法人制度の適用に当たっては、職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一 公務員の定員削減については、雇用問題に十分配慮して対応すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて各委員御承知のことと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○高島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

野呂田芳成君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。小里総務庁長官。

○小里国務大臣 ただいま議決のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○高島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました而法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○高島委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

中央省庁等改革基本法案に対する修正案
中央省庁等改革基本法案の一部を次のように修正する。

第二十条第八号中「金融破綻処理制度」を「平成十三年三月三十一日まで財務省が担う金融破綻処理制度」に改める。

別表第二の備考二中「金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間」を「平成十三年三月三十一日まで」に改める。